



バンコク気候変動会議

2012年8月30日 - 9月5日

条約の下での長期協力行動に関する特別作業部会 (AWG-LCA)、京都議定書の下での 附属書 I 締約国の更なる約束に関する特別作業部会(AWG-KP)、行動強化のためのダーバンプラットフォーム(ADP)に関する特別作業部会の非公式追加会議は、本日、タイ、バンコクの国連経済社会委員会アジア太平洋部の国連会議場で開会し、2012年9月5日まで続けられる。

AWG-KP会議は、2012年12月、カタールのドーハで同グループの作業を成功裏に終了させるべく、留保されている問題の解決を図り、京都議定書の締約国の会合の役割を果たす締約国会議 (CMP)での採択に向けた改定案を提出する。これにより議定書の下での第2約束期間は、2013年1月1日から直ちに開始することになる。

AWG-LCAは、ダーバンのCOP 17で定められた特定のマンデートを遵守すべく、現実的な解決策を探る作業を継続する。焦点は、ドーハ会合において各要素の結論を出すにはどのような実質的成果を出す必要があるか、各要素をAWG-LCAの最終成果に反映させる方法とは、COP 18以降も追加作業が必要となるかどうか、必要となる場合は具体的な問題を特定し、このような問題に技術的作業や政治的な配慮が必要かどうかである。締約国は、AWG-LCAのドーハの成果に関する基本文書の作成作業を開始すると期待される。バンコクでは、決定書 2/CP.17 (AWG-LCA作業成果) に基づき、5つのワークショップも開催される。

ADPでは、ADPに関する各国のビジョンや願望、作業の結果とそのような結果を達成する方法について締約国が議論すると思われる。さらに締約国は、野心強化の方法や ギャップを埋める機会、実施方法の役割、国際協力イニシアティブの強化方法、ADPの作業の枠組みとなる要素についても議論する。締約国は、条約の原則に対する影響についての考えも議論する。

UNFCCCと京都議定書のこれまで

気候変動に対する国際政治の対応は、1992年、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の採択に始まる、この条約は、気候系に対する「危険な人為的干渉」を回避するため、温室効果ガスの大気濃度安定化を目指し、枠組みを規定する。条約は、1994年3月21日に発効し、現在195の締約国を有す。

1997年12月、日本の京都での COP 3の参加者は、UNFCCCの議定書で合意した、この議定書において、先進工業国および市場経済移行国は排出削減目標の達成を約束する。UNFCCCの下では附属書 I 締約国と呼ばれる諸国は、2008-2012年（第1約束期間）の間に6つの温室効果ガスの排出量を全体で1990年比平均5%削減し、各国により異なる特定目標を持つことで合意した。京都 議定書は、2005年2月16日に発効し、現在、192の締約国を有する。

2005-2009年の長期交渉：2005年末、カナダのモントリオールで開催されたCMPの第1回会合は、議定書3.9条に則り、AWG-KPの設立を決定し、第1約束期間終了の少なくとも7年前に附属書 I 締約国の更なる約束を検討することをマニフェストとした。またCOP 11は、「条約ダイアログ」と呼ばれる4回のワークショップのシリーズを通し、条約の下での長期的協力を検討するプロセスも創設した。

2007年12月、インドネシア、バリでのCOP 13および CMP 3は、長期問題に関するバリロードマップで合意した。COP 13は、バリ行動計画を採択し、緩和、適応、資金、技術、長期協力行動の共有ビジョンに焦点を当てるマニフェストを持つAWG-LCAを設立した。AWG-KPの下では、附属書 I 締約国の更なる約束に関する交渉が続けられた。2つの交渉トラックが結論を出す期限は、2009年12月のコペンハーゲン会議であった。その準備作業として、両AWGsは、2008-2009年、数回の交渉会議を開催した。

コペンハーゲン：デンマーク、コペンハーゲンでの国連気候変動会議は、2009年12月に開催された。大きな注目を浴びた会議の特徴は、透明性やプロセスに関する論争であった。ハイレベルセグメントでは、主要経済国や地域代表、その他の交渉グループ代表で構成されるグループが非公式交渉を行った。12月18日深夜、その会議の結果として、政治合意「コペンハーゲン合意」が成され、その後、採択のためCOPプレナリーに提出された。13時間にわたる議論の末、結局、参加者は、コペンハーゲン合意に「留意する」ことで合意した。2010年、140カ国以上がこの合意への支持を表明した。さらに、80カ国以上が、国家緩和目標または行動に関する情報を提出した。また締約国は、AWG-LCAおよびAWG-KPのマニフェストをそれぞれ COP 16およびCMP 6まで延長することで合意した。

カンクン：メキシコ、カンクンでの国連気候変動会議は、2010年12月に開催され、締約国は、カンクン合意を最終決定した。条約の交渉トラックでは、決定書 1/CP.16において、世界の平均気温の上昇を2°Cで抑えるには世界の排出量の大幅削減が必要であると認識した。締約国は、世界の長期目標をレビューし続け、2015年までのレビューで更なる強化を検討することで合意し、これには1.5°C目標の提案のレビューも含めることで合意した。締約国は、先進国および途上国がそれぞれ通知してきた排出削減目標および国家適切緩和行動(NAMAs)に留意した。(FCCC/SB/2011/INF.1/Rev.1とFCCC/ AWGLCA/2011/INF.1、両方ともカン

クン会議後に発行) また、決定書1/CP.16は、計測、報告、検証(MRV)ならびにREDD+など、緩和の他の側面を記載した。

さらにカンクン合意は、数件の新しい制度やプロセスを創設した、この中にはカンクン適応枠組、適応委員会、技術メカニズムが含まれ、後者の中には技術執行委員会と気候技術センター・ネットワークが含まれた。グリーン気候基金(GCF)が創設され、24人のメンバーによる理事会が統治する新しい条約資金メカニズムの運用機関として認定された。締約国は、この基金の設計を課題とする暫定委員会、資金メカニズムに関しCOP を支援する常任委員会の設置でも合意した。締約国は、先進国が2010-2012年に早期開始資金300億米ドルを供給し、2020年までに合同で1千億米ドルを動員する約束したと認識した。

議定書の交渉トラックで、CMPは、附属書 I 締約国に対し、気候変動に関する政府間パネルの第4次評価報告書に明記する範囲に合わせた合計排出削減量を達成すべく、野心度を引き上げるよう促し、土地利用、土地利用変化、森林に関する決定書 2/CMP.6を採択した。

両AWGsのマンデートは、ダーバンの国連気候変動会議まで延長された。

ダーバン: 南アフリカ、ダーバンでの国連気候変動会議は、2011年11月28日から12月11日に開催された。ダーバンの成果は、広範な題目を網羅し、特に京都議定書の下での第2約束期間の設置、条約の下での長期協力行動に関する決定、GCFの運用開始に関する合意が含まれた。締約国は、「全ての締約国に適用可能な、議定書、法的制度、もしくは法的効力を有する合意成果の作成」をマンデートとする新しいADPの立ち上げでも合意した。新しい交渉プロセスは、2012年5月に開始し、2015年末まで続く予定である。その成果は、2020年に発効し、それ以降、実施されるはずである。

AWG-LCAとAWG-KPのマンデートは、ドーハまで再度延長された。

2012年ボン気候変動会議: ボン気候変動会議は、2012年5月14-25日、ドイツのボンで開催された。この会議は、実施に関する補助機関および科学的技術的助言に関する補助機関の第36回会合で構成された。またAWG-LCA 15、AWG-KP 17、ADPの第1回会合も行われた。AWG-KPの下では、京都議定書の下での第2約束期間の最終的な採択の問題、そしてAWG-KPのCMP 8での作業完了に焦点が当てられた。多数の疑問点が保留のまま残され、この中には京都議定書の下での第2約束期間の長さや余剰ユニットの繰越の問題が含まれた。

AWG-LCAでは、議題書で合意した後、AWG-LCAの作業をCOP 18で完了可能にするにはどの問題を検討する必要があるか、論争が続いた。先進国は、「大きな進展」を強調し、カンクンおよびダーバンで多様な

新しい制度が設置されたことを強調した。多数の途上国は、バリ行動計画のマンデート遵守に必要とされる問題の議論を続けるべきと指摘した。

ADPでは、議題と役員を選出が議論の中心であった。ADPプレナリーは、議題書を採択し、2つの作業の流れを開始した、一つは決定書 1/CP.17 (ポスト2020年体制)のパラグラフ2-6に関する問題の議論、もう一つはパラグラフ7-8 (2020年までの時間枠における緩和野心引き上げ)に関する問題の議論であり、会議最終日には、役員を選出で合意した。

会合期間外のハイライト

長期資金に関するUNFCCCワークショップ：このワークショップは、2012年7月9-11日、ドイツのボンで開催された。各国政府、主要金融機関、民間部門の組織、市民団体から140の代表がワークショップに参加した。参加者は、気候変動に対する資金の動員規模拡大にむけた主要問題について議論した。

気候変動に関する第11回BASIC会議：気候変動に関するBASICの第11回閣僚会議は、2012年7月12-13日、南アフリカのヨハネスブルグで開催され、ブラジル、南アフリカ、インド、中国 (BASIC)の代表が参加した。「BASIC-プラス」手法に合わせ、他の交渉グループの代表も出席した。この会議は共同声明を発表し、ADPプロセスと成果はどちらも条約の原則や規定に完全に則った、条約の下のものであるべきと再確認した。

カルタヘナ・ダイアログ：進歩的行動のためのカルタヘナ・ダイアログ (カルタヘナ・ダイアログ) は、2012年7月19-20日、タジキスタンのデュシャンベで会合し、AWGsの非公式追加会合およびCOP 18を前に、主要な疑問について議論した。ADPに関し、参加者は特に次の点を取り上げた：ADPの作業開始に弾みをつけるため、バンコク会議をどのように活用すべきか；新たな法的拘束力のある合意に関するCOP 18の成果物に対する期待；ADPの作業構成に含めるべき要素。資金問題に関し、参加者は次の問題などを議論した：AWG-LCAが終了することから、COP 18以降での資金のダイアログについて、締約国が予想する議論のタイプ；資金源および民間資金のポテンシャル、そしてこれらの資金が2020年の資金目標達成で果たす役割を明確にするため、革新的な資金源および民間の資金を交渉に加える方法。

グリーン気候基金第1回会合：GCFの第1回理事会会合は、2012年8月23-25日、スイスのジュネーブで開催され、理事会の作業計画を検討し、基金の運用開始に向けた作業を開始した。Zaheer Fakir (南アフリカ)とEwen McDonald (オーストラリア)が理事会の共同議長に選出され、1年間務めることとなった。参加者は、次の各国の申し出に基づき、GCFホスト国選抜方法に関する決定書を採択した：ドイツのボン；メキシコのメキシコシティ；ナミビアのウィンドホーク；ポーランドのワルシャワ；韓国の松島市；スイスのジュネ



Earth Negotiations Bulletin
Bangkok Climate Change Conference - August 2012
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg17i/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

ープ。理事会は、2012年10月18-20日、韓国の松島での第2回会合開催で合意した、この会議でホスト国を決定し、COP 18にその決定を送ることが期待される。

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Asheline Appleton, Leila Mead, Delia Paul, Eugenia Recio, Mihaela Secieru and Antto Vihma, Ph.D. The Digital Editor is Francis Dejon. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the European Commission (DG-ENV), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), and the Government of Australia. General Support for the Bulletin during 2012 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, the Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022, USA. The ENB Team at the Bangkok Climate Change Conference - August 2012 can be contacted by e-mail at <asheline@iisd.org>.

バンコク気候会議ハイライト

2012年8月30日木曜日

AWG-LCA、AWG-KP、ADPの非公式追加会合が、タイのバンコクで開会された。AWG-KPコンタクトグループは午前中に会合を開いた。AWG-LCAの下では、午前と午後、REDD+関係の資金の規則、手順など結果ベースの行動の全面実施のための資金オプションに関するワークショップが開催された。午後、ADPビジョンに関するADPワークストリーム1ラウンドテーブルが開催された。AWG-LCAコンタクトグループは、午後に会合を開き、適応と技術について議論したほか、共有ビジョンに関する非公式グループも会合を開いた。AWG-KPの数値/文書に関するスピノフグループは午後に会合した。

AWG-KP

プレナリー：開会にあたり、AWG-KP議長のMadeleine Diouf (セネガル)は、保留問題での進展を図るよう締約国に勧めた、この問題には次のものが含まれる：京都議定書第2約束期間の長さ；排出制限、削減の数量目標 (QELROs)；割当量単位(AAUs)の繰越の影響；第2約束期間に参加しない締約国のメカニズムへのアクセス；第1約束期間から第2約束期間へのスムーズな移行を確保するための法律上の問題。

コンタクトグループ：アルジェリアはG-77/中国に代わり発言し、附属書I 締約国に対し、野心レベルの引き上げを勧め、QELROsを提示していない締約国に対し、提示を促した。韓国はEIGの立場で発言し、8年間の第2約束期間への支持を表明し、QELROsの中間レビューと柔軟なプロセスを保持する必要があると強調した。

EUは、第2約束期間は「ダーバンパッケージ」の1部に過ぎないと強調し、8年間の第2約束期間を支持し、締約国の約束に関する野心レベルを、AWG-LCAの下でのレビュープロセスにならひ、2015年にレビューするよう提案した。

ナウルはAOSISの立場で発言し、会計上のごまかしや条件付けなど「見せかけ (window dressing)」に対する懸念を提起し、5年間の約束期間を支持した。

スワジランドはアフリカグループの立場で発言し、野心レベルの引き上げ、5年間の約束期間、余剰AAUsの繰越問題の速やかな解決、第2約束期間に入る（入らない？：訳者注）締約国に対する柔軟性メカニズムの制約を求めた。

ガンビアはLDCsの立場で発言し、ADPの下での新しい議定書の進展を図るため、AWG-KPの成功裡の終了を求め、5年間の第2約束期間を支持した。

サウジアラビアはアラブグループを代表して発言し、先進国が義務に法的拘束力を持たせ続けるよう求め、約束期間の間のギャップを回避するよう求めた。

ベネズエラはALBAの立場で発言し、先進国に対し、ドーハ会合で「明確かつ意味のある」第2約束期間を採択し、歴史責任を果たすよう求めた。

南アフリカはBASICを代表して発言し、現在のプレッジの野心レベル引き上げを求め、議定書改定案の採択がドーハ会合成功の「かなめ (cornerstone)」になると述べた。

フィリピンは「同じような考えをもつ途上国」グループを代表して発言し、プレッジベース手法の採用に警告し、集約システム、共通の会計方式と努力の比較可能性が必要であると強調した。

数値/テキストスピノフグループ：午後の非公式会議では、2件のプレゼンテーションが行われた。ウクライナは、QELROに関する自国の最近の提出文書について説明し、事務局は、「基本年に対する割合で示されたQELROsと排出絶対量レベル」に関するテクニカルペーパーを提示した。参加者は次の項目についても議論した：スピノフグループの担当範囲；繰越に関する提案の取りまとめ努力；QELROsとIPCCの範囲の関係；事務局の取りまとめ文書の位置付け。

AWG-LCA

プレナリー：AWG-LCA議長のAysar Tayeb (サウジアラビア)は、非公式AWG-LCAプレナリーを開会し、このグループのバンコクでの課題には次のものが含まれると指摘した：実質的な審議を続け、必要となりうる他の決定書を探求し、ドーハ会合で最終決定すべきAWG-LCA成果の基本文章を作成する。同議長は、次の文書の作成を指摘した：BAPマנדートで提起された問題の概要を示し、その後の進捗を明記するマトリックス表；これらの問題に関する非公式覚書、これには多様な項目のそれぞれの議論の成熟レベルも反映する。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、AWG-LCAをドーハ会合で終了させるために決定書を追加する必要はないと述べた。同代表は、意見の一致が可能な分野を明らかにするよう求め、全ての未

解決の問題で意見の一致が得られるわけではないと指摘し、バンコク会合の結論としてどのような成果または文書を考えているかを問うた。

アルジェリアはG-77/中国の立場で発言し、次の項目の必要性を強調した：緩和と適応のバランス；野心引き上げを確保する資金、ただし公共部門の長期資金に重点を置き、途上国に資金負担を転換しない。EUは、AWG-LCAがドーハ会合で終了した時点で、個別の問題の議論を進展させる最も適切な組織をと主張し、これをADPに移行することを回避するよう主張した。同代表は、AWG-LCAの解散に関する決定でADPの進展を遅らせることがあってはならないと述べた。

スワジランドはアフリカグループの立場で発言し、ブレッジの経済全体排出削減目標への転換に関し、先進国から進展を始めるよう求め、LDCsの立場で発言したガンビアと共に、中期資金に関する明確な展望がないことへの懸念を表明した。エクアドルはALBAの立場で発言し、先進国の緩和はBAPからの重要な保留問題だと強調した。同代表は、共通するが差異のある責任の原則と相応の能力をこのグループの作業の主要要素と位置付け、このグループの決定書草案文書を検討するよう求めた。南アフリカはBASICの立場で発言し、衡平性や知的財産権(IPRs)、ユニラテラルな貿易措置など未解決の問題に焦点を当てた。エジプトはアラブグループの立場で発言し、次の項目を求めた：条約の原則の確認；BAPの効果のある実施；AWG-LCAで未完となる作業全ての今後の進め方の検討。

コンゴ民主共和国は、アルジェリア、アルゼンチン、ボリビア、中国、キューバ、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、インド、イラク、クウェート、マレーシア、ニカラグア、フィリピン、サウジアラビア、スリランカ、スーダン、タイ、ベネズエラの立場も合わせて発言し、ドーハでのAWG-LCAの終了は、BAPマンドートの全要素で合意が成立した場合にのみ行われるはずだと述べた。同代表は、次の項目を含める保留問題に焦点を当てた：歴史的責任、持続可能な開発およびIPRsに対するアクセスの衡平性など「内容要素 (contextual elements)」の共同の理解改善；第2約束期間の緩和野心の引き上げ；議定書の締約国でない国の努力の比較可能性確保。コスタリカは熱帯雨林諸国連合の立場で発言し、市場メカニズムについて合意し、REDD+への投資を増加することが必要だと強調した。

ニカラグアはSICAの立場で発言し、BAPの全ての柱について合意に達することは、AWG-LCA終了の前提条件であるとし、特に長期資金および共有ビジョンに関係する保留問題を指摘した。

会合の閉会にあたり、AWG-LCA議長のTayebは、保留問題の解決方法について考えを書面にするよう参加者に求めた。

AWG-LCAコンタクトグループ：適応：AWG-LCA議長のTayebは、AWG-LCAコンタクトグループ会合を開会し、締約国に対し、「適応に関する行動強化」の非公式覚書を検討するよう求め、次のものなどボン会合で提起された枠組み要素や疑問点に注目した：適応支援；国家適応計画；条約の仲介者的役割の強化；強靭さを高めるための経済の多角化。同議長は、COP 13からSB 36に送られた適応に関する決定や行動を示すマトリックス表を提出した。

アルゼンチンはG-77/中国の立場で発言し、LDCsの立場で発言したバングラデシュ、その他と共に、適応の実施方法を強化する必要があると指摘した。ボリビアは多数の国の立場も代表して発言し、適応行動の実施にインセンティブを提供する方法、および適応に関する行動強化の実施を一貫性のある形で推進する方法に関するワークショップをSB 38と平行して行う方法について、関連する条約組織やその他と共に提案書を作成するため、常設委員会と協力して、適応委員会を通すプロセスの設置を提案した。

ナウルはAOSISの立場で発言し、災害リスク管理および気候変動の適応を合同で実施するよう求め、国レベルの制度の強化が必要だと強調した。

ノルウェーは、適応に関する作業を支援し、その基となる関連の決定書を指摘した。米国は、適応委員会などの関連のメカニズムが設置されていると指摘し、ただし、このメカニズムがどう作用するかについては懸念があると指摘した。同代表は、実施方法は資金グループで検討されていると指摘した。議論が続けられる。

技術：AWG-LCA議長のTayebは、「技術開発および技術移転に関する行動強化」と題する非公式覚書を提出した、この覚書には次のものが含まれる：枠組み要素、気候技術センター・ネットワーク (CTCN)および技術執行委員会(TEC)の機能、資金メカニズムおよび他の題目別組織とのリンク。同議長は、BAPの採択以降の技術関連決定書のマトリックス表も提出した。その後の議論の中で、締約国は、特に次の点に関し、それぞれの意見を述べた：TECとCTCNの関係；これら新しい組織の機能とマンデート；ダーバンで決定されたものを超える問題についても議論する必要性；ドーハ会合で必要な決定書の範囲；UNFCCCにおいてIPR問題を議論するかどうか。

会合期間中ワークショップ：資金の規則および手順などREDD+に関係する結果ベース行動の全面实施を目的とする資金オプション：このワークショップの進行役はYaw Osafo (ガーナ)が務めた。

全体プレゼンテーション：事務局は、REDD+の結果ベース行動への資金供与の規則および手順に関するテクニカルペーパー (FCCC/TP/2012/3)を提出した。

技術的プレゼンテーション：パプアニューギニアは熱帯雨林諸国連合の立場で発言し、新しい市場ベースメカニズムの主要要素を提示した、それは：REDD+活動の資金フェーズ3のみを想定された；適切な国家規模；国内の参照レベルを事前に定義し、相応する排出枠が発行されるという「ハイブリッド」の取引方法を伴う。

ブラジルは、各国の優先策に応じた活動支援のため、自治権の発揮を可能にし、環境の十全性も可能にする、単純で透明性のある手法の例として、アマゾン基金について説明した。同代表は、REDD+の資金供与について、他の緩和分野に配慮し、不適當な技術面の要求を避けるよう提案し、適切な市場メカニズム手法にはオフセットメカニズムは含まれないと強調した。

ボリビアは、同国において、「母なる大地と生命の健全な発展に関する法律」が最近可決されたと強調し、この法律により、森林の健全かつ持続可能な管理のための緩和と適応合同のメカニズムが設置されると述べた。同代表は、このメカニズムは事前の資金供与が基本であるとし、特に次の点を提案した：このメカニズムのためのGCFの窓口創設；SBSTAの指導の下での専門家諮問グループの設置。

スーダンもLDCsの立場で発言し、REDD+実施では公共部門の資金を主な資金源にすべきだと述べ、次の必要性を強調した：社会経済発展の概念の下でREDD+を議論する；炭素以外の便益および各国の実施上のリスクにも適切な配慮をする。

インドネシアは、REDD+の異なるフェーズでは別々な資金オプションを策定し、早期開始資金と長期資金のギャップを埋めることも含めるよう求めた。同代表は、REDD+の枠組は検証可能な排出削減以上の多数の便益を提供すべきだと強調した。

米国は、可能性ある資金ツールの概要を紹介した、この中には次のものが含まれる：助成金や融資など、事前のまたは事後の資金供与；商業上のリスクおよび政治リスクのための保険など、リスク軽減ツール。メキシコは、コロンビア、コスタリカ、ホンジュラスの立場も代表して発言し、REDD+の国内資金アレンジの要素について説明し、二酸化炭素1トンに相当する REDD+ユニットという概念を提案し、これは次の項目に基づき発行されるべきだと述べた：MRVを受けた行動；確立された森林の参照レベル；セーフガード情報システム；国内REDD+レジストリ。

フィリピンとスイスは、REDD+のセーフガードに合わせた結果ベース行動の全面実施に対し、資金を提供する枠組みでは、国内の経験の情報提供を確保するよう強調した。

詳細の議論：参加者は、資金供与オプション、資金源と関係行動を可能にする条件、結果ベースの行動の全面実施に対する資金の規模を拡大するために必要な配慮について議論した。一部の締約国は特に次の点に

注目した：REDD+のフェーズ1および2に参加する諸国では、公共資金を行動をとれるようにする主な条件とすべき；REDD+のフェーズ3では、リーケージ、追加性、国内の能力および適切な国家統治枠組みが重要である。ある締約国は、決定書2/CP.17 (AWG-LCAの作業成果)の中に、基本的要素は既に定められているとし、これには国内戦略または計画、モニタリングシステム、国内参照レベル、セーフガードに関する情報提供システムが含まれると述べた。

その後、REDD+投資での民間部門の役割について議論した、特にそのような投資に対するインセンティブをUNFCCCの下で開発できるようにする条件について議論した。多数の締約国が、民間部門にプラスのシグナルを送るには排出削減目標の野心レベル引き上げが必要だと強調した。一部の者は、次の点を強調した：炭素の価格付け；投資の予見可能性の確保とこれを可能にする規制環境；民間部門のパートナーシップ推進；規則および手法論の更なる明確化。多数の途上国が、REDD+の資金供与で民間部門が役割を負っても、附属書I締約国の資金提供義務にとってかわるわけではなく、公共資金に代わるわけでもないと強調した。他の提案には次のものが含まれる：国内プログラムに焦点を当てる；途上国政府の民間部門との取引に対するインセンティブを提供する；民間部門の参加推進のため、社会、環境、統治上のセーフガードを設ける。

締約国はこれに続いて、結果ベースREDD+行動の全面実施に対する資金枠組みの要素について議論し、政策面、ガバナンスと制度上の必要条件、検証された排出削減量を超えるREDD+行動および活動関係に対する支払い、他の資金オプションおよび制度とのリンクに焦点を当てた。

他の主要要素の議論では、次の必要性も論じられた：GCFの下でのREDD+窓口の確保；UNFCCCの下でのREDD+統治組織の調整メカニズム；国内レジストリと国際レジストリのリンク推進。締約国は炭素以外の便益を与える活動についても議論した。

ADP

プレナリー：ADP共同議長のHarald Dovlandは、ADP非公式プレナリーを開会し、この1週間の作業はADPの作業および野心という2つのワークストリームに関するラウンドテーブル会合の形で行われると指摘した。同議長は、ラウンドテーブルは、相互作用が強く、忌憚のない議論を推進し、具体的なアイデアを出せる特性があると強調した。

G-77/中国は、ダーバンプラットフォームについて次のように述べた：緩和と適応、実施方法との強力な結び付きを確保しなければならない；衡平性とCBDRの原則を含める。スイスはEIGの立場で発言し、ドーハ会合では、2015年までの作業計画を設定する必要がある、これにはマイルストーンも含めると述べた。

アフリカグループは、炭素市場の利用制限を支持し、その他の措置の中でも技術移転の会計規則とプロセスを確立する必要があると強調した。オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、支援は既存のメカニズムを通して提供されるべきだと述べ、全ての締約国に適用される法的拘束力のある体制を求め、21世紀の現実に合わせて、既存の体制を更新する必要があると強調した。

ナウルはAOSISの立場で発言し、SIDSでの気候変動影響においては、適応が十分な解決策となりうるかどうか、GCFがそのような措置に対し支払う能力があるかどうかを問い、ADPの下では緩和を優先するよう求めた。同代表は、原則に関する別なラウンドテーブルに反対し、原則は2つのワークストリームの作業の指針となるはずだと指摘した。

ドミニカ共和国は熱帯雨林諸国連合の立場で発言し、野心のギャップを埋めるには、将来の気候体制にREDD+メカニズムを入れる必要があると述べた。南アフリカはBASICの立場で発言し、ADPの成果は、条約の全ての原則、特にCBDRと衡平性に完全に則るものであるべきだと強調した。

アルゼンチンは、アルジェリア、ボリビア、中国、キューバ、コンゴ民主共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、インド、クウェート、マレーシア、マリ、ニカラグア、パキスタン、フィリピン、サウジアラビア、スリランカ、スーダン、タイ、ベネズエラの立場も代表して発言し、全てのADPの作業は条約の下で行われ、条約の原則を守る必要があると繰り返し発言し、適用の普遍性は適用の同一性ではないと述べた。同代表は、ADPを、先進国が条約の下での法的拘束力のある約束の「船から逃げる (jump ship)」手段にしてはならないと述べた。同代表は、他のAWGsでまだ検討が進められている問題について、これらAWGsがそれぞれの作業の結論書をまとめるまで、ADPは、これらの問題に関する実質的な作業を開始してはならないと述べた。EUは、ポスト2020年枠組に条約の原則をどう適用するか議論する必要があると強調し、これにより全ての締約国が約束を有し、今後の作業は全て2つのワークストリームに沿って行われるべきだと強調した。ボリビアはALBAの立場で発言し、先進国に対し、自国の歴史責任を全うするよう求めた。ニカラグアはSICAの立場で発言し、ADPの作業にはBAPの全ての柱が含まれるべきだと述べた。

シンガポールは、先進国に対し、ユニラテラルな措置をとることは控えるよう求め、国情を認識し、これに合わせるよう求めた。

気候行動ネットワークは、次のことを求めた：MRVにおけるCBDRについての合意；世界的努力での公平な責任分担のためのオプションを有するADP作業計画。気候正義ネットワークは、緩和行動の負担を貧者に転嫁することに懸念を表明し、ADPの作業が他の作業部会で行われている交渉に予見を与えることがあってはならないと述べた。

ラウンドテーブル：ADP共同議長のJayant Moreshwar Mauskar (インド)は、ワークストリーム1のADPラウンドテーブル参加者に対し、次の点を議論するよう求めた：ADPの作業の主な外枠および要素に関するビジョン；これを実現するため、現在から2015年の間までに必要な作業、特に2013年で必要な作業。

ナウルはAOSISの立場で発言し、適応措置が産業革命前比で1.5°Cの気温上昇に対応するかそれとも3°C以上の上昇に対応するはずかを決定すべく、2020年までの緩和面のギャップを埋めるよう求めた。

中国は、先進国の排出削減約束をさらに高め、開発途上締約国への資金および技術の提供を増やす形で、2020年までの緩和のギャップを埋めるよう求めた。

シンガポールは、各国の「3つのCs」、すなわち国により異なる内容、制約条件、貢献度を考えるよう求めた。

ボリビアは、現在の京都議定書の締約国による排出削減を確保するため、これら諸国に対する遵守システムを求め、公平性と開発の権利を強調した。EUは、全ての締約国が約束を持つ、条約の下での新しい議定書を支持した。同代表は、条約の原則が適用されるとの内容は既に変更されており、緩和を新しい合意の中心にすべきだと強調した。

グレナダは、新しい議定書を支持し、決定書1/CP.17の解釈が多種多様であることを認めた。同代表は、全てのBAPの柱を扱い、緩和のギャップを閉ざし、野心を引き上げることを強調した。日本は、全ての締約国への適用可能性、永続的で柔軟性があり、ダイナミックな構造を強調した。同代表は、各国の国情への配慮を支持した。同代表は、現在から2015年までの作業について、ドーハ会合において、将来枠組の要素について話し合う会合期間中ワークショップまたは閣僚ラウンドテーブル会合を開催し、多様な利害関係者が参加するブレインストーミング会合を開催するよう提案し、2013年には一般的な議論からより構造的な議論に移すよう提案した。

スイスは、ポスト2020年の気候体制に焦点を当てても、2020年までの野心レベルの問題解決の重要性が減るわけではないとコメントし、参加者に対し、2つのADPワークストリームを、相互に支え合うものとするよう求めた。同代表は、ADPに対し、野心的で公平、経済や社会のダイナミクスを反映し、投資家に低炭素な将来を保証する、効果の高いポスト2020年体制に向け前進することを求めた。

フィリピンは、ADPの両ワークストリームでの一貫性、資金や技術そしてキャパシティビルディングでの統合手法、UNFCCCの優位性再確認が重要であると強調した。

廊下にて

バンコクのUNESCAPビルの大きな内部に入った参加者は、ドーハでのCOP会合までに残された少ない交渉日数を最大限いかそうと、到着するなり、平行して行われる多数の議論やイベントに参加すべく、真剣に取り組み始めた。

参加者の感覚や期待感はまちまちであり、一部の途上国の参加者は、AWG-LCAとAWG-KPが満足のかく形で作業を終えるまでは、ADPの議論を本当に「飛び立たせる (take flight)」わけにはいかないと指摘し、バリでの約束が現実になることはないのではないかと恐れていた。あるものは、「新しい合意は約束であつて、事実ではない。パラシュート提供の約束だけで、パラシュートなしに他のものを飛行機から飛び出させるわけにはいかない。」と述べた。

別なものは、同じ考えを持つ諸国グループが多種多様に集まり、特定の問題について意見を述べるのが多くなっているとコメントし、これはおそらく、あるベテランオブザーバーが指摘したとおり、「実施に向けた議論が進展するにつれ、途上国の間でも立場の差異化が進んできた」ことを示している。

多忙な一日を終えた後のレセプションでくつろぐ参加者の中には、ちょっとした手厳しいユーモアに逃げるものもいた。天然ガス（輸入）の利用削減を計画しつつも、（国内の）石炭利用を増やす計画をしているある国が、その間ずっと低炭素な経済戦略を開発し続けていると彼らは指摘した。

GISPRI仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Asheline Appleton, Leila Mead, Delia Paul, Eugenia Recio, Mihaela Secieru and Antto Vihma, Ph.D. The Digital Editor is Francis Dejon. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the European Commission (DG-ENV), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), and the Government of Australia. General Support for the Bulletin during 2012 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, the Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPP). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022, USA. The ENB Team at the Bangkok Climate Change Conference - August 2012 can be contacted by e-mail at <asheline@iisd.org>.

バンコク気候会議ハイライト

2012年8月31日 金曜日

午前中、AWG-LCAの下では多様な手法の枠組みに関する会合期間中ワークショップが開催された。ADPの下では、野心に関するワークストリーム2のラウンドテーブル会議が開催された。午後、AWG-LCAでは、新しい市場ベースメカニズム (NMM)に関する会合期間中ワークショップが開催され、ADPのビジョンに関するADPワークストリーム1 ラウンドテーブル会議も木曜日に続き開催された。午前中と午後、AWG-KPおよびAWG-LCAの多数のコンタクトグループ会合や非公式協議が行われた。

AWG-LCA

会合期間中ワークショップ：多様な手法の枠組み：Alexa Kleysteuber (チリ) が、このワークショップの議長を務めた。UNFCCC事務局のNiclas Svenningsenは、最近のワークショップでのプレゼンテーションや議論内容、決定書 2/CP.17 (AWG-LCAの作業成果)のパラグラフ79-86に従い締約国が提出した文書を基に作成したテクニカルペーパー(FCCC/TP/2012/4)のプレゼンテーションを行った。

パネル1：基本原則とその関係：グレナダのHugh Sealyは、この枠組みについて、AOSISは次の項目を期待すると説明した： UNFCCCと他の手法との関係、そして市場アプローチと非市場アプローチの関係を定義づける；実際の緩和便益をもたらす；各国が条約の下での義務を逃れることがないようにする。

ニュージーランドのMatt Patersonは、この枠組みは「手法の図書館」、あるいは努力協調のためのフォーラムになりうるとし、既存のUNFCCCの措置と競合するあるいは重複することはないと述べた。同代表は、既に各国が採用したあるいは採用する可能性があるスキームについて、情報を提供し、事例を示すよう各国に求めることを提案した。

環境防衛基金 (Environmental Defense Fund) のAlex Hanafiは、この枠組みが国内・国内小地域の管轄区域に対して国際的な排出取引に指針を与えられるとし、環境の十全性、市場の健全性を確保するには透明性が重要な要素になると強調した。同代表は、この枠組みは緩和努力への広範な参加を奨めることができるが、野心が低レベルとなるリスクがあると述べた。同代表は、調和させたMRV (測定・報告・検証) システムを持つことを条件に、締約国にGCF (グリーン気候基金) へのアクセス権を与えることを提案した。

Sealyは、補足性や利益の共有の原則が枠組みの一部になるかどうか質問し、非市場メカニズムの可能性を無視することに対し警告した。

パネル2：枠組みの運用開始ツール：このパネルでは次のことが議論された：枠組みの機能発揮に必要な主要要素およびこれら要素を運用開始する実際的なオプション；活動の環境十全性確保；活動の承認または却下に適用すべきプロセスもしくはモデル、中央集権的であるべきか、それとも国家主導で管理されるべきか。

日本のYuji Mizunoは、COPによる基本原則や報告システムの確立を主張し、次の点を強調した：明確に定義された適格性基準；国情に配慮し、過剰な負担とならない、実施可能なモニタリングシステム；透明性の確保；実施締約国による標準の作成。

エクアドルのTarsicio Granizoは、自国の正味排出回避メカニズムについて説明し、このメカニズムでは排出量を増加する活動は補償と引き換えに削減または停止されると述べた。同代表は、市場メカニズム、非市場メカニズムの両方について、一貫性があり、協調し、透明性のある枠組みを強調し、相互交換性よりも環境実績を優先すべきと述べた。同代表は、環境十全性を確保するため、共通合意のできた厳格な基準の遵守と報告および登録のメカニズムを提案した。モデルまたはプロセスについて、同代表は特に、確固とした組織構造、国レベルの参加、運営委員会、執行理事会、指定国家当局を提案した。

OECDのAndrew Pragは、統一フォーマットでユニットの動きを追跡、報告し、登録簿を用い、会計規則を確保するよう主張した。同代表は、多様なレベルでの国際的な精査や統治が可能であるとし、次のものを挙げた：UNFCCCは直接関与しない；UNFCCC組織による承認メカニズム；またはCDM手法と同様、発行手順に直接関与する。同代表は、他のオプションを求めない国の場合、CDMモデルが継続しているとし、ユニットが一般に流通することの重要性を説いた。

その後の議論において、特に次の関係問題が提起された：共通算定規則や環境十全性確保のための規則；ユニットの二重計算回避を目的とする報告制度の強化；二重計算を防ぐ方法および誰が防ぐか；条約の義務遵守のため二国間でのオフセットを行う国；ビジネスが別なオフセットメカニズムではなく、条約内で続行してもらうための協調手法の重要性。

会合期間中ワークショップ：新しい市場ベースメカニズム：このワークショップではAlexa Kleysteuber (チリ)が議長を務めた。事務局は、多様な手法に関するテクニカルペーパーを提出した、これには次のものが含まれる：先進国および途上国で異なる国情を念頭に、緩和行動の費用効果を高め、緩和行動を推進するために市場を用いる機会(FCCC/TP/2012/4)。

範囲と参加: 参加者に投げかけられた問題は、NMMの下で適格となりうる活動の定義づけのオプション、そのような活動のホスト国となりその成果から利益を得るための条件とは何かということであった。

NMMとCDMの比較について、EUのArtur Runge-Metzgerは、NMMの場合、途上国政府が国レベルの政策立案を通して、排出削減に向けたインセンティブ策定に、積極的に参加することを意味すると述べた。同代表は、CDMからNMM手法に移行する締約国は二重計算を避けるため移行フェーズを実施する必要があると述べた。

エクアドルのCarola Borjaは、正味排出回避メカニズムに関する自国の提案を提出した。同代表は、活動のホスト国となる必要な条件の中に、当該締約国は緩和行動もしくは条約の下での約束を公式に宣言する必要性を入れるよう提案した。

NMMにおけるUNFCCCの役割に関し、持続可能な開発のための世界経済人会議のDavid Honeは、選ばれた措置を実施する国を奨励し支援すべきだと述べた。同代表は、UNFCCCは京都議定書が行っているのと同様に炭素排出量に対する市場の需要を喚起すべきだと付け加えた。同代表は、炭素の価格化は民間投資を再度そちらへ向けさせるカギになるとし、これはキャップアンドトレードシステムおよびプロジェクトベースのメカニズムで可能であろうと述べた。

その後の議論で、参加者は特に次の点を取りあげた： 関連する活動実施における各国の主権；環境十全性を確保する方法、二重計算を回避する方法；NMMを実施できる方法。

算定およびユニットのトラッキング: 多様な手法枠組みの下での市場手法のガバナンスに関し、OECDのAndrew Pragは、排出量および目標に関する共通算定規則で合意することの重要性を強調した。同代表は、NMMの概要がまだ明確になっていないことを認め、有効なベースラインを決定することが、NMMのガバナンスのきわめて重要な一歩であるとし、特定の国の国情や政策に対応するため広範なベースラインが有用であるが、これは国際的なレビューの対象となると述べた。

南アフリカのMandy Rambharosは、国内のクレジットを国際的に認められるクレジットに変換するためのメカニズムを開発する必要があると強調し、これには次のものが含まれると述べた： 部門別の適格性；手法論の変換；国際市場参加の最低限の基準についてのガイドライン。同代表は、国際ユニットを追跡する中央集約型方式を提案し、ICAおよびIARなどの既存の組織を利用する可能性があるとして述べた。

ノルウェーのSveinung Kvaloは、一つの登録簿で国際クレジットの発行や取引の追跡をし、UNFCCCの検証を受ける中央集約型のユニット追跡システムを要請した。同代表は、次の項目の必要性を強調した： ICA

や IARで提供可能なプロセスよりも、詳細かつ厳格なMRVプロセス；全ての参加国に対し事前に明確な規則を設定した共通ユニット算定枠組み；環境十全性を確保するための保守的なベースラインの確立。

その後の議論で、参加者は次の項目などを議論した：多様な手法の枠組みに関するワークストリームとNMMに関するワークストリーム間の重複。

コンタクトグループ：資金：午前中と午後、資金に関する議論が行われた。締約国は、「緩和、適応、技術協力に関する行動を支援するための資金源および投資の供与に関する強化された行動」の非公式覚書を検討し、次の項目に関する疑問点、および枠組み要素に焦点を当てた：2012年-2020年の期間の資金供与；他の組織や金融機関とのリンク；MRV；早期開始資金；GCF；長期資金。COP 13以降の決定書および行動を図示するマトリックス表も提出された。AWG-LCA議長のTayebは、締約国に対し、資金に関する決定書草案が必要かどうか検討するよう求めた。

多様な意見が表明され、先進国はカンクンとダーバンでの決定書を指摘し、AWG-LCAは既に重要な成果を挙げており、資金の議論を続ける別なアレンジが既に設定されていると主張した。数カ国の先進国は、AWG-LCAは中期の資金を議論するにふさわしい場ではないと述べた。途上国は、ドーハでの資金に関する決定を想起して、中期資金でのギャップに懸念を表明し、資金援助のMRVおよびその規定の透明性向上を図る必要があると指摘した。

非公式協議：途上国の緩和：進行役のGary Theseira (マレーシア)は、議事進行のための2つのツールを提出した：COP 13以降、途上国締約国がNAMAsに関し行ってきた作業の「鳥瞰図 (bird's eye view)」を示すマトリックス表；枠組み要素、締約国から連絡してきたNAMAsの要素、NAMAsの作成および実施支援の要素を記載する非公式覚書。

米国、ニュージーランド、ノルウェー、カナダ、EU、オーストラリア、スイス、AOSISの立場で発言したマーシャル諸島は、途上国締約国の緩和プレッジの明確化を続けることがこのグループのマネートであり、これは、信頼と確信を築き、今後の進め方について実際的な解決策を明らかにするためには、極めて重要なことであると強調した。これら諸国は、プレッジをまだ提出していない締約国に対し、提出するよう奨め、既に提出された行動の組織的などりまとめを求めた。

中国、ブラジル、南アフリカは、途上国への支援に対するMRVの問題では更なる審議が必要だと強調した。EUはこれに反対し、この問題は別なところで検討されているとし、作業の重複を避けるよう求めた。中国は、関連するNAMAの情報が（国別）登録簿の中に集められていると指摘した。マリは、地域のワークショップを通じた支援、およびCOP 18向けのNAMAs作成および実施に関する手引書を求めた。

先進国 緩和：進行役のAndrej Kranjc (スロベニア)は、バリ以降の決定を反映したマトリックス表と非公式覚書を提出した。多数の先進締約国が、プレッジの明確化やIARなどの分野で進展があったことを強調したが、多数の開発途上締約国は、特に次の点で失望したと強調した：具体的な成果の欠如；先進国の現在の約束の野心レベルの低さ；努力の比較可能性におけるギャップ。ノルウェーは、オーストラリアとEUの支持を受け、全ての締約国に対する共通算定規則を提案したが、ブラジル、中国、インド、ケニアは反対した。

AWG-KP

非公式協議：第2約束期間：締約国は、2つの約束期間の間のギャップに対応するオプションおよび手法を検討した、この中には次のものが含まれた：通常の批准；暫定的な適用；ユニラテラルな宣言；CMP決定書。数カ国の締約国は、これらの手法は相互に支え合うものであり、排除しあうものではないと強調した。締約国は、CMP決定書が法的拘束力を持たないことへの懸念を表明したが、他のものは、暫定的な適用に伴う困難や時間の必要性を指摘した。一部の締約国は、暫定的適用を欠くことは国際的な法的拘束力がなく、ギャップの法的な影響結果に対応しないと強調した。一部の締約国は、CMP決定書はギャップが避けられない場合でも京都メカニズムの「スムーズな転回」を可能にできると述べた。他のものは、京都議定書には第2約束期間とは独立して存在する規定が含まれていると強調した。

ADP

ラウンドテーブル：野心：ADP共同議長のDovlandは、参加者に対し、緩和のギャップ、および野心レベル引き上げのオプションおよび方法について議論するよう求めた。Socorro Flores (メキシコ)は、2012年5月、ドイツのボンで開催された、決定書 1/CP.17 (ADPの設立) パラグラフ8に基づく野心レベル引き上げに関するワークショップの報告書を提出した (FCCC/ADP/2012/INF.1)。

AOSISは、ADPでは、野心ワークストリームを優先すべきと強調した。同代表は、先進国の約束および途上国のNAMAsをより野心的なものにするため、各国の国内行動を可能にする国際的な政策や措置に焦点を当てることを提案した。同代表は、通常のハイレベル会合で野心について議論することを提案した。

LDCsは、ADPの下で意味のある成果を挙げるには、2020年までの期間の野心を引き上げることが不可欠であると強調した。同代表は、ドーハの前の閣僚会議開催を支持し、先進国に対し、次のことを求めた：プレッジの条件を排除する；プレッジを法的拘束力のあるQELROsおよび比較可能な約束に転換する。同代表は、途上国に対し、NAMAsの提出を奨め、LDCsは既に提出していると指摘した。

EUは、先進工業国は野心的な国内行動をとり気候変動で指導的な立場をとるべきであるとし、途上国に対し、特にカンクンやダーバンで設立された多数の制度を利用してNAMAsを提出するよう奨めた。同代表は、

締約国が今年中に現在ある目標やプレッジを引き上げる可能性は少ないことを強調し、ドーハ会議の前のハイレベル会合開催を支持し、この会合では、次の問題に焦点を当てることを支持した；HFCs、バンカー燃料、REDD+、化石燃料補助金、民間部門の資金供与。

インドは、ダーバン会合ではAWG-LCAとAWG-KPの作業完了に関するものなどで、「微妙なバランス」が取られたことを想起した。同代表は、「気候の名前の下で」各国がユニラテラルな措置をとことに警告した。

コスタリカは、チリ、コロンビア、ペルーの立場も代表して発言し、UNFCCCに対し、他の多国間組織、特に ICAOとIMOの更なる参画を得るよう推奨した。同代表は、途上国に対しNAMAsの提出を奨め、「損のない (no-lose)」機会だと指摘した。

南アフリカはアフリカグループの立場で発言し、「約束なしの野心はない」と強調し、ADPの下での野心についての作業が京都議定書の下での約束に代わるものではなく、AWG-LCAでの緩和の交渉に代わるわけでもないことを強調した。同代表は、「10年後に締約国がどこにいるか」を予想しようとする「水晶玉」手法よりも、歴史的な手法に基づく作業を希望した。同代表は、ギャップをなくす方法に焦点を当て、緩和、適応、そして途上国の貢献を支援するための実施方法などを議論するよう提案した。

米国は、「一般的なギャップ (a generic gap)」の存在を認め、気温の目標は前進のための「ビジョン」であるが、2°Cに至る経路は多数あると述べた。同代表は、野心で前進する多様な方法を示した、この中には次のものが含まれた：プレッジを提出していない国によるプレッジの提出、行動できるにもかかわらず行動しない選択をした国があると強調した；自主行動にを通じた既存のプレッジにおいて、努力の枠づけを行う。

アフリカグループは、他の多国間組織での活動による排出削減努力も条約の下で認めるべきだと述べた。米国は、二国間イニシアティブなどプロセスの外での活動による野心の引き上げも推進されるべきだが、UNFCCCの下での認証や承認を受けるために提出する必要はないと述べた。アフリカグループは、同グループの提案は説明責任や透明性を目指すものであり、他のイニシアティブに要求を出す意図はないと明言した。EUは、条約の外で行われる行動に透明性を与えるUNFCCCの役割を強調した。

ラウンドテーブル会議：ADPのビジョン：共同議長のDovlandが議長を務める議議が木曜日から続いている。エクアドルは、人権面からみた気候変動の影響を議論するよう求め、作業部会は提案作成のため2015年まで毎年2回会合することを提案した。

ロシアは、現在の現実を無視する過度に範囲を絞った手法に警告した。同代表は、普遍性を支持し、各国に対しそれぞれの緩和プレッジを公表するよう求めた。同代表は、ADPロードマップは手順上の必要な条件を満たすだけでなく、関連問題の議論も可能にするはずだと述べた。

チリは、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、パナマの立場も代表して発言し、緩和と適応の両方に対応する実施方法を求めた。同代表は、特定の適応および緩和問題での CBDRの議論を支持し、この議論は、合意されたワークストリームに相当する2つのラウンドテーブルで行い、第3のラウンドテーブルで別な議論をしないよう提案した。

米国は、合意はだれにも価値のあるものであるべきで、そうでない場合は、プロセスに参加するインセンティブがないことになると述べた。同代表は、各国の国情や能力に則った柔軟でダイナミック、透明性のあるプロセスを強調した。次のステップについて、同代表は、特にラウンドテーブルと今後出てくる可能性がある技術問題のワークショップという現在の方式の継続を提案した。同代表は、文書を作成する前に、問題について熟慮し、可能なオプションを探るよう提案した。

オーストラリアは、次のような「気候に効果のある」合意を支持した：全てのものに適用される；各国の能力が向上し、信頼が高まるにつれ野心を高めることができるよう、時間がたつにつれ進化できる；各国が行動をとるようインセンティブを提供する。同代表は、条約の原則は永続的であると同時にダイナミックなものでもあり、新しい合意の下での「行動できる差異化」を強調した。

ノルウェーは、新しい合意は次のようなものであるべきだと述べた：効果があり、公平で、現実的、柔軟で、科学に基づくものであり、それぞれの責任および能力に相応する緩和約束を含める。同代表は、法的拘束力があり、規則に基づく、多国間体制で、「ダイナミックな差異化」に対応するものを心に描いた。

パキстанは、一連の目的や根幹の原則、その適用、さらにそこから学んだ教訓について明確にする必要があると述べた。同代表は、全ての締約国への適用可能性がCBDRを無効にしたり、衡平性の考えを打ち消したりすることがあってはならないと強調した。同代表は次の点を強調した：状況がどれだけ変化したかについての共通の理解の欠如；現在の差異化のある構造の保持；効果のある遵守メカニズム。同代表は、ワークショップや、研究、専門家パネルでこれらの要素を議論するよう提案した。

インドは、衡平性、CBDR、歴史的な責任に基づく差異化を求めた。同代表は、ポスト2020年のアレンジには、環境に優しい技術の移転を確保する「執行体制」において、先進国が途上国に提供する支援の量的な形、特定できる形のものを含めるよう提案した。同代表は、ADPは、IPCC、2013-2015年のレビュー、他のAWGsのものも含め新しい要素を考慮するだけの柔軟性を持つべきだと述べた。

LDCsは、新しい議定書、ならびに遵守や透明性を確保する確固としたMRVを求めた。アフリカグループは、将来の法的な成果は、条約に反映される約束の更なる明確化であるべきだとし、具体的には、途上国への資金提供の約束、負担の適切な分担、運用ツールやメカニズムを含めること、全ての資金源の受け入れである。

廊下にて

第2日目、3つの作業部会全てが佳境を迎える中、AWG-LCAグループの参加者は、作業を奨める新たなツールを得た、この中には、新しく作成されたマトリックスやバリ以降の進展を示す非公式覚書、どのような追加作業が必要かを示す非公式覚書が含まれる。「これはいい考えだ、実際に全てのものを明確に示しており、自分たちがどこにあるかがわかる。」と一人の参加者は述べた。

他方、ADPラウンドテーブルの議論では、UNFCCCで大事に奉じられてきた原則を今後も適用させるべく途上国が取り組んだ。あるベテラン交渉担当者は、先進国と途上国の「悪名高きファイウォール」を終わらせるよう求めた。両AWGsを終わらせるには、ドーハマまでに多くの課題を達成しなければならず、多数のものが、ADPが将来の気候体制に向けて、真の前進あるいはギャップの橋渡しを可能にするのではなく、新しい「未解決問題の捨て場」にならないかと恐れた。

GISPRI仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Asheline Appleton, Leila Mead, Delia Paul, Eugenia Recio, Mihaela Secieru and Antto Vihma, Ph.D. The Digital Editor is Francis Dejon. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the European Commission (DG-ENV), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), and the Government of Australia. General Support for the Bulletin during 2012 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, the Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPP). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022, USA. The ENB Team at the Bangkok Climate Change Conference - August 2012 can be contacted by e-mail at <asheline@iisd.org>.



バンコク気候会議ハイライト

2012年9月1日 土曜日

土曜日、ADPの野心とビジョンについて検討するADP会合が終日行われた。また、AWG-KP及びAWG-LCAの下で、数多くのコンタクトグループや非公式協議が午前と午後で開催された。

ADP

ラウンドテーブル: 野心: 金曜日から野心に関する議論が続けられた。多くの途上国が、野心は適応や緩和及び実施手段に対応すべきだと強調した。また、自国の誓約を未だに提起していない締約国に対しては早く実施する必要があると多くが指摘した。

韓国は、国内および国際的な協力を強化するための包括的なアプローチ、および緩和と適応のバランスの必要性を強調し、すでに誓約を出した締約国には前提条件を排除し、誓約のレンジの高い数値の方へ移行すべきだと提案した。

サウジアラビアは、適応に関する野心に取り組む必要があると強調し、締約国による誓約や登録簿及びこれらの問題を議論するためのワークショップ等を通じて行うべきだと述べた。バルバドスは、誓約を高めることで参加を強化させることが不可欠だとし、これは参加のギャップの問題というよりも野心のギャップの問題であると強調した。

スイスは、ノルウェーの支持を受け、作業ラインは競合するのではなく補完的であると見なすべきだと述べた。バルバドスは、野心の作業ラインについては危機意識をもって取り組むべきだと述べた。

スイスは、野心の引上げ作業の前進を妨げている要因は、すなわち各国および合同での行動の潜在力に関する技術的な理解と政治的意思であるとし、経験共有と様々なセクターにおける野心引上げの潜在力の分析について焦点を当てつつ、野心に関するテクニカルな議論を行うよう要請した。ソロモン諸島は、NAMAの強化に向けた実施手段が保証されなければ経験共有は有効でないと述べた。マーシャル諸島は、非国家的な主体の関与を強化・特化させ、相互の交流を図るべきだと述べた。

日本は、緩和行動をめぐる透明性の強化、及びUNFCCCの枠外のものを含めた協力関係の改善を求めた。ノルウェーは、野心引上げには、各国の取組みの内容とその規模を理解するための排出削減量の算定方法を明確にすべきであり、これは京都議定書に基づく約束が課された国にとっては簡単な作業であると述べた。

シンガポールは、補完的なイニシアティブは重要だが多国間システムを強化して多国間組織の様々な能力を尊重すべきだと述べつつ、野心引上げのための3つの側面、すなわち行動のレンジの深化、特に京都議定書の文脈における野心（の深化）、及び誓約のレンジ、行動の幅の拡大について強調した。

ボリビアは、京都議定書第2約束期間の参加を渋る一部の締約国の姿勢を強調し、大勢に役立つシステムを“潰す”ような動きを疑問視し、明確な算定ルールについて規定するシステムやハイレベルな野心と約束が必要なのだと強調した。エクアドルは、国際司法裁判所と連携を図る遵守レジームを提案した。

中国は、実施、約束及び 衡平性のギャップについて強調し、BAPのすべての支柱である野心レベル引上げのための包括的でバランスのとれたアプローチ; 野心は潜在力ではなく責任の問題であること; 長期ファイナンスを含めた他の国際プロセスからのブリーフィングやレポート及び持続可能な開発のための衡平なアクセスに関するワークショップの重要性; 及び補完的な行動に関するいかなる言及もユニラテラルな措置を講じるための口実であってはならないこと等を強く主張した。

オーストラリアは、経験やベスト・プラクティス及びサクセス・ストーリーの共有による野心の促進・奨励要因についての理解; UNFCCCの枠外で行われている補完的な行動の触媒的な効果やデモンストレーション効果の重要性; 野心の段階的引き上げに必要なものに関する締約国からの聞き取り; 及び信頼できる炭素市場の整備について強調した。EUは、UNFCCCが透明性を提供するための方法や他の多国間機関において触媒作用をもたらす行動についての議論をさらに深めるよう提案し、事務局に対しては補完的なイニシアティブに関して整理した数値的なオプションを記載したテクニカルペーパーを作成するよう提案した。

ブラジルは、衡平性及び野心の相互支援作用; WTOや核不拡散条約(軍縮条約)などを具体例として参考にする魅力的な合意の重要性; “さらなる実施のためには一国たりとも京都議定書を脱退しない”; NAMAを推進した途上国を事例としつつ野心を認識することの重要性一等について強調した。また、支援を取り付けるためにNAMAを作成せざるをえないという逆説的な事態について強調し、先進国は途上国との競合関係を生み出すような支援の提供に後ろ向きであると指摘した。米国は、ブラジルが例に挙げた軍縮条約においては締約国の差別化が行われていないと指摘した。

スイスは、閣僚級会合は多用するものではなく、生産性を確実にあげるためにもタイムリーかつ十分に整理した形での実施が必要だと述べた。フィリピンは、途上国の野心は先進国からの支援と結びついており、先進国の緩和の野心はAWGでの議論につながっていると改めて主張した。

コロンビアは、気候変動の議論はもっと幅広い文脈の中で組み立てるべきであるとし、気候変動は世界の安全保障問題であり、安保理事会の議題として位置付けるべきだと提案した上で、適応はその中心議題であり、気候難民に関して気候変動で“逆戻りするという選択肢はない”と述べた。米国は安全保障理事会における気候の議論を想起した。ミクロネシアは米国の支持を受け、例えばHFCやブラックカーボン、メタンや地上レベルのオゾン等に特化したその他のイニシアティブの価値について強調し、野心ギャップを埋めるためには現行の誓約以外の行動も追加で行うべきだと主張した。ナウルは、AOSISの立場から来週の議論では特にドーハの成果や2013年の作業計画及び2013年の野心ギャップ縮小について集中的に行うべきだと述べた。

ラウンドテーブル: ADPのビジョン: 金曜からの議論が続けられた。ブラジルは、ADPはUNFCCCの下で交渉すべきだとの主張を繰り返しながら、2020年以降の新たな法的文書の交渉がダーバン・プラットフォームの主な焦点であることを確認した。また、あまり早期に文書の交渉を開始することに釘を刺し、本来AWG-KP 及びAWG-LCAであるべきところ、これがドーハでの“本当の”成果物を汚染することになると述べた。バルバドスは、特に、新たな法的拘束力を有する合意は、その範囲が包括的で、適応、緩和、資金及び技術について対処するものでなければならないと述べた。

ベネズエラは、ALBA諸国の立場から、一部の締約国が、採択後20年が経過した条約の有効性を疑問視し、特定の条項の再解釈をしようとしていることに懸念を表明した。また、二国間及び多国間の合意に係る柔軟なシステムが多国間ルールに基づくシステムを揺るがしかねないと強調した。

EUは、すべての国に適用可能で、法的拘束力を有する合意を2015年中に採択することをめざした作業計画づくりを開始する必要があると強調し、サブミッションの作成とともに、現実的な期日の中でこれが意味するものに関する非公式会合を開始するよう締約国に勧めた。

ニュージーランドは、一律参加が野心レベルの強化を実現し、最善の礎となると述べた。タンザニアは、気候変動の影響に悩まされる国々への支援は衡平性の問題であると強調した。

韓国は、2020年以降の合意では、人口成長率や人口密度、エネルギー・ミックス、再生可能エネルギー資源、海岸線の規模など各国の状況を考慮に入れ、途上国の参加を奨励するインセンティブとともに、柔軟性をもたせるよう提案した。



ナウルは、AOSISの立場から、新議定書の合意に達するためには、野心の作業ラインを優先させるべきだとし、野心と原則は切り離して討議すべきではないとして原則に関するラウンドテーブルを別途設定することに反対を唱えた。

メキシコは、個別の契約や規範及び促進的な局面を有する関連法の一群と合わせて2020年以降の法的効力を備えた成果の作業をすすめられると提案した。また、中期資金に関して“痛いほどの沈黙”に失望感を示した。マーシャル諸島は、AWG-KPの下での国家の“二分法”を、より厳しい義務が課される“卒業”国家を設定し、より折衷案的な区分けを行っている数々のリストと交換するよう提案した。

アラブ首長国連邦 (UAE) は、より幅広い締約国グループが排出削減で“公平な役割”を担えるようにしつつ、各国の人口や資源分布、その他の要素について考慮しながら CBDR原則を強化することは可能だと述べた。サウジアラビアは、交渉における重要な相互理解の必要性について強調した。

AWG-KP

非公式協議:第2約束期間: 第1約束期間と第2約束期間の継続性を担保するための選択肢について議論が続けられた。いくつかの締約国が、議定書改正を暫定的に適用しても約束期間のギャップ問題に対処できるほど迅速に運用させることは叶わず、その結果、議定書に“確固たる足場”を与えることになると改めて懸念を表明した。

廊下にて

作業ラインに関するADPラウンドテーブルは土曜日に完了した。一方で、AWG-LCAコンタクトグループや非公式グループでは幾度となく“壁にぶち当たった”。ある政府代表によると、ここバンコクでのAWG-LCAの目標は、“ドーハ向けのペーパーにテキストをつけること”だったが、ただ紙にテキストを記すことさえも難しい業務に見えた。他方、ある先進国の代表は、“ダーバンは明らかに個別問題に関する追加的な作業だけを指示するものであったし、ドーハにおいては、いかなるものであれその他の問題についてのテキストまたは決議を受け入れることはできない”と語り、“その他の問題については、すでに補助機関会合やカンクン及びダーバンで設立された制度で検討するよう割り当てられている”とも言い添えた。

その間、途上国はAWG-LCAの下で対応すべきバリ行動計画に基づく数多くの未決事項を特定した。“これらの問題に関する決議はAWG-LCAでドーハ会議を成功裏に収めるために必須だが、それがなければ問題の行方はどうなるのか？ 我々は問題を宙ぶらりんに放置することはできない。ただしADPが空白の状態となっていて（ドーハで）状況が改善すると想定することはできない”との声もあがった。



Earth Negotiations Bulletin
Bangkok Climate Change Conference - August 2012
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg17i/>

一般財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

このように見解は分かれるものの、妥協点が見つけれられるよう期待する向きは存在する。AWG-LCAの議論に出席したある参加者が言うように、“懸案事項に関する辞書”を蓄えることはできないが、同時に“何もなしで済ますこともできないのだ。”

GISPRI仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Asheline Appleton, Leila Mead, Delia Paul, Eugenia Recio, Mihaela Secieru and Antto Vihma, Ph.D. The Digital Editor is Francis Dejon. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the European Commission (DG-ENV), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), and the Government of Australia. General Support for the Bulletin during 2012 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, the Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022, USA. The ENB Team at the Bangkok Climate Change Conference - August 2012 can be contacted by e-mail at <asheline@iisd.org>.

バンコク気候会議ハイライト

2012年9月2日 日曜日

日曜日午前中、先進締約国による経済全体の量的排出削減目標に関するAWG-LCAワークショップが開催された。午後には、途上国締約国によるNAMAsの多様性の理解向上、その基となる想定条件、これらの行動実施に必要な支援に関するAWG-LCAワークショップが開催された。

AWG-LCA

会合期間中ワークショップ：先進締約国による経済全体の量的排出削減目標：パネル1：先進締約国による目標達成に向けた進展度測定手法：Andrej Kranjc (スロベニア) がワークショップの開会を宣言し、目標と手法に関し事務局が作成したテクニカルペーパーの最新版に言及した。(FCCC/TP/2012/5) IPCCのThelma Krugが会合の進行役を務めた。

スイスは、手法の明確化は遵守やモニタリングではなく締約国の意図を理解する手段と見るべきだと強調し、補助機関がこの議論をしていると指摘した。セントルシアは、次の点を知ることで進展度が測れると述べた：「大気から見ら場合はどうか」そして各国が何を行っているか。同代表は、京都議定書の規則を用いるよう提案し、これらの規則は全ての締約国による交渉を経ていると述べた。南アフリカは、ドーハ会合前に比較可能性に関するテクニカルワークショップを開催するよう提案した。

米国は、ダーバン決定書は確固とした算定方法を複数以上認めていると述べた。同代表は、二重計算の危険を指摘し、一部の途上国が自国のプレッジ達成の一環として国際的に売却済みのユニットを計算に入れようとしていると指摘した。

ニュージーランドは、規則ベースの手法を完全に調和させれば、一部の締約国が協力から身を引く可能性があるため、参加とのトレードオフになる可能性があることを強調した。

議論：その後の議論において、一人の参加者は、「心配症候群 (fear syndrome)」、手法論の行き詰まり、抜け道を取り除くよう求め、規則ベースの公平かつ調和された手法の重要性を強調した。EUは、次の点について米国による明確化を求めた：カリフォルニア州などの州が計画しているオフセットの利用、これらの計画で二重計算を回避する方法；一つの目標年を用いる場合、それ以前の年度からのバンキングや借り受け (borrowing)；どのような規則を用いて自然の攪乱を扱うのか、京都議定書の規則を用いるべきかどうか。米国はこれに応じて、バンキングや借り受けはインベントリ手法と合致しないと答えた。

セントルシアは、規則や調和は締約国の行動開始を推進するはずで、妨げることはない、一つの基本年計算を行う諸国に国際クレジットを発生させてはならないと述べた。

ニュージーランドは、一連の共通規則と全面的な調和とを区別し、後者は市場やLULUCFでは行えない可能性があるとして述べた。同代表は、次の点を求めた：報告作成プロセスに柔軟性を持たせ、国情に配慮できるようにする；参加、精査、遵守のバランスをとる。同代表は、市場の細分化を回避する必要があると認識し、同国では排出量の半分が農業部門起源であり、このため広範なオフセットがなければ排出目標の達成は難しいと強調した。

数カ国は、ドーハ会合前のテクニカルワークショップ開催を支持したが、他のものは先進国と途上国の両方が参加する合同ワークショップはダーバン 決定書と合致しないと強調した。

追加規則に関し、米国は、全てのものに合わせられるシステムが必要であり、これにより努力も参加も最大限にできると強調した。

パネル 2：先進締約国によるプレッジの野心度、および関連する想定条件と条件：UNEPの John Christensenがパネルの進行役を務めた。

プレッジの野心度を高める方法について、ノルウェーは次の点を強調した：全ての主要排出国の参加；主要排出国の国別約束の明確化；野心の全体レベル。

ベラルーシは、野心を大きく引き上げる道は、技術的な改革を通る道よりも、適切な社会政策や持続可能な経済戦略の道を通ると強調した。

ブラジルは、次の点を強調した：一部の国は無条件目標を打ち出していない；他の諸国は時代遅れで不明確、あるいは質に関わる条件を出している；多数の国の目標には達成までの経路が含まれていない。

マーシャル諸島は、AOSISでは2020年までの緩和野心が絶対的に優先すると再確認し、条件排除問題を政治議題のトップに据えるハイレベル会合を定期的で開催する機会を得る必要があると強調した。

ボリビアは、京都議定書はうまくいくと強調し、EU、日本、その他が1990年から2010年の間に排出量を削減している事実を実証する数字を提示した。

ロシアは、京都議定書で学んだ教訓を検討するよう提案し、次のものが含まれると述べた：合意された規則は守らなければならない；参加を希望する締約国が参加できるだけの柔軟性を持たせる必要がある。

オーストラリアは、一部の主要経済国がまだプレッジを提出していないことに注目し、プレッジ明確化プロセスは対決姿勢のものであってはならないと強調した。同代表は、自国が排出量にキャップを設ける計画であると強調し、これは、どのような国際アレンジに参加するかを考慮する前に行われると述べた。

中国は、比較可能性では次の点に配慮すべきだと述べた：約束の法的な特性；緩和目標の大きさ；遵守システム。同代表は、厳格な共通算定規則を用いた場合にのみ、先進国が先導しているかどうか明らかになると強調した。

EUは、航空輸送部門の排出量削減はEUの京都議定書約束に算入されないと述べた。同代表は、共通算定規則をポスト2012年の根幹とすべきだと強調した。

マリは、ドーハ会合での3つの決定を提案した：共通算定規則に関する作業計画作成；プレッジの排出軌跡への転換；遵守パネルの設置。

議論：日本は、IARの隔年報告書が比較可能性を高める上で役立つ可能性があると強調した。カナダは、自国はバンキングや国際市場ベースメカニズムを利用する意図はないが、同代表としてはこれらの利用の制限を支持しないと述べた。

会合期間中ワークショップ：途上国締約国によるNAMASの多様性、その基となる想定条件、これらの行動実施に必要な支援に関する理解を深める：パネル1：基となる想定条件、手法論、対象となる部門やガス、用いられる地球温暖化係数(GWP)の数値、推定される緩和成果：UNEPのJohn Christensenがパネルの進行役を務めた。

NAMAの作成および実施における手法論上の課題について、インドネシアは特に次の点に言及した：「ビジネス・アズ・ユージャル」予測の構築とベースライン確立；効果的かつ効率的な緩和行動の選択と資金調達スキーム；利害関係者の参加。

EUは、NAMAsは多様であり国家主導であると認識し、NAMA作成時に検討する想定条件は各国個別に作成される必要があると述べた。同代表は、課題として次のものなどを挙げた：ベースラインの確立；部門、ガス、GWP値を含める；オフセットの役割。同代表は、2013年、SBSTAにおいて、NAMAのタイプ別で必要とされる情報について議論し、不確実性を削減し透明性を確保する一方、多様性の保全を目指すことを提案した。

南アフリカは、NAMAsの設計では次のことを目指すべきだと強調した：「最大限の柔軟性」の確保；行動の多様性尊重；追加行動の推進；排出削減以上に貧困削減を目的に含める。モルディブは、MRVシステムを確立するための課題を特定し、CDM手法は「プロジェクト中心 (project-centric)」でありコストがかかると指摘した。

メキシコは、信頼ができ責任あるNAMAsを作成し実施するための想定条件を特定した、この中には次のものが含まれる：国家認定機関の存在；セクター別ベースラインの作成；ソフトローン、国家予算、民間部門資源を通じた資金および技術の利用可能性。

日本は、途上国で利用可能なデータの限界、MRVシステム確立の課題、オフセットクレジットの二重計算の可能性を指摘した。

議論：途上国数カ国は、AWG-LCAにおいて、ICAや隔年更新報告書など透明性のための手法が作成されたと強調し、追加プロセスが必要だとは思わないと述べた。南アフリカは、ブラジル、中国、シンガポールと共に、NAMAsは国家主導のもので、多様であり、各国の国情を尊重すべきだと強調し、その標準化に対する懸念を表明した。

米国とEUは、GDP成長率やベースラインの排出量など NAMAsの基となる想定条件が明らかになれば、透明性が向上するとしてその価値を強調した。多数の締約国が、気候行動ネットワークの質問に応え、NAMA実施進展を示す指標の作成は有用な可能性があるとした。

パネル2：NAMAs向けの支援：パネル2の進行役は国連アフリカ経済委員会のYouba Sokonaが務めた。

ウルグアイは、自国の再生可能エネルギー部門での緩和イニシアティブに焦点を当て、NAMAの作成およびNAMAのレジストリ開発には支援の運用開始が不可欠だと述べた。

フィリピンは、再生可能エネルギー部門での緩和に関する自国のイニシアティブについてプレゼンテーションを行い、措置実施での増分コストを対象とする国際援助の役割について説明し、その例として、再生可能エネルギーの電力網拡張での増分コストに対する国際援助の必要性を挙げた。

マリは、同国では数件の部門に焦点をあてるグリーン成長戦略を開発中であるとし、NAMA提出のための手引書や地域ワークショップは、各国でのNAMAs作成に指針を与えられると指摘した。

EUは、NAMAs実施を支援する国際的な気候資金の重要性を認識し、特に各国は自国の資金を提供する必要があると指摘した。

オーストラリアは、NAMAsを各国の広範な低排出の開発戦略に合致させるべきだと強調した。

議論：議論された問題には特に次のものが含まれる：NAMAsに対する新しい追加的な資金源；レジストリを通じた支援の運用開始；ドナーの協力。途上国は、人的、技術的、制度上の能力での課題を強調し、気候行動ネットワークの支持を受けて、UNFCCCによる能力向上および各国のリンクを可能にする地域ワークショップの開催を提案した。

廊下にて

日曜日、公式議題は緩和ワークショップだけであり、国連会議場の廊下はいつもより静かであった。

残された会議日数から、ADPに注目が移ってきた。「ラウンドテーブルが役立つ方法だったのは間違いのないし、ビジョンや野心での各国の立場に対する理解が進んだと思うが、次に何がくるかは明確になっていない」とある参加者は述べた。他方、噂によると、ADP共同議長は、ADPがどのように作業を進めるべきか、締約国の意見を集めるための非公式協議開催で忙しくしていたとのことである。

別な参加者は、ドーハ会合に向けた道筋での課題を念頭に、AWG-LCAとAWG-KPの同時終了では、にわとりが先か卵が先かのジレンマがあると指摘し、先進国はAWG-LCAを完結させることに熱心だが、途上国はまずAWG-KPを締めくくると求めていると述べた。「この難題に加えて、ADPの中身がまだはっきりしない」とあるオブザーバーは述べた。このオブザーバーは、「ADPが作業を本格的に始める前に、この両組織を成功裏に終わらせる必要がある、そうすれば何の作業をしているのかがわかってくる」と付け加えた。一部のものは、特にバリ行動計画での特定の約束が満たされないまま残されていることから、不信感が行き渡っていると指摘し、「だれも義務と交渉の取引材料とを混同してはならない」とプレナリーで聞かれたフレーズに言及した。

もう少し希望に満ちた話としては、市民団体が国連会議場の外で行った多数の行動がある。この中には「気候のため自転車に乗ろう」イニシアティブがあったが、これは代替輸送手段の推進を図るものである。

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Asheline Appleton, Leila Mead, Delia Paul, Eugenia Recio, Mihaela Secrieru and Antto Vihma, Ph.D. The Digital Editor is Francis Dejon. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the European Commission (DG-ENV), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), and the Government of Australia. General Support for the Bulletin during 2012 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, the Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022, USA. The ENB Team at the Bangkok Climate Change Conference - August 2012 can be contacted by e-mail at <asheline@iisd.org>.



バンコク気候会議ハイライト

2012年9月3日月曜日

月曜日午前、COP 18/CMP 8次期議長が締約国とオブザーバーがドーハに寄せる期待に関するオープンエンドの非公式協議を開催した。午後には、ADPのビジョンに関するADP第1作業ラインのラウンドテーブルが行われた。また、AWG-LCAのストックテイキング・コンタクトグループやAWG-KPコンタクトグループも午後で開催された。AWG-KP及びAWG-LCAの下ではコンタクトグループ及び非公式協議が終日行われた。

ADP

ラウンドテーブル: ADPのビジョン: 討議の中で“各国の事情 (national circumstances)”とは何を意味し、それをADPでどのように調整するのかという問題や、“すべてに適用可能”という用語の理解、幅広い参加の促進のしかた、ADPの作業にいかにか“柔軟性”を組み込むかという問題、及びADPのビジョンという文脈に条約の諸原則をいかに適用するかという問題等に関連して共同議長が提起した課題が取り上げられた。

多くの国が適用の普遍性 (universality of application) は適用の画一性 (uniformity of application) を意味するものではないと強調した。ナウルは、AOSISの立場から、“気候に効果的な”成果を求め、現在の議論は長期的な会話の始まりに過ぎないとした上で、現在の議論が将来のいかなる議論をも予断するものであってはならないと述べた。

シンガポールは、締約国の貢献について議論する前に各国の事情に関するコンテキスト及び制約について理解しておくべきだと強調し、定型の方式や“画一的な”アプローチはせず、緩和行動は各国が定めるものであり、国際的に押し付けられるものではなく、また法的形式の問題を侵害するものではなく、全員参加は各国の事情を認識し、受け入れるものであるべきだと主張した。

グレナダは、柔軟性によって“各国の差異ある参加”は認められており、“野心ある適応”は気候変動と持続可能な開発を統合する道筋であると強調した。

EUは、経済成長と排出問題の切離し、すべての排出促進要因に対処する最小コストでの緩和行動、最も能力がある国々向けの絶対排出削減目標、及び“約束の領域”に反映されるスコープと厳格性について主張した。

パキスタンは、“すべてに適用可能”という用語は各国の事情と条約の諸原則の両方を考慮に入れるべきだと主張し、幅広い参加については、緩和だけを対象とするものなのか、適応及び資金の両方に適用されるものなのか明確にするよう求めた。

ガンビアは、LDCの立場から、先進国がリーダーシップを発揮した場合のみ幅広い参加が可能となると述べた。フィリピンは、幅広い参加を実現するための実施手段について強調した。

サウジアラビアは、各国の事情が核心であるとのシンガポールの主張を支持し、いかなる国の貢献も“過去、現在、将来にわたって国家が主導する”と述べた。

将来の枠組みの柔軟性については、日本が、UNFCCCの枠外のイニシアティブを包含することにより、幅広い参加のバランスをとる必要があり、環境的な効果がなくてはならないと強調し、社会経済状況の進展に合わせた形で条約の諸原則を解釈するよう求めた。

インドは、衡平性及びCBDRは取組みの義務や性質及びレベルを決定する上で重要な“指針となる規範”であると強調した。バルバドスは、全員参加の重要性を述べたうえで、これが法的形式やルールに係る“最下位争い”を暗示するものであってはならないとし、すべての締約国の信頼を享受することと公平な実効性ある気候条約を設計することとの間で慎重にバランスを取るよう求めた。

米国は、行動自体に多様性があるのであって、締約国が行動するかどうかという話ではないとし、全員参加と新技術及び気候政策と開発政策の統合が特に更なる行動を促進するものであると述べ、時間の試練に耐える柔軟な法的文書について主張した。さらに、諸原則が先進国と途上国を作為的に分断させる要因であってはならないとし、合意はすべてに適用可能なものとすべきだと述べた。

依然としてつづく途上国の貧困やエネルギーアクセスや衛生の欠如について言及し、ボリビアはキャパシティの不足を強調し、行動を起こすには技術及び資金的な支援が必要であり、この支援に対するアクセスが促進されなければならないと述べた。また、リオ+20の成果文書が条約の諸原則、特に衡平性とCBDRを再確認していることを想起し、各国の事情とキャパシティ及び優先順位は関連していると述べた。

気候の目的を確保するために、チリは、野心を妨害したり責任逃れを可能にしたりするような形でCBDRは解釈されるべきではないとし、開発と気候保護は相互補完的なものであり、目標と衝突するものではないと考えるべきだと主張した。さらに、個々の約束の実現方法に係る柔軟性や、崇高な野心に報いるインセンティブ及びそうした野心を実現させるための報酬、及び衡平性や公平性に関する共通理解について述べた。

会合の終了にあたり、ADPのDovland共同議長は、ドーハでADPの作業をどのように整理し体系化するか締約国のアイデアを期待するとし、水曜日に本件に関する議論を行うと述べた。

AWG-LCA

コンタクトグループ: 午後には交渉の進展に関するスピノフグループからの報告が行われた。

共有ビジョンについては、ファシリテーターのZou Jiに代わり、AWG-LCAの Aysar Tayeb議長が地球規模の目標の数値とピーク期の時間枠について最初に取り上げるべきかどうか意見が分かれたことを伝え、AWG-LCA 完了後に本件をどの組織で議論すべきかという議論には未だ入っていないと述べた。

先進国の緩和については、ファシリテーターのAndrej Kranjcが実質的な問題と今後の方策について有意義な意見交換が行われたと報告し、さらに数値目標や進展を測定するためのアプローチについての議論を進める必要があるとのことで締約国の意見は一致したとも言い添えた。

途上国の緩和については、ファシリテーターのGary Theseira がスピノフグループでドーハの成果を構成する要素についてのメモについて検討したことを報告し、構成要素として、NAMA及び支援の強化に対して繰り返される要請やNAMAの多様性の理解に関するさらなる議論、支援のMRVのためのガイドライン整備、及び地域別ワークショップやガイドライン及びハンドブック等を通じたNAMA作成及び実施のための各国のキャパシティビルディングのための提案があると締約国によって特定されたと伝えた。

REDD+ 資金供与については、ファシリテーターのYaw OsafoがREDD+のインセッション・ワークショップを踏まえたグループでの討議について報告し、指針となる諸原則や、資金の拡充や促進に必要なイネープリング環境、さらに模索する必要がある問題、及びREDD+の完全実施のための資金供与にインセンティブを付与するためにドーハから発信すべきシグナルに焦点をあてた。また、REDD+理事会の設置や登録簿、保険または準備メカニズム、レビュー及び規制のための組織を含め、必要となる制度的なアレンジについて豊富な意見交換が行われたことを報告し、締約国による検討のためさらに非公式な形で情報を更新した最新のメモを準備する予定だと伝えた。

セクター別アプローチについては、ファシリテーターのGeorge Wamukayaが全体的なフレームワークに関する4つのオプションについて意見交換が行われたが、意見の相違は残っていると報告した。バンカー燃料については、5つのオプションを今後の議論で絞っていくことになるかと報告した。

各種アプローチについては、ファシリテーターのAlexa Kleysteuberが要素のマップが盛り込まれた情報メモをベースに行われたグループ討議について報告し、各種アプローチの骨組みについては目的や役割についての意見交換を行ったことを伝えた。NMMについては、モダリティー及び手続に関して生産的な議論が行われたと強調した。

AWG-LCAのTayeb議長は、AWG-LCAコンタクトグループで議論された課題の進展について報告した。対応措置については、ドーハに向けて決定書のテキストを作成すべきかどうかという点と、どの組織でユニラテラルな措置の問題に対応すべきかという点について様々な意見があったと伝えた。

適応については、適応のための実施手段や2013-2015年の資金供与、資金とのリンク、LDC以外の国々向けの国別適応計画、及び条約の触媒的な役割といった問題について特に追加的な作業が必要であると特定された。一方、意見が分かれた問題は、AWG-LCAがこれらの問題にもっと対応すべきかどうかという点と追加的な決定書が必要かどうかという点であったと述べた。

技術については、CTCN とTECとの関係、両機関で追加可能な機能、IPRなどが懸案事項として特定された。これらの問題をさらに検討するという事で締約国の合意が得られたが、その方法と時期については意見がまとまらなかったとした。

資金については、2012年～2020年の資金供与、早期開始資金及び資金援助のMRV等を中心とした議論が行われたと報告した。AWG-LCAの下でさらなる議論が必要か否かという問題や資金問題をさらに検討するための方法や場所については意見が分かれた。

キャパシティビルディングについては、懸案事項に対応するための場と方法に関する問題やAWG-LCAが追加的な指針を提供すべきかどうかという問題について様々な意見が出されたことが伝えられた。

レビューについては、ファシリテーターのGertraud Wollanskyがレビューのスコープに関して2つのオプションが提起されたことが伝えられた。1つは決定書1/CP.16 パラグラフ138 (レビュー)に基づく案で、もう1つが条約の下での約束の実施について、途上国向けに提供される実施手段を含めたスコープをさらに定義するというものである。専門家によるインプットの検討については、ドーハで発足予定のレビュー専門家グループまたはSBSTA/SBI合同コンタクトグループで議論するという2つの選択肢があると説明した。

EIT 及びCOPによって認識された特殊事情を抱える国々については、AWG-LCA副議長の下で現在進行中の協議について報告があった。

AWG-LCAのTayeb議長は、ドーハ以後にその問題に関する追加作業が必要かどうかという点や問題への対応に適した組織についての意見が分かれたため、バンコク交渉での進展は限定的なものとなったと結論づけた。

スイスは、EIGを代表し、コンタクトグループの“重点や性質”を変えることがないように釘を刺し、スピンオフグループでの議論に注力するよう求めた上で、スピンオフグループでの議論のためのトピックは

AWG-LCAの下での“合意ある成果”を補完すべきであると述べた。また、87ヶ国からの緩和の誓約や、適応、技術、資金に関して新たになった課題などAWG-LCAでの成果を強調した。

オーストラリアは、アンブレラグループの立場から、資金・技術・キャパシティビルディングのための“恒久的な本部”の設置は決して取るに足らぬ仕事ではないとし、新たに設置されたメカニズムの下でもこの作業が続けられるのだと強調した。

フィリピンは、AWG-LCAの作業が完了していないことを強調しつつ、BAP実施で進展していない領域について検討するよう要請した。また、実施手段を提供することは途上国が条約に基づく義務を履行する上で重要であると強調した。

EUは、誓約の明確化とREDD+ 資金及びバンカー燃料問題での進展を求めつつ、実施のギャップの規模について“より良いテクニカルな理解”を築く必要があると強調した。

コロンビアは、BAPが“長期的な展望”を築いたとし、明確な終着点はないと述べ、AWG-LCA後のシナリオへの移行を模索することを提案した。

ケニアは、アフリカン・グループの立場から、技術的な問題に関する“非常に包括的な”決定がドーハで必要となると述べ、本件を前進させるためのプロセスを求めた。

インドは、同作業を進めるためには、排出量のピーク期の時間枠や長期的資金及び貿易関連のIPR問題を含め、技術的な問題や政治的な問題の特定作業もドーハで完了させることはできないだろうと示唆した。また、AWG-LCAの“成功裏の完了”はダーバン決議の重要な要素であると指摘した。

南アフリカは、比較可能性や資金、技術 及び 適応といった問題が明確になっていないと指摘し、カンクン及び ダーバンで設置された組織は条約に基づく約束の議論の場としては相応しくないとし、ドーハで論理的帰結に至るため、こうした問題に関する実質的な議論に入るよう求めた。

シンガポールは、AWG-LCAで現在起こっている“厳粛なる現実”について最新情報が提供され、我々は“表面化した意見の相違”を抱えて意見の収束に向けて大きな進展がなされていないと述べた。また、ドーハでAWG-LCAを完了するための決議が必要だと述べた。米国は、AWG-LCAを完了させるための決議は必要ではないが、これを延長させる場合は正式な決定が必要とされると述べた。

サウジアラビアは、意見が分かれている領域で収束させる必要があるとし、問題解決に向けて革新的な手段を見つけなければ将来的に“何度もぶり返す”ことになる述べた。

閉会にあたって、AWG-LCAの Tayeb議長は議題項目の終了が議論の終了を意味するものでも作業が継続できないという意味になるものでもなく、全員がAWG-LCAの作業完了を願っているのだと結んだ。

AWG-KP

コンタクトグループ: 午後、AWG-KPの Diouf議長がストックテイキング会合を開催した。数値・テキストに関するスピノフグループの共同ファシリテーター Jürgen Lefevereは、野心レベルの引上げについては共通の目標があるように見えるが、その方法と時期については意見が分かれているとの報告を行った。第2約束期間に関する非公式協議では、AWG-KP副議長のJukka Uosukainenが、約束期間のギャップに対処するために必要な要素をドーハでもっと明確にしなければならないと指摘し、今は締約国がこうした要素に関するテキストの提案を改善し、作成する時なのだと強調した。

EUは、ドーハに向けて中心地から発せられた明確なマンデートを確実にするため、バンコクから出てくるテキストを要請した。オーストラリアは、レビューは全ての締約国を含めるべきであり、超過達成が繰り越し制限において不利益を被るものであってはならないと述べた。セントルシアは、AOSISの立場から、3°Cの世界の結果が十分に吟味されていないと述べ、野心の欠如に対する深い懸念を訴えた。スイスは、繰り越し問題は包括的な観点から取り組むべきであると述べ、CDM に取って代わるのは、異質な複数の炭素市場の“西の荒野”であると述べた。EU、ニュージーランド、スイス及び オーストラリアは、CDMクレジット需要の維持が重要であると強調した。

ロシアは、2020年以降の法的レジームにスムーズに移行するためには、第2約束期間に参加しない締約国を孤立化させてはいけないと述べた。南アフリカ（アフリカン・グループの立場）及び AOSISは、第2約束期間の締約国だけが柔軟性メカニズムにアクセスできるようにするべきだと主張した。ニュージーランドは、CDMへのアクセス自体は、第2約束期間への参加を各国に誘導するものではないと述べた。セネガルは、LDCの立場から、京都トラックで動きがなければその他のトラックでは重要な動きは望めないと指摘した。

マーシャル諸島は、5ヶ年の約束期間に対する同国のポジションは、緩和の野心によって促進されるものであり、交渉トラックと対称的なのではないと述べ、緩和の野心引上げに関する自発的なプロセスをめぐる懸念を表明した。

廊下にて

ADPについては、両共同議長が参加した日曜の非公式協議は有益で生産的であったとの感想が聞かれた。“ドーハで体系的な議論を行うための方法について検討を開始する水曜日からの議論が大変だろう”と非公式協議の当事者の一人が語った。2013年の作業計画の問題で何らかの“肉付け”ができるか思案し、一連のワークショップが善後策として適当ではないかと示唆した。しかし、その一方で、“交渉の準備ができてない一



Earth Negotiations Bulletin
Bangkok Climate Change Conference - August 2012
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg17i/>

一般財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

部の参加者のために交渉が滞っている。ここバンコク会合の趣旨さえ個人的には未だ掴めないでいる”と嘆息をもらす参加者もあった。

午前に多数の出席者を集めたカタールの次期COP 18/CMP 8議長主催によるドーハに寄せる締約国とオブザーバーの期待に関するオープンエンドな非公式協議に続き、いわゆる“顔合わせ”のミーティングが行われた。最初に行われたオープニングのプレナリーでは、それぞれのAWGが注目されたが、これらのオープンエンドな協議は出席者にとって相互に応援するような形でAWGすべてに対する各自の期待をつなげる機会となった。次期COP議長のブリーフィングと各国の意見発表を聞いた後、2、3のオブザーバーは「一部のアラブの国は間もなくNAMAを提出するのかもしれない」との思いにとらわれたようで、あるオブザーバーは、“間違いなく幾つかの国はこのステップを踏む構えのように見えるし、それぞれ国内で高度な政治的支持を待っているだけの状況だ”と 楽観的な見通しを示した。

GISPRI仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Asheline Appleton, Leila Mead, Delia Paul, Eugenia Recio, Mihaela Secieru and Antto Vihma, Ph.D. The Digital Editor is Francis Dejon. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James “Kimo” Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the European Commission (DG-ENV), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), and the Government of Australia. General Support for the Bulletin during 2012 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, the Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022, USA. The ENB Team at the Bangkok Climate Change Conference - August 2012 can be contacted by e-mail at <asheline@iisd.org>.



バンコク気候会議ハイライト

2012年9月4日火曜日

火曜日午前中、ADPワークストリーム2のADPのための野心に関するラウンドテーブル会議が開催された。AWG-KPおよびAWG-LCAの下では、一日中、コンタクトグループ会議や非公式協議が行われた。

ADP

ラウンドテーブル：ADPの野心：この議論で、参加者は、次の項目に関するADP 共同議長の質問を議論した：ADPの作業とUNFCCCの内外での関連作業とをどう関係づけるべきか；どの国際協力イニシアティブが、ギャップを埋めるだけの大幅な排出削減を実現できる可能性があるか、それをどう支援し、規模拡大を図れるか；作業計画において、途上国での緩和行動強化に対する支援の規模拡大や強化を図るにはどうすればよいか；条約の原則を、ワークストリームの中にどう当てはめるべきか。

多数の諸国が、ドーハ会合の前および会合中での、野心に関する閣僚ラウンドテーブルの開催を支持した。ナウルはAOSISの立場で発言し、野心引き上げを補完する活動を歓迎し、ベネズエラもこれを支持したが、これらの活動でUNFCCCの下での活動がおろそかにされることがあってはならないと強調した。

マーシャル諸島は、必要な実施方法や技術にアクセスできない場合に何がおこるかについて、「可能ならば数値を伴う特定の情報」を求めた。

EUは、UNFCCCは補完イニシアティブを認めるべきであり、その影響を定量化すべきであると述べた。同代表は、次の点を求めた：フッ化ガス、REDD+、バンカー燃料、再生可能エネルギーなど、可能なイニシアティブに関し、ドーハ会合前に締約国が文書を提出；事務局によるこの情報の取りまとめ；この問題の議論の更なる進展を図る会合期間中ワークショップ。

バルバドスは、ブラジル、インドの支持を受け、これらの質問に関する議論が制限される可能性について懸念を表明し、ワークストリームはさらに「拡大したマンデート」をもつと強調した。同代表は、UNEPの排出ギャップ報告書で挙げられた排出削減オプションに焦点を当てるよう提案し、これにはLULUCFの規則強化、二重計算の回避、実施手段の提供が含まれると述べた。ボリビアは、UNEP報告書を引用し、異なる部門は大きな緩和ポテンシャルが存在するが、実施の手段が必要だと指摘した。

ニュージーランドは、民間部門やシンクタンクとの技術協議を増やし、締約国国内の推進要素や抑制要素について議論するよう提案した。米国は、COPを、非国家行動者のものも含めた補完行動を仲介し推進する場にするよう提案した。同代表は、REDD+、HFCs、低排出開発戦略など、進展の可能性がある分野を指摘した。

スイスは、政治的な協議を頻繁に行うことで、題目中心の技術作業を補完すべきだと強調し、行動が条約の「内なのか外なのか」を評価するのではなく、ポテンシャルやコスト、行動をとる用意の議論から始めるべきだと述べた。

ICAOは、次の4つの重要分野での最近の行動に焦点を当てた：航空機のCO2認証基準の開発；高効率な運行措置の開発と実施；持続可能な航空輸送用代替燃料；市場ベースの措置に関する枠組および地球規模スキーム。

ブラジルは、農村部から都市部への移住に注目し、次の点を指摘した：都市の住民の一人当たり排出量の低さ；自治体や都市のイニシアティブは国家のイニシアティブより柔軟性がある；都市での革新的な解決法は、一定の段階を経た後でないと、国家で実施されることはない。同代表は、国際協力イニシアティブについて、リオ+20の成果を想起し、持続可能な開発目標(SDGs)は持続可能でない生産パターンや消費パターンに取り組む絶好の機会であると強調し、気候変動に強い影響を与えると指摘した。コロンビアは、SDGプロセスはこれからの進む道を示すものだと強調する一方、このプロセスを気候交渉に持ち込むことで、「汚される (contaminated)」ことがあってはならないと述べた。

ブラジルは、支援の規模拡大や強化に関し、2012-2020年での資金面のギャップにおける不確実性を克服しなければならないと述べ、一部の非附属書I諸国の方が附属書I諸国よりも多くの緩和を行っていることを指摘した。インドは、広範な参加を確保するため、実施手法や支援のMRVも野心の対象とすべきだと強調し、短期的な困難で野心の「手を縛る (tie hands)」ことがあってはならないと述べた。同代表は、国際協力イニシアティブに関し、技術へのアクセスや技術の移転が全ての将来行動のカギになると強調し、広範なIPRsの疑問点も議論されるべきだと強調した。

コロンビアは、実施手段は行動実現の基本であると述べ、支援の予測可能性や明確なサインを求めた。同代表は、途上国が技術にアクセスできるよう民間部門向けのインセンティブ構築を求めた。

日本は、UNFCCCの外で行われた活動やイニシアティブを検討すれば、その推進方法が明らかになり、どれが野心面で効果的かがわかると強調し、その例として、HFCsの段階的排除の努力や、地域協力、産業界の

自主的イニシアティブなどを指摘した。同代表は、締約国が自国での活動やイニシアティブについて文書を提出し、事務局がこれをドーハ会合向けにまとめられるようにするよう提案した。

ボリビアは、2012-2020年の期間は規則やシステム、規制を構築する期間というより、行動を実際に実行に移す期間にすべきだと述べた。

南アフリカはアフリカグループの立場で発言し、エネルギー効率に関するものなど一部の緩和行動は既存の多国間組織のマンデートに入らないとし、エネルギー効率問題についてはCTCNで作業できると提案した。同代表は、ADPの作業を2013-2015年のレビューや他の交渉トラックで行われている作業とどう関係づけるか、更なる明確化を求めた。

シンガポールは、多国間の規則ベースのシステムを強化するため、UNFCCCはIMOやICAOなど他の組織のマンデートを尊重すべきであり、これらの組織に命令を出すべきではないと強調した。同代表は、次を提案した：国際機関との情報交換を行うフォーラム；より多くの国のプレッジ提出を奨励する具体的なイニシアティブ。

ノルウェーは、ADPの緩和野心に関する作業計画ではプレッジと補完イニシアティブの両方を見るべきだと述べた。同代表は、次のことを求めた：2020年の算定に関する共通規則；プレッジの確固とした明確化；補完イニシアティブの具体的な技術オプション；国家レベルでの補完行動の実施。同代表は、プレッジと補完イニシアティブの間に「鉄のカーテン (iron curtain)」があってはならないと述べた。サウジアラビアは、国家行動を上回りそれを越えるイニシアティブを推進すべきだと強調し、特に炭素回収貯留分野でのイニシアティブ推進に焦点を当てた。ナイジェリアは、ADPの作業計画は確固とした、具体的、かつ時期を特定するものにすべきだと述べた。

パキстанは、次の点を強調した：野心のギャップは緩和に限ったものではなく、実施方法や法律面も対象となる。

フィリピンは、野心はAWG-LCAおよびAWG-KPのマンデートの中で議論されるべきであり、UNFCCCの外での作業は、多国間プロセスを損ない、過剰な制度や構造の拡散を招き、不公平性を高める危険性があると強調した。同代表は、ADP作業計画に関し、次のことが必要だと強調した：資金の流れの検証やニーズの評価を続けること；資源の活用；情報公開のための透明性のあるメカニズムを通じたものなど、気候資金の実績トラッキングを強化すること。

中国は、野心のギャップを「埋める (closing)」前に、「狭める (narrowing)」ことに焦点を当てるよう提案した。同代表は、作業計画の中に、途上国への支援規模拡大のための特定のプロセスまたはメカニズムを含め、2020年までの中期資金の必要性も含めるよう提案した。

コロンビアは、「型にはまらない思考 (thinking outside the box)」を求め、EUとともに、サブグループのような非公式な場でこの問題を探求するよう提案した。

共同議長のマウスカルは、会合を終了させ、次のステップに関する追加指針を出すべく、締約国との非公式協議を開催し、これを反映した覚書が作成されると述べた。

AWG-LCA

コンタクトグループ：資金：参加者は、AWG-LCA議長が作成した新しい覚書に関する議論を継続した。この覚書は次の問題に関する多様なオプションを説明する：2013年から2020年の期間における気候資金の継続性；早期開始資金；MRV；GCFとCOP間のアレンジ。

GCFとCOP間のアレンジについて、参加者は次の点を議論した：GEFは優れたモデルを提供しているかどうか；GCFとCOPとの適正な協議の確保；GCFのアレンジ作成指針を常任委員会に提出すること。オーストラリアは、このグループはこの問題を議論する適切な場ではないと述べた。バルバドスは、GCFのホスト、COPとGCF間のアレンジ、一定の確実性を与えるための初期資本化について、決定を行うべきだと述べた。

2013-2020年の期間における気候資金の継続性に関し、一部の途上国は、先進国が確証を明言するよう求めた。米国は、2013年以後の資金の継続性を保証することと、数値目標を持つこととを区別し、米国は資金規模を拡大していると指摘した。コロンビアは、これまでの作業を称賛する一方、1千億米ドルという目標が達成されるかどうか、適切な保証がなされたとは言えないと述べた。

AWG-KP

非公式協議：第2約束期間：締約国は、第2約束期間への移行に関し、AWG-KP副議長のウオスキainenが作成したノンペーパーを用いて議論を続けた。このノンペーパーは、「京都議定書改定を採択する決定書における可能要素」と題するもので、次の点に関する締約国の提案で構成される：序文；決定書附属書記載の改定案の採択；締約国に対し、速やかに改定案を批准し、この決定書の速やかな発効を図るよう求めること；暫定運用；法的な継続性に関する全ての追加文章；運用上、技術上の継続性；SBSTAでの保留作業との関係など、これまでのCMP決定書への影響結果としておきる改定のうち、保留されているものすべて；そして「その他」である。多数の締約国が、締約国の提案をまとめた改定文書草案をバンコクで作成するよう求めた。

締約国数か国は、2013年での柔軟性メカニズムの技術的継続性、運用上の継続性を確保するための決定書も必要だと強調した。

数値／文章：午後、締約国は、スピノフグループの会合で、「京都議定書改定案」に関する共同進行役提出のノンペーパーについて議論した。参加者は、次の点に関する意見交換を行った：第2約束期間のレビューはどの組織が行うべきか；第2約束期間のレビューと2015年のレビューとの関係；COP前のさらなる政治議論の必要性。一部の締約国は、バンコクでレビュー問題の進展を図るのは難しかったと表明した。ブラジルは、各国が希望すれば約束の野心レベルをいつでも引き上げられ、国際法上直ちに効力を発せるような改定案を提案した。共同進行役は、ノンペーパーではまだ技術作業や締約国からのインプットが必要だが、ドーハで組織化された議論を開始する場合の土台になると述べた。

廊下にて

バンコク気候会議が終わろうとする中、参加者やオブザーバーは、この会議が非公式会議という立場であるため、多様な革新的な方法を取り、箇条書きにした簡単なメモを回したり、決定書草案に追加すべき項目を事前に示す「非公式覚書」を回したり、実際の文書のとりまとめは控える一方、関係ある問題に焦点を絞るべく、疑問点の議論を進めたりしていた。

一部のオブザーバーは、議論が相当程度収束してきていると感じていたが、他のものは技術的にはまだ存在しない文書からの引用を警戒し、苦闘していた。ある参加者は、自分のグループの進行役に対する意見陳述の冒頭で、「箇条書きもなく、立場も定かでないノンペーパーに感謝する、皆、この点は理解していると思う…」と述べた。

議題としては、多様な非公式議論が丸一日続くことになっていたが、予定されていた会議のうち少なくとも一つ、適応に関する会議は行われなかった。これはこの時点で更なる議論をしても何も得ることはない、参加者が予想したことが理由だと報じられている。他方、非公式な「文書の切れ端 (pieces of text)」が、手から手へとそっと回覧され、一連のメールが別なメールへと回されてもいた。このプロセスのベテランの一人に言わせると、今日のところ、現実の行動があったのは、二国間そして廊下での集まりの中であった。

京都議定書の議論に加わった一部の参加者は、ボンでの2週間よりもバンコクでの最後の5日間の方が、進展があったとし、バンコク会議は特に明確な立場がなく、このため、関係するだれもが満足できるような形で問題の解決を図るような体制や手法を生み出す余裕があったと指摘した。

あるものに言わせると、水曜日の会議は、今からドーハ会合までの期間でどのプロセスが行われるかを明らかにするものである。



Earth Negotiations Bulletin
Bangkok Climate Change Conference - August 2012
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg17i/>

一般財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

ENBサマリーと分析：バンコク気候変動会議の*Earth Negotiations Bulletin*サマリーと分析は、2012年9月8日
土曜日、次のURLで入手可能となる予定：

<http://www.iisd.ca/climate/ccwg17i/>

GISPRI仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Asheline Appleton, Leila Mead, Delia Paul, Eugenia Recio, Mihaela Secieru and Antto Vihma, Ph.D. The Digital Editor is Francis Dejon. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the European Commission (DG-ENV), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), and the Government of Australia. General Support for the Bulletin during 2012 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, the Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022, USA. The ENB Team at the Bangkok Climate Change Conference - August 2012 can be contacted by e-mail at <asheline@iisd.org>.



バンコク気候会議サマリー

2012年8月30日－9月5日

条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会(AWG-LCA)、京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関する特別作業部会(AWG-KP)、強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会(ADP)の非公式追加会合は、2012年8月30日から9月5日、タイ、バンコクの国連アジア太平洋経済社会委員会会議場で開催された。

ADPの下では、ADPのビジョンや願望、望ましい作業成果、そのような成果を達成可能にする方法を議論するため、ラウンドテーブル会合が開催された。野心の引き上げ方法や実施方法の役割、国際協カイニシアティブの強化方法、さらにはADPの作業枠組となりうる要素についても議論した。

AWG-KPの会合は、京都議定書締約国会議(CMP)の役割を果たす締約国の会合(COP)において採択を目指す改定案を提案して、2012年12月のカタール、ドーハでの同グループの作業終了を成功させるべく、保留された問題の解決に専念した。この改定案は、議定書の下での第2約束期間を2013年1月1日から即開始できるようにする。AWG-KPは、京都議定書の改定を採択するためのドーハ会合

決定書の要素を紹介する非公式ペーパーを作成した。多数の締約国が、バンコクでの進展を歓迎し、特に第2約束期間への移行に対応するオプションが一層明確になったとしてこれを歓迎した。

目次

UNFCCC と京都議定書のこれまで	P 2
会議報告	P 4
強化された行動のためのダーバン・プラットフォームに関する特別作業部会	P 4
京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関する特別作業部会	P14
条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会	P18
今国会合に関する分析	P27
今後の会合日程	P30
用語集	P35

AWG-LCA は、ダーバンでの COP 17 で出された特別マンデートを達成するため、実際の解決策に関する作業を続けた。特に焦点があてられたのは次の問題である：ドーハで同グループの作業を終了させるために必要な成果とは何か；AWG-LCA の最終成果に各要素をどう反映させるか；COP 18 以後も追加作業が必要となる可能性があるかどうか、可能性がある場合、具体的な問題を特定する、特定された問題では技術的な作業が必要かそれとも政治的な配慮が必要か。バンコクでは、決定書 2/CP.17 (AWG-LCA の作業成果) に基づき、5 回のワークショップが開催された。AWG-LCA 議長は意見が集約された分野を明確にすべく非公式概要ノートを作成し、AWG-LCA の業務を明らかにした。一部の締約国は、ダーバンで更なる議論が義務付けられた項目と、パリ行動計画(BAP)の他の要素とが区別されていないこと、議長のペーパーには会合の議論が十分反映されていないことに懸念を表明した。

一部のものは、ドーハに向け適切な成果が挙げられなかったとして、懸念を示したが、他のものは、特に京都議定書の議論で進展があったとして、これを歓迎した。

UNFCCC と京都議定書のこれまで

気候変動に対する国際政治の対応は、1992 年、国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) の採択に始まる。この条約は、気候系への「危険な人為的干渉 (dangerous anthropogenic interference)」を回避すべく、温室効果ガスの大気中濃度の安定化を目指す行動枠組を決定した。この条約は、1994 年 3 月 21 日に発効し、現在、195 の締約国を有する。

1997 年 12 月、日本の京都での COP 3 参加者は、UNFCCC の議定書で合意した。この議定書で、先進国および市場経済移行国は排出削減目標の達成を約束した。UNFCCC の下で附属書 I 国と呼ばれるこれら諸国は、6 つの温室効果ガスの全体排出量を 2008 年-2012 年 (第 1 約束期間) の間に、1990 年の水準より平均 5% 削減し、国により異なる固有の目標を持つことで合意した。京都議定書は 2005 年 2 月 16 日に発効し、現在 192 の締約国を有する。

2005 年-2009 年の長期交渉：2005 年末、カナダのモントリオールで開催された CMP 第 1 回会合は、第 1 約束期間終了時より少なくとも 7 年前に附属書 I 国の更なる約束を検討すると規定した議定書 3.9 条に則り、AWG-KP の設立を決定した。また COP 11 は、「条約ダイアログ」と呼ばれる 4 回のワークショップシリーズを開催することで、条約の下での長期的協力の検討プロセスを創設した。

2007 年 12 月、インドネシア、バリでの COP 13 および CMP 3 は、長期的問題に関するバリ・ロードマップで合意が成立した。COP 13 は、パリ行動計画を採択し、AWG-LCA を設立した、この特別作業部会は、長期的協力行動における緩和、適応、資金、技術、共有ビジョンに焦点を当てることをマンデートとした。AWG-KP の下では、附属書 I 国の更なる約束の交渉が続けられた。この 2 つの交渉トラックは、2009 年 12 月、コペンハーゲン会合を期限に終了する予定であった。その準備のため、両 AWGs とも、2008 年-2009 年、数回の交渉会合を開催した。

コペンハーゲン：デンマーク、コペンハーゲンでの国連気候変動会議は、2009 年 12 月に開催された。注

目を集めたイベントは、透明性やプロセスに関する論争で彩られた。ハイレベルセグメントでは、主要経済国、地域代表、他の交渉グループ代表からなるグループが非公式折衝を行った。12月18日深夜、こういった話し合いは「コペンハーゲン合意」という政治的合意として結実し、この合意はその後、採択のためCOPプレナリーに提出された。参加者は13時間の議論の末、結局、コペンハーゲン合意に「留意する (take note)」ことで合意した。2010年、140を超える諸国がこの合意の支持を表明した。さらに80を超える諸国が国家緩和目標もしくは行動に関する情報を提供した。締約国は、AWG-LCAとAWG-KPのマンデートをそれぞれCOP16およびCMP6まで延長することでも合意した。

カンクン：メキシコ、カンクンでの国連気候変動会議は、2010年12月に開催され、締約国はカンクン合意を最終決定した。条約の下での交渉トラックでは、決定書1/CP.16において、世界の平均気温の上昇を2°Cまでで抑えるには、世界の排出量の大幅削減が必要であると認識した。締約国は、長期世界目標を定期的にレビューし続け、2015年までのレビューでは、提案されている1.5°C目標との関係で目標の強化を図ることで合意した。締約国は、先進国および開発途上国がそれぞれ伝えてくる排出削減目標および国別適切緩和行動(NAMAs)に留意した。(FCCC/SB/2011/INF.1/Rev.1、FCCC/AWGLCA/2011/INF.1、両方ともカンクン会議後に発行) さらに決定書1/CP.16では、次の項目を含めた緩和の他の側面についても議論した：測定・報告・検証(MRV)；REDD+（開発途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減、森林の保全との持続可能な管理の役割、開発途上国での森林炭素貯留量増加）。

カンクン合意は、新しい制度やプロセスを数件設置しており、この中には次のものが含まれる：カンクン適応枠組と適応委員会；技術メカニズム、これには技術執行委員会および気候技術センター・ネットワークも含まれる。グリーン気候基金(GCF)も創設され、条約の資金メカニズムの新しい運用組織と認定された、この基金は24人のメンバーからなる理事会が統治する。締約国は、この基金の設計を担当する暫定委員会、および資金メカニズムに関してCOPを補助する常任委員会を設置することでも合意した。さらに締約国は、先進国が掲げた、2010年-2012年の早期開始資金として300億米ドルを拠出し、2020年までに合同で1千億米ドルを集めるとの約束を認識した。

議定書の交渉トラックでは、CMPが、附属書I国に対し、気候変動に関する政府間パネルの第4次評価報告書に明記され、土地利用・土地利用変化及び林業に関し採択された決定書2/CMP.6の範囲と合致する合計排出削減量を達成するため、野心レベルを引き上げるよう求めた。

2つのAWGsのマンデートは、ダーバンのCOP17およびCMP7まで延長された。

ダーバン：南アフリカ、ダーバンでの気候変動会議は、2011年11月28日から12月11日に開催された。ダーバンの成果は広範な題目にわたり、特に京都議定書の下での第2約束期間の設置、条約の下での長期的協力の行動のための決定、およびGCFの運用開始での合意が含まれる。さらに締約国は、「全ての締約国に適用される、条約の下での議定書、法的文書、または法的効力を有する合意成果を作成する」というマンデートを有する新しいADPの立ち上げでも合意した。この新しい交渉プロセスは、2012年5月から開始され、2015年末までに終了する予定である。この成果は、2020年以降発効され、実施されるものとする。

AWG-LCAおよびAWG-KPのマンデートは、ドーハ会合のCOP18およびCMP8まで再度延長された。

2012年ボンの気候変動会議: ボンでの気候変動会議は、2012年5月14-25日、ドイツのボンで開催された。この会議は、実施に関する補助機関(SBI)および科学上及び技術上の助言に関する補助機関(SBSTA)の第36回補助機関会合で構成された。AWG-LCA 15、AWG-KP 17、ADP 第1回会合も含まれた。AWG-KPの下では、京都議定書の下での第2約束期間の採択を最終決定する問題、CMP 8でAWG-KPの作業を終了させる問題に焦点があてられた。多数の疑問点が保留のまま残されたが、この中には京都議定書の下での第2約束期間の長さ、および余剰ユニットの繰越問題が含まれた。

AWG-LCAの下では、議題書で合意した後、AWG-LCAがCOP 18で作業を終了できるようにするには、どの問題を検討する必要があるか、議論が続けられた。先進国は、カンクンおよびダーバンで設立された多様な新しい制度による「顕著な進展 (significant progress)」を強調した。多数の開発途上国は、バリ行動計画のマンデートを達成するために必要な問題を議論し続ける必要があると指摘した。

ADPの下では、議論が集中したのは、議題書と役員を選出であった。2週間近くにわたる議論の末、ADPプレナリーは、議題書を採択し、2つのワークストリームでの作業を開始した：一つは、決定書1/CP.17(ポスト2020年体制)のパラグラフ2-6に関する問題を議論するもの；もう一つは、パラグラフ7-8(2020年までの時間枠における緩和野心の強化)である、会議最終日には役員を選出で合意した。

会議報告

バンコク気候会議は、2012年8月30日木曜日朝に開会した。この報告書は、次の3つの部会における非公式議論をまとめる：

- ・ 強化された行動のためのダーバン・プラットフォームに関する特別作業部会(ADP)；
- ・ 京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関する特別作業部会(AWG-KP)；
- ・ 条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会(AWG-LCA)

強化された行動のためのダーバン・プラットフォームに関する特別作業部会

Harald Dovland (ノルウェー) と Jayant Moreshwar Mauskar (インド) が共同議長を務めるADPは、バンコクで第1回の実質審議を開始した。8月30日木曜日の非公式開会プレナリー後、ADPの作業は、ADPのビジョンと野心を議論する2つのワークストリームに関するラウンドテーブル会議で構成された。9月2日日曜日、ADP共同議長は、バンコク会議の後半部分をどう進めるか非公式協議で議論し、その協議結果に基づき、月曜日と火曜日に追加のラウンドテーブル会合を開催し、最初の意見交換で提起された特定問題の一部について、さらなる検討を重ねた。水曜日朝、共同議長は非公式協議を開催し、ドーハとその後の前進を図るには、ADPの作業をどう構成すればよいか、意見交換を行った。

開会プレナリー: ADP共同議長のDovlandは、木曜日、ADP非公式プレナリーの開会を宣言し、2つのワークストリームに関しラウンドテーブル会合で議論すると指摘した。同共同議長は、ラウンドテーブルは

本質的に相互に作用しあうものであり、率直な議論を進め、具体的なアイデアを出せるはずだと強調した。

アルジェリアは G-77/中国の立場で発言し、ダーバン・プラットフォームでは、緩和と適応、実施方法の相互の強力な連携を確保し、衡平性および共通するが差異ある責任 (CBDR) を、盛り込むべきだと述べた。スイスは環境十全性グループ (EIG) の立場で発言し、ドーハでは 2015 年までの作業計画を里程標も含め設定する必要があると述べた。スワジランドはアフリカグループの立場で発言し、炭素市場の利用制限を支持し、その他の措置のうち、算定規則と技術移転プロセスを確立する必要があると強調した。

オーストラリアはアンブレラ・グループの立場で発言し、支援は既存のメカニズムを通して提供されるべきだとし、全ての締約国に適用される法的拘束力ある体制を求め、既存の体制を 21 世紀の現実 に即したものに改める必要があると強調した。

ナウルは小島嶼国連合 (AOSIS) の立場で発言し、適応が小島嶼後発開発途上国での気候変動の影響を十分解決できる措置かどうか、グリーン気候基金がそのような措置に支払を行えるのかを質問し、ADP の下では緩和を優先するよう求めた。同代表は、原則に関するラウンドテーブル会合の別途開催に反対し、原則は両方のワークストリーム作業に指針を与えると指摘した。

ドミニカ共和国は熱帯雨林諸国連合に代わり発言し、野心のギャップを埋めるため、将来の気候体制に REDD+メカニズムを入れる必要があると述べた。

南アフリカは BASIC 諸国(ブラジル、南アフリカ、インド、中国)の立場で発言し、ADP の成果は条約の全ての原則、なかでも CBDR と衡平性の原則に完全に則るべきだと強調した。

アルゼンチンは、アルジェリア、ボリビア、中国、キューバ、コンゴ民主共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、インド、クウェート、マレーシア、マリ、ニカラグア、パキスタン、フィリピン、サウジアラビア、スリランカ、スーダン、タイ、ベネズエラの各国の立場も代表して発言し、ADP の作業は全て条約の下のものであり、その原則と合致させるべきだと繰り返し、運用の普遍性は必ずしも運用の一律性を意味しないと述べた。同代表は、ADP を、先進国が法的拘束力のある約束から「逃げ出す (jump ship)」手段にしてはならないと述べた。同代表は、他の AWGs で未だ検討中の問題については、これら部会の作業が成功裡に終わるまで、ADP での実質審議を行うべきでないと述べた。

キプロスは欧州連合 (EU) の立場で発言し、ポスト 2020 年枠組に条約の原則をどう適用すれば全ての締約国が約束するようになるのか、議論する必要があると強調し、2 つのワークストリームと一致する形で今後の作業を進めるべきだと強調した。ボリビアは米州ボリバル同盟 (ALBA) の立場で発言し、先進国に対し、歴史的責任を果たすよう求めた。ニカラグアは中米統合機構 (SICA) の立場で発言し、ADP の作業では BAP の全ての柱を含めるべきだと述べた。

シンガポールは、先進国に対し、ユニラテラルな措置の実施を控えるよう求め、国情を認識しこれに適合させるよう求めた。

気候行動ネットワークは、MRV での CBDR に関する合意、そして世界的努力の責任の衡平な分担を図るオプションを伴う ADP 作業プログラムを求めた。

気候正義ネットワークは、緩和行動の負担が貧困層へ移されることへの懸念を表明し、他の作業部会で行

われている交渉が ADP の作業に予断を与えることがあってはならないと述べた。

ラウンドテーブル：ADP のビジョン：このラウンドテーブルは、ワークストリーム 1 に関する会合で、バンコク会合期間中 4 回開催された。木曜日から土曜日の初期段階の議論では、次の点の議論が求められた：ADP の作業の主要な外枠および要素に関するビジョン；結果を得るため、現在から 2015 年まで、特に 2013 年で必要とされる作業。

議論の中で、多数の諸国が次の点を再確認した：ADP の作業における条約の第一義的優先性；いかなる形であれ ADP の作業が条約の書き換えを伴うことがあってはならない。

EU は、全ての締約国が約束をする新しい議定書を支持し、条約の原則の適用を受ける中身が変化しているとし、緩和が新しい合意の中心となるべきだと強調した。グレナダは、「気候に効果のある (climate-effective)」新しい議定書を支持し、決定書 1/CP.17 (ADP の設立) の解釈は多様であるとの認識を示した。

ベネズエラは ALBA の立場で発言し、一部の締約国が 20 年を経た条約の有効性に疑念をいだき、特定の条件について「再解釈 (reinterpreting)」しているとして懸念を表明した。同代表は、二国間および多数国間の合意による柔軟性システムは規則ベースの多国間システムを損なう可能性があるかと警告した。

ボリビアは、衡平性と開発する権利を強調した。エクアドルは、気候変動の影響について人権の面から議論するよう求め、タンザニアは、気候変動の影響に苦しむ諸国への支援は、衡平性の問題だと強調した。

インドは、衡平性、CBDR、歴史的責任に基づく差異化を求め、ポスト 2020 年のアレンジでは、先進国による開発途上国援助の量的および特定する条件も含めるよう求めた。同代表は、ADP は新しい要素を検討できるだけの柔軟性をもつべきだとし、この新しい要素には、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) や 2013-15 年のレビュー、他の AWGs から得られる要素が含まれると述べた。

チリは、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、パナマの立場も代表して発言し、緩和と適応の両方に対処する実施手段を求めた。同代表は、特定の適応および緩和問題での CBDR の議論、および 2 つのワークストリームの中での CBDR の議論を支持した。

スイスは、2 つのワークストリームを相互に支えあうものとするよう求めた。フィリピンは、次の項目の重要性に焦点を当てた：ワークストリーム間の一貫性；資金、技術、キャパシティ・ビルディングに対する統合手法。バルバドスは、新しい法的拘束力のある合意は適応や緩和、資金および技術に対応すべきだと特に述べた。

シンガポールは、国情への配慮を求め、内容や制約条件、貢献度に関する「3C (contexts, constraints and contributions)」の諸国への配慮も求めた。日本は、国情への配慮を支持した。アラブ首長国連邦は、CBDR 原則を強化する一方で、広範な締約国グループが各国の人口統計の現実や資源の埋蔵量などの国情に配慮した形で排出量を削減し、「公平な役割 (a fair role)」を果たすことは可能だと述べた。

ロシアは、現実には目を向けないことに警告を發し、先進国と開発途上国の間の「悪名高きファイアウォール (notorious firewall)」を撤廃するよう求めた。オーストラリアは、次のような「気候に効果のある (climate-effective)」合意を支持した：全てのものに適用される；各国の能力や自信が高まるにつれ野心を引き上げるべく、時間とともに進化できる；行動するインセンティブを提供する。同代表は、条約の原則は

持続に耐えると同時にダイナミックに動くものでもあると強調し、新しい合意の下での「行動できる差異化 (actionable differentiation)」を支持した。

ノルウェーは、新しい合意は効果があり、衡平で、現実的、柔軟で科学に基づくものにすべきだとし、責任や能力に応じた緩和約束を含めるべきだと述べた。同代表は、「ダイナミックな差異化 (dynamic differentiation)」に対応する、法的拘束力があり、規則ベースの多国間体制を思い描いた。韓国は、人口伸び率や人口密度、エネルギーミックス、再生可能エネルギー資源の埋蔵量、海岸線の長さなど、国情に配慮し、開発途上国の参加を促すインセンティブを支持した。

LDCs は、新しい議定書および遵守や透明性を確保する確固とした MRV を求めた。アフリカグループは、将来の法的成果は条約に反映された約束の更なる詳細を示すべきだとし、これには開発途上国に対する資金約束、適切な負担共有、全ての資金源の受容などが含まれると述べた。

パキстанは、次の点を強調した：全ての者への適用可能性が CBDR や衡平性の考えより優先することがあってはならない；状況がどれだけ変化したかについて、共通の理解が欠けている；既存の差異ある構造の保持；効果のある遵守メカニズム。

現在から 2015 年までの作業に関し、日本は、ドーハにおいて、将来枠組の要素を話し合う会合期間中ワークショップ、または閣僚級ラウンドテーブル会合の開催を提案し、多様な利害関係者が参加するブレインストーミング会議開催、2013 年における一般的な議論から組織化された議論への移行を提案した。米国は、ラウンドテーブル会議という現在の方式を継続し、今後、提起される可能性がある技術問題についてはワークショップを開催するよう提案し、文書作成の前に作業可能なオプションを探求することを提案した。ブラジルは、あまり早くから制度に関する交渉を開始すると、ドーハ会合で現実に達成可能な成果が「汚されてしまう (contaminate)」とし、これは AWG-KP や AWG-LCA の担当分野だと述べた。

マーシャル諸島は、京都議定書における各国を「二分 (binary division)」する方式ではなく、多様な差異化レベルで各国をリストアップし、状況の変化に合わせて、より厳格な要件を有するリストへと「卒業 (graduate)」できる方式に代えることは可能だと指摘した。

日曜日、共同議長は締約国との非公式協議を開催し、バンコクでの ADP の作業の進め方について話し合った。

月曜日、参加者は、最初の 3 日間のラウンドテーブル会合で提起された一部の問題のうち、更なる審議が有用であるとされた問題に基づき、共同議長が提示した質問について議論した。質問の中には次に関係するものが含まれる：「国情」とは何を意味するか、これを ADP の作業にどう取り入れられるか；「全てのものに適用可能 (applicable to all)」という表現の理解；広範な参加を喚起する方法；ADP の作業での「柔軟性」の組み入れ；ADP のビジョンに条約の原則をどう適用すべきか。

「全てのものに適用可能」という用語に関し、各国は、適用の普遍性が適用の一律性を意味するものではないと強調した。パキстанは、「全てのものに適用可能」では、国情や条約の原則の両方に配慮する必要があると強調した。バルバドスは、普遍性が法律形式や規則の「最悪に向けた競争 (race to the bottom)」を意味することがあってはならないとし、気候に効果のある公平な合意の作成と、全ての締約国の信頼を勝ち取る

る合意の作成の両方のバランスを慎重にとるよう求めた。

国情に関し、シンガポールは、締約国の貢献を語る前に国情の内容と制約条件を理解することを強調した。同代表は、このテンプレートの意味について：様式なし、あるいは「全てのものに適合するただ一つの (one size fits all)」手法；緩和行動は、国際的に課せられるものではなく、各国が決定するものであり、その法的形式は予断なしに決められる；普遍的な参加では国情を認識しこれに適合させる。サウジアラビアは、シンガポールを支持し、いかなる国家でもその貢献は「現在、過去、未来とも国家主導のものである (is, has been and will be nationally driven)」と付け加えた。

ADP の作業における柔軟性の取り入れに関し、グレナダは、柔軟性は「差異ある参加」を可能にするとし、「野心的な適応」は気候変動と持続可能な開発を共に実現する道であると強調した。

広範な参加に関し、ガンビアは LDCs の立場で発言し、先進国が指導力を発揮した場合にのみ効果が上がると述べた。フィリピンは、広範な参加を得るための実施手法を強調した。日本は、UNFCCC 以外のイニシアティブも加えて、広範な参加のバランスをとる必要があると強調した。

原則に関し、インドは、衡平性および CBDR が重要であり、これが義務や努力の性質そしてそのレベルを決定づける「指針となる規範」になると強調した。チリは、CBDR が野心を妨げるあるいは責任を免れる方法と解釈されることがあってはならないとし、開発と気候の保護は相互にぶつかり合うのではなく補い合う目標とみるべきだと述べた。日本は、社会経済状況の進化に則り、条約の原則を解釈するよう求めた。ボリビアは、Rio+20 の成果文書でも条約の原則、特に衡平性と CBDR を再確認したと想起した。米国は、原則が先進国と開発途上国とを人工的に分ける分岐点になるべきでないと述べた。

チリは、各国の約束達成方法に関する柔軟性、高い野心を推進するインセンティブとそのような野心達成への報償、衡平性と平等に関する共通の理解を強調した。

EU は、次の点を強調した：排出量と経済成長の相関関係の乖離；排出量の全ての推進要素に対応する最低コストの緩和行動；最も能力が高いものに対する、経済全体の排出削減絶対量目標；「約束のスペクトラム (spectrum of commitments)」に反映される範囲と厳格さ。

米国は、次の点を強調した：違いがあるのは行動そのものであり、締約国が行動をするか否かの違いではない；参加の普遍性、新しい技術と気候政策との結びつきは更なる行動を促進する；時間の経過にも耐えるだけの柔軟な制度の必要性。

ボリビアは、開発途上国では貧困が続いており、エネルギーへのアクセスの欠如、衛生面の欠如も続いていると指摘し、技術援助、資金援助の行動をとる必要があるとし、そのような支援にアクセスしやすくしなければならないと述べた。

ADP 共同議長の Dovland は、会議終了にあたり、ドーハで ADP の作業をどう計画し構成するか、その方法について締約国から意見を聞きたいと熱望しているとし、水曜日にこれに関する追加協議を開催すると述べた。

ラウンドテーブル：野心：緩和野心の強化に関するラウンドテーブル（ワークストリーム 2）は、金曜日と土曜日に開催された。参加者は、緩和のギャップとオプション、野心レベルの引き上げ方法について議論

した。金曜日、Socorro Flores (メキシコ)は、2012年5月、ドイツのボンで開催された決定書1/CP.17のパラグラフ8に基づく野心レベル引き上げに関するワークショップの報告書(FCCC/ADP/2012/INF.1)を提出した。

AOSIS および LDCs は、このワークストリームを優先するよう求めた。アフリカグループは、この作業は京都議定書の約束に代わるものではなく、AWG-LCA の下での緩和に関する交渉に代わるものでもない」と強調した。

LDCs および EU は、ドーハ前のハイレベル・フォーラム開催を支持し、EU は、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、バンカー燃料、REDD+、化石燃料助成金、民間部門の資金調達といった問題に焦点を当てるよう提案した。LDCs、EU、コスタリカ、チリ、コロンビア、ペルーは、開発途上国に対し、NAMAs の提出を勧めた。米国は、2°C目標に至る道筋は多様なものが可能であり、次のものが含まれると述べた：まだプレッジを提出していない国によるプレッジの提出；自主的な行動。これについて同代表は、必ずしも UNFCCC の下での認定や承認を必要としないと述べた。アフリカグループは、信頼性や透明性の目的から、他の多国間組織の努力もこの条約の下で認められるべきだと述べ、EU もこれを支持した。インドは、「気候変動に名前を借りた (in the name of climate change)」ユニラテラルな措置に対し警告した。

多数の開発途上国が、野心は適応、緩和、実施手段に対応すべきだと強調し、締約国に対し、まだプレッジを提出していない場合はこれを提出し、実施手段を開発途上国に提供するよう繰り返し求めた。

締約国は、緩和行動の透明性について更に議論を重ね、ノルウェーとボリビアは、排出削減の算定における明確な規則を求めた。エクアドルは、国際司法裁判所とリンクする遵守体制を提案した。ブラジルは、気候体制で考えられる例として世界貿易機関および核兵器不拡散条約を挙げ、コロンビアは、気候変動を安全保障委員会の議題に載せるよう提案した。

補足イニシアティブに関し、シンガポールは、これは関連性があり、多国間システムを強化するはずだと述べた。中国は、「補足行動」でユニラテラルな措置が正当化されるはずはないと警告した。オーストラリアと米国は、非国家の行動者によるものも含め、UNFCCC の枠外の補足活動を奨励し、米国は、COP がそのような行動を推進できる場になりうると指摘した。オーストラリアは、信頼性のある炭素市場の重要性を強調した。ミクロネシアは米国の支持を得て、UNFCCC の枠外でのイニシアティブの価値を強調し、たとえば HFCs や黒色カーボン、メタン、地上オゾンに注目するイニシアティブを挙げた。EU は、事務局による補足イニシアティブに関するテクニカルペーパーの作成を提案し、これに組織化および定量化オプションも記載するよう提案した。

9月4日火曜日の朝、参加者は非公式協議や前日の議論に基づき共同議長が作成した質問書について議論した。質問は次に関するものであった：ADP での作業を UNFCCC 内外の関連作業とどう関係づけるべきか；どの国際協力イニシアティブが、ギャップを埋めるだけの大幅な排出削減を実現できる可能性があるか、そのようなイニシアティブをどう支援し、規模を拡大できるか；作業計画では、どのようにすれば開発途上国による緩和行動強化に対する支援の規模を拡大し、強化できるか；野心に関するワークストリームに、条約の原則をどう適用すべきか。

AOSIS とベネズエラは、野心引き上げの補足活動を歓迎する一方、これで UNFCCC 活動が減じられることがあってはならないと警告した。EU は、可能なイニシアティブに関し、ドーハ前の締約国による文書提出、事務局による取りまとめ、会合期間内のワークショップ開催を求めた。

バルバドスは、野心ワークストリームの「拡大マニフェスト」を強調し、国際協力行動以上の拡大になる可能性があるとして指摘した。同代表は、UNEP の排出量ギャップ報告書に記載するオプションに注目するよう提案し、この中には土地利用、土地利用変化及び林業（LULUCF）の規則の強化や実施方法の実現、二重計算の回避が含まれると述べた。ブラジルは、都市による行動が重要だと強調し、持続可能な開発目標（SDGs）を創設した Rio+20 合意に焦点を当てた。コロンビアは、SDG プロセスにより気候交渉が「汚染される（contaminated）」ことがあってはならないと強調した。

多数の開発途上国が、中期資金目標に注目し、民間部門に対し明確なシグナルをだし、予見可能性を与える必要があり、あわせて技術移転を行い、知的財産権（IPRs）関係の疑問に対応して、具体的な実施を可能にし、推進することに焦点を当てた。アフリカグループは、気候技術センター・ネットワーク（CTCN）でエネルギー効率化問題を議論するよう提案した。シンガポールは、国際機関同士の情報共有の場を設けるよう提案した。

ADP の作業計画に関し、フィリピンは、AWG-LCA および AWG-KP のマニフェストの中で野心を議論すべきだと強調し、資金の流れや気候資金の実績を追跡し、これには情報公開の透明性あるメカニズムを通じたものも含めるよう要請した。アフリカグループは、ADP での作業と 2013-2015 年のレビューをどう関係づけるか、更なる明確化を求めた。中国は、開発途上国への支援強化の規模を拡大する専門のプロセスまたはメカニズムを含めるよう提案した。

非公式協議：水曜日午前中、共同議長の Dovland は、2013 年の ADP の作業に関し、計画される会議の回数、インプットの機会、会期と会期間の会議やワークショップなどを含め、作業分野を定めるため、成果文書草案を作成する必要があると強調した。同共同議長は、ADP の作業を進めるにはどのように構成すべきか、2013 年前半の作業を含め、意見を表明するよう参加者に求めた。

議論ではドーハ前およびドーハでの作業規則の問題に焦点があてられた。特に次の点について、異なる意見がだされた：2 つのワークストリームに関するコンタクトグループの結成；10 月後半に韓国で、そしてドーハで COP 前の閣僚級ラウンドテーブル会議そして／またはワークショップを開催する；加えて、COP 前およびドーハで、ワークショップ／会期と会期間の会議を多数開催する。さらに参加者は、必要となる可能性がある追加の提出文書またはテクニカルペーパーについても議論した。多数のものが、2 つのワークストリームに分かれた議論の継続を支持し、議論の形式や作業規則の柔軟性を今後も維持すべきとして、これを支持した。

コンタクトグループに関し、多数の締約国が、ドーハでの 2 つのワークストリームに関するコンタクトグループ結成を支持した。他のものは、公式のコンタクトグループ結成に反対し、ワークショップで問題の追及を続ける、または現在のラウンドテーブル方式を維持することを支持した。多数の締約国が、特定の問題に関する小ラウンドテーブル会議の開催を提案した。

閣僚級ラウンドテーブル会議の開催に関し、多くのものが、COP 前またはドーハでのそのようなラウンドテーブル会議の開催を支持したが、他のものは、閣僚級ラウンドテーブル会議の開催は時期尚早であると警告し、あるものは、ADP はまだ「初期の段階 (nascent stage)」だと繰り返した。ある開発途上国は、ADP はまず一年間の作業を認められるべきであり、閣僚たちは他の 2 つの交渉トラックに注意を集中すべきだと述べた。

一部のものは、ビジョンと野心の両方に関する閣僚級ラウンドテーブル会議を提案したが、他のものは、ラウンドテーブルは他の AWGs についても議論すべきだと述べた。さらに閣僚級の議論の提案は、補足イニシアティブや公平性に関する提案もされた。ある締約国は、ドーハ会合の場合、閣僚級の議論は他の AWGs で期待されるような一種の正式な成果を求める会議というよりは、予備的でビジョンを示す会議にすべきだと述べた。

ある締約国は、閣僚級会議は ADP への注目度をあげる上で有用だと述べた。別なものは、閣僚級の監督がなかったことが、他の AWGs が困難に直面した理由の一つだとし、2015 年に向けては、確固とした閣僚級のガイダンスが必要だと述べた。他のものは、ドーハでの議論は AWG-KP と AWG-LCA の作業を成功裏に終了させることに集中すべきだと強調し、あるものは「ADP の議論でドーハを汚染させるべきではなく、またその逆も言える」と警告した。

野心に関し、ある一つの提案は、緩和の定量化を図る補足イニシアティブに関する追加の文書提出を求め、COP 前の議論を支持し、事務局によるドーハ前のテクニカルペーパー作成を提案した。ある国は、補足行動へのインセンティブ提供には同意したが、補足行動問題をプロセスに持ち込むことには反対した。

さらに参加者は、将来の作業計画についても議論し、一部のものは、ドーハにおける 2013 年の里程標を含めた作業計画での合意を希望した。将来の作業に関する提案には次のものが含まれた：2013 年の作業計画、その後の年度の作業計画のドーハでの採択；ADP をどう進めるべきか、ならびにポスト 2020 年の成果に含めるべき要素について、締約国および非国家行動者から、2013 年初めに文書提出を受ける；ビジョン、差異化と約束の範囲の補足方法、排出量と成長の乖離に関する会期間ワークショップ；非国家行動者の参加に関する審議；何がうまくいったか、いかなかったかを説明する特定文書。

一部のものは、ドーハ会合における ADP の成果はパッケージの一部であり、他の AWGs での進展に基づくとして繰り返した。その他のものは、ドーハ会合では作業計画の作成に努力を集中すべきであり、文書の交渉や作成に集中すべきでないと強調し、あるものは、まだアイデアをまとめ、オプションを議論する段階に過ぎないと主張した。

一部の締約国は、作業計画に関する長時間の議論が「ぬかるみにはまる (bogged down)」ことに警告し、前進を図るには公式の作業計画が必要だとは、必ずしも言えないと述べた。あるものは、段階的手法を主張し、タイムテーブルとか作業計画に対し警告した。

ある国は、適応にも緩和と同等の重要性を最初から持たせるよう求めたが、別なものは、ドーハでは緩和に関する強力な共通のメッセージを出すべきだと強調した。

ある締約国は、ADP は次のやり方について議論する必要があると述べた：野心を損なうことなく国情に関

する柔軟性を確保する；経済の現実が変化する中でも、システムの活性を確実に保持する；締約国の約束に関する相互理解を可能にし、野心を引き上げるきっかけを作る。

追加のワークショップ開催に関し、一部の先進国は、ドーハでの会期中ワークショップ開催のほか 2013 年での会期中および会期と会期の間のワークショップ開催を支持したが、一部の開発途上国は、広範な参加を得られるのは会期中の作業であると強調した。一部の締約国は、ドーハの前に、会期と会期の間の会合やワークショップ、文書提出、テクニカルペーパー作成を追加する必要はないとの確信を表明し、バンコクでの作業成果に関し内部で総括し、調整することに時間をかける方が良いとの確信を示した。あるものは、現在から 2013 年の半ばまで追加会合の必要はないと述べた。

一部のものは、ADP の作業構成に関し文書を提出する機会を歓迎したが、他のものはドーハ後の提出プロセス開始を支持した。野心に関し、多数の締約国が、緩和野心引き上げのための多様なオプションに関する締約国文書提出を支持し、事務局に対し、ドーハ前にこの情報をテクニカルペーパーにまとめるよう求めた。

多数の国が、バンコクでの ADP の議論をとりまとめたサマリーとテクニカルペーパーの共同議長による作成を求め、一部のものは、サマリーを交渉文書とみるべきでないと強調した。別なものは、そのようなサマリーは議論の次の段階での集中審議の土台になるとし、ドーハ終了時にも議論内容をとりまとめるよう提案した。

会議をしめくくるにあたり、共同議長の Dovland は、ドーハでは平行して開催される協議の数に制限があり、柔軟に対応するよう参加者に求めた。

閉会プレナリー：ADP の閉会プレナリーは、9 月 5 日水曜日に開催された。共同議長の Mauskar は、議論をとりまとめたサマリーは UNFCCC のホームページに掲載されると述べ、会合全体に関する共同議長の総括、ドーハおよびそれ以降への期待を記載したノートも掲載されると述べた。多くの国が、バンコクでの議論を成功裏に導いた両共同議長を称賛した。

ドイツは、2012 年 7 月 16 日にボンで開催された気候ダイアログについて簡単に紹介し、これには 30 か国の気候担当大臣が出席したと述べた。同代表は、野心の引き上げは緩和に限られたものではなく、実施方法や技術移転の提供も含まれると強調した。同代表は、京都議定書の第 2 約束期間は重要な一步であると考えられ、各国は将来の気候体制で、異なる責任を持ち続けると強調し、ドーハは「一つの旅が終わり、別な旅が始まる転換点」であると指摘した。

G-77/中国は、AWG-LCA の作業終了はダーバン・プラットフォームが必要とする確固とした土台を提供すると強調し、ADP を「条約を書き直す作業の場」にしてはならないとし、衡平性、CBDR、それぞれの能力という原則に則ったものでなければならないと強調した。同代表は、ワークストリーム 1 の議論はまだ概念を明らかにしようとする段階だと説明する一方、ワークストリーム 2 を前進させるにはさらに詳細な作業が必要だと説明した。

オーストラリアはアンブレラ・グループの立場で発言し、ドーハでの閣僚級ラウンドテーブル開催を支持した。同代表は、新しい気候合意に関し、次の点に注目する合意作成方法について、オープンな議論を行うよう提案した：国情に配慮する；野心を築く；広範な参加を引き出す；学習した教訓を取り入れる；各国の

国内の推進要素を理解する；低排出開発戦略を刺激する；状況の変化に対応可能なものにする。同代表は、野心に関し、特にプレッジを行っていない締約国の野心を引き上げるため、推進要素を探求する必要があると強調し、たとえば都市や民間部門の参画を得るなど、補足措置を推進する最善の方法についても探求する必要があると強調した。

EUは、「具体的なイニシアティブ」および明確な里程標の採用を求め、野心引き上げの緊急性を強調した。同代表は、来年はADPについて会期間会合を含めて「十分な時間」を割くよう提案し、当面優先されるのは、2013年の次の段階を「明確化し確保する (clarify and capture)」ことだと述べた。同代表は、事務局によるオプションのとりまとめを支持し、これには排出削減への影響も含まれると述べた。同代表は、AOSISと共に、次の点を支持した：2020年までの緩和野心に関する閣僚級会議を、COP前およびドーハにて開催する；2つのワークストリームに関するコンタクトグループを設置する、ただし結果を出す時間スケールは異なるものとする」と強調した。

スイスはEIGの立場で発言し、2015年までの継続作業に関する里程標を示し、広範なガイドラインを有する作業計画の作成を支持し、既に机上にある作業に加え、焦点を絞った技術的な作業および緩和行動を支持した。

AOSISは、ドーハでの最終パッケージではADPの作業が重要になると発言し、野心に関するワークストリームは本質的に重要であり、AOSISにとり優先度が高いと述べ、UNEPの排出量ギャップ報告書に記載する野心の引き上げ方法をドーハの成果に入れるべきだと述べた。同代表は次の点を強調した：先進国は、開発途上国が既存のNAMAsを実施できるよう実施手段を増やし、さらに野心的なものを採用する必要がある；作業計画は他のAWGsの下での野心引き上げを支援するべきで、これを減じるべきではない。

スワジランドはアフリカグループの立場で発言し、ワークストリーム1は最終的には強化された規則ベースの多国間体制に至るべきであり、歴史的責任、CBDR、そして開発途上国の開発優先策に沿うべきだと述べた。同代表は、ワークストリーム2はバリ・ロードマップに記載される約束以上の野心的な行動を強調すべきであり、この作業計画がバリ・ロードマップの下での約束に代わるものになってはならないと述べた。

ガンビアはLDCsの立場で発言し、次の点を支持した：協議を進めるためコンタクトグループを結成する；ドーハで採択されるべきADPロードマップに関する理解を深める；野心に関する2013年作業計画について議論を進める。同代表は、補足措置を更に明確なものにし、これらのイニシアティブがギャップを埋めるのに役立ち、実施コストや関係する方法を示せることを希望した。同代表は、提案されているイニシアティブを優先すべきだとし、このような努力の実現では、事務局が役割を果たせると指摘した。同代表は、ドーハでの閣僚級議論の開催を支持した。

エジプトはアラブグループの立場で発言し、ADPは他のAWGsの成果を起点とすべきだと述べた。同代表は、次のことを提案した：共同議長が、決定書1.CP/17の多様な要素を取り入れたマトリックスを作成し、2013年の初めまでに実施可能にするにはどうすればよいか、その方法を提案する；ドーハでは、実施手段や衡平性に関する2つのラウンドテーブル会議を開催する；長期資金ワークショップの結論に関する簡単な報告。同代表は、衡平性が「野心の入り口」であるべきだとし、2つの間には何の対立もないと述べた。

キューバは ALBA の立場で発言し、次のように述べた：京都議定書は守らなければならない；ドーハの運命は第 2 約束期間の運命如何である；新しい体制は既存のものより弱体であってはならない；歴史的責任と共通する空間の利用を、脇においやることはできない。同代表は、持続可能な消費および生産パターンについて、そして衡平性について議論するよう求め、開発途上国は自主的ながら先進国以上の野心を示していると述べた。

南アフリカは BASIC の立場で発言し、2012 年は京都議定書の改定や、AWG-LCA の下での合意成果の採択、ダーバン・プラットフォームの立ち上げに焦点を当てるべきだと強調した。同代表は、ADP の作業は他の AWGs の作業を踏まえて築くべきだと強調し、ラウンドテーブル作業方式をドーハでも続けるよう求めた。

ニカラグアは SICA の立場で発言し、バンコク会議の進展の遅さに懸念を表明し、全ての締約国に対し、さらに大きな約束をするとともに、条約の両方の交渉トラックをバランスのとれた、しかも衡平な形で進展させるよう求めた。

パプアニューギニアは熱帯雨林諸国連合の立場で発言し、ADP では明確かつ野心的な作業計画で合意する必要がある、その合意には REDD+ の実施を主要要素として含めるべきだと強調した。同代表は、REDD+ に関する国際協イニシアティブに言及し、REDD+ パートナシップはフェーズ 1 でもフェーズ 2 でも約束された支援の効果的な配分という役割を果たせなかったと述べた。

ペルーは、チリ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国の立場も代表して発言し、先進国は野心的かつ拘束力のある気候行動および信頼できる資金供与をリードすると再度確証を提供する必要があると強調した。

マレーシアは、アルジェリア、アルゼンチン、ボリビア、中国、キューバ、コンゴ民主共和国、ドミニカ、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、インド、イラン、イラク、クウェート、マレーシア、マリ、ニカラグア、パキスタン、フィリピン、サウジアラビア、スリランカ、スーダン、タイ、ベネズエラの立場も代表して発言し、ADP での議論が初期の探り合いの段階であることを考えると、ドーハ会合の前にコンタクトグループを立ち上げ、ドーハで ADP に関する閣僚会議を開催するのは時期尚早だと強調した。同代表は、ADP の両方のストリームでの作業に衡平性と CBDR の原則を適用するよう求め、ドーハでは AWG-LCA と AWG-KP を成功裏に終わらせることに焦点を当てるべきだと強調した。

タイはホスト国として発言し、バンコクでの協議はドーハでの協議の出発点であると述べた。会議終了にあたり、両共同議長は、バンコクの議論で提起された考えについて検討すると述べ、参加者は協力の精神を発揮したと賞賛した。ADP 非公式プレナリーは午後 4 時 24 分、閉会した。

京都議定書の下での附属書 I 国の更なる約束に関する特別作業部会

8 月 30 日木曜日の会合開会にあたり、AWG-KP 議長の Madeleine Diouf (セネガル) は、締約国に対し、保留されている問題の進展を図るよう促した、保留問題には次のものが含まれる：京都議定書第 2 約束期間の長さ；数量化された排出量抑制および削減目標 (QELROs)；割当量単位 (AAUs) 繰越の影響；第 2 約束期間に参加しない締約国のメカニズムへのアクセス；第 1 約束期間から第 2 約束期間へのスムーズな移行確

保のための法的な問題。コンタクトグループの会合が開催されたほか、数値／文章に関するスピノフグループ、第2約束期間に関する非公式協議も開催された。

コンタクトグループ：開会プレナリー直後に開催されたコンタクトグループ会合で、参加者は、開会ステートメントを発表した。アルジェリアは G-77/中国の立場で発言し、附属書 I 国に対し、野心レベルを引き上げるよう勧め、QELROs を提示していない締約国に対し提示するよう促した。韓国は EIG の立場で発言し、EU と共に、8 年の第 2 約束期間を支持し、QELROs の中期レビューおよび柔軟なプロセスを保持する必要があると強調した。

EU は、第 2 約束期間は「ダーバン・パッケージ」の一部に過ぎないと強調し、AWG-LCA のレビューに合わせ、2015 年に締約国の約束の野心レベルをレビューするよう提案した。

AOSIS、LDCs、アフリカグループは 5 年の約束期間を支持した。AOSIS は、算定での欺瞞や条件付けなど「見せかけだけ (window dressing)」に対する懸念を表明した。

スワジランドはアフリカグループの立場で発言し、次のことを求めた：高い野心レベル；余剰 AAUs 繰越問題の速やかな解決；柔軟性メカニズムは第 2 約束期間に参加する締約国に限定する。

ガンビアは LDCs の立場で発言し、ADP の下での新しい議定書の進展を図るため、AWG-KP を成功裏に終了するよう求めた。

サウジアラビアはアラブグループの立場で発言し、先進国に対し、義務の法的拘束力の継続を求め、約束期間でのギャップ回避を求めた。

ベネズエラは ALBA の立場で発言し、先進国に対し、ドーハで「明確かつ意味のある (clear and meaningful)」第 2 約束期間を採択して歴史的責任を果たすよう求めた。

南アフリカは BASIC の立場で発言し、現在のプレッジにおける野心レベルを引き上げるよう求め、議定書の改定案の採択は、ドーハで成果を挙げる「かなめ石」になると述べた。

フィリピンは、アルジェリア、アルゼンチン、ボリビア、中国、キューバ、コンゴ民主共和国、エルサルバドル、エクアドル、エジプト、インド、イラン、クウェート、マレーシア、マリ、ニカラグア、サウジアラビア、スリランカ、スーダン、タイ、ベネズエラの立場も代表して発言し、プレッジベース手法の採用に警告し、集約化システム、共通の算定方式、努力の比較可能性が必要であると強調した。

附属書 I の更なる約束：ボンに続き、数値／文章に関するスピノフグループが 1 週間を通して会合を開催し、Jürgen Lefevere (EU) と Sandea de Wet (南アフリカ) が共同進行役を務めた。第 1 約束期間から第 2 約束期間への移行に関する法的問題および技術的問題は、AWG-KP 副議長の Jukka Uosukainen (フィンランド) が進行役を務める非公式協議で検討された。

数値／文章：締約国は、共同進行役がノンペーパーにまとめた改定案の数字について議論した。さらに締約国は、次の問題に関するテクニカルペーパーについて事務局のプレゼンテーションを受けた：繰越オプションに関する定量的な影響；基本年の割合で示された QELROs と絶対排出量レベル。ウクライナは、近く表明予定の QELRO の想定条件についてプレゼンテーションを行った。

QELROs に関し、締約国は、2020 年までに 20% 削減というウクライナの年度指定目標の基礎を為す想定条

件、ならびにその QELRO への変換作業について情報提供を受けた。QELROs をまだ提示していない先進国は、提示することが求められた。締約国は、二国間協議において、ベラルーシおよびカザフスタンが近く提出する可能性がある QELRO について議論した。

野心に関し、締約国は、野心レベル引き上げという共通目標の共有を表明したが、いつ、どのようにという問題に関しては依然意見が分かれた。多数の開発途上国が、8 年の約束期間では現在の低い野心レベルで固定されると懸念を表明した。QELROs の野心を引き上げるため、締約国は、中期レビュー実施についても議論した。参加者は次の点について意見交換を行った：第 2 約束期間のレビューはどの組織が行うべきか；第 2 約束期間のレビューと条約の下での 2015 年レビューの関係。さらに、野心に関係し、ブラジルは、締約国が希望すればいつでも約束の野心レベルを引き上げられるように議定書を改定し、国際法の下で直ちに発効することを提案した。締約国は、ドーハの前に野心とレビューに関する閣僚級会合が必要であると指摘した。

余剰 AUs の繰越に関し、締約国は、繰り越す余剰分を制限するという、AOSIS、アフリカグループ、ブラジルの提案について議論した、この提案は G-77/中国による新しい提案に統合されており、繰越の上限を第 2 約束期間の 2.5%としている。繰越を制限しないとのオプションも提出されている。締約国は、第 1 約束期間の余剰分は量的には影響が大きい、具体的には EU、ロシア、ウクライナなど少数の締約国にとどまっていると指摘した。繰越の厳格な制限は全ての開発途上国の支持を受けたが、一部の先進国は、体制では総合的な観点から繰越問題に取り組むべきであり、過剰な達成を罰するシグナルを送らないよう、慎重を期すべきだと述べた。

適格性に関し、締約国は、次のものが京都メカニズムへアクセスできるようにすべきかどうか議論した：暫定適用を申請した国のみ；QELROs を提出した国；第 2 約束期間への参加を表明した国；京都議定書の全ての締約国；条約の下での全ての締約国。大半の開発途上国は、柔軟性メカニズムへのアクセス、中でも最も重要なクリーン開発メカニズム (CDM) へのアクセスを、第 2 約束期間の参加国に限定することを支持した。多数の先進国が、CDM クレジットに対する需要を維持することが重要だと強調し、需要を確保しなければ運用の継続性を十分に確保できないと述べた。一部のものは、異種の炭素市場が「開拓時代の西部 (the Wild West)」のようになる危険を指摘した。

第 2 約束期間に関し、締約国は、副議長の Uosukainen が進行役を務める非公式協議で、約束期間のギャップに対応するドーハでの決定書の文書草案数件について議論した。多数の締約国が、たとえば柔軟性メカニズムなど、2013 年以降の議定書の「継ぎ目のない継続 (seamless continuation)」を確保する必要があると強調した。締約国は、オプションを検討し、ドーハでの決定書の必要要素について議論した。

締約国は、AOSIS、アフリカグループ、ブラジル、オーストラリア、EU、ブラジルの文書提案をまとめた一つのノンペーパーについて議論した。このペーパーは、多様な提案を 8 つの分類にまとめたものであり、次のものが含まれる：序文；改定案の採択；締約国に批准を促すパラグラフ；暫定適用；法的継続性に関する追加記述；運用上の継続性、技術的な継続性；結果としておきる以前の CMP 決定書の改定；ユニラテラルな宣言の歓迎など、その他の提案。多数の締約国が、提案要素の一部は相互に支え合うものであり、他を

排するものではないと強調した。議論の中で、締約国は、CMP 決定書が法的拘束力をもたないことへの懸念を示したが、他のものは、暫定適用に伴う困難と時間の必要性を指摘した。一部の締約国は、暫定適用にも満たないものは全て国際的な法的拘束力がなく、このためギャップの法的な結末に対応しないと強調し、「最大限の対象範囲に対する最大限の拘束性 (maximum bindingness with maximum coverage)」の必要性に注目した。数カ国の締約国は、第 2 約束期間に関し、バンコクで出てきた文章はドーハに向けた各国の明確なマンデートを確保する上で特に重要であると述べた。

閉会プレナリー：水曜日午後の非公式閉会プレナリーで、AWG-KP 議長の Diouf は、提案されている文章の包括性では合意があると指摘した。同議長は、締約国に対し、これまでの進展状況を示す文章を作成すると伝え、これはソウルでの COP 前会合の準備に向けた大きな一歩となり、ドーハでの交渉の土台となるはずだと述べた。同議長は、望むべくは 10 月初めにこの文章を UNFCCC ホームページで閲覧可能にすると述べた。

アルジェリアは G-77/中国の立場で発言し、野心的な排出削減量をもち、2013 年 1 月 1 日から始まる第 2 約束期間の重要性を強調した。同代表は、ドーハでの強力かつ法的拘束力のある成果を求め、AWG-KP の下で法的拘束力のある約束を行わない附属書 I 国は、柔軟性メカニズムの便益を求めるべきでないと強調した。同代表は、QELROs を提示していない締約国に対し、提示するよう求め、既に提示した締約国に対しては、ドーハまでに QELROs の野心の大幅な改善を検討すべきだと述べた。

スイスは EIG の立場で発言し、議長が作成する文書には全ての要素を盛り込み、第 2 約束期間へのスムーズな移行とドーハでの AWG-KP の成功裡の終了を可能にするよう述べた。

オーストラリアはアンブレラ・グループの立場で発言し、ドーハでの作業では 2013 年 1 月 1 日からの第 2 約束期間への移行実施、京都議定書のインフラやメカニズムの実施継続の確保など、保留問題に焦点を当てるよう求めた。

EU は次の必要性を強調した：議定書の批准可能な改定案の採択；附属書 B の QELROs の明記；8 年の第 2 約束期間での合意、これはレビュープロセスと組み合わせるべきこと。同代表は、特に第 2 約束期間を受け入れている締約国に対し京都メカニズムの継続利用を可能にすることが重要だと強調し、第 2 約束期間に参加する意思がないと表明した附属書 B 締約国に対し、ダーバン会合で一つの世界的な合意に向け進展があったことに鑑み、その立場を再考するよう求めた。

スワジランドはアフリカグループの立場で発言し、AWG-KP の議論の進展が遅いことに懸念を表明し、附属書 I 国は国情や国内法を、議定書からの脱退や、第 2 約束期間の不参加、QELROs の不提示を正当化する「言い訳 (excuse)」に使うべきでないと述べた。同代表は、附属書 I 国の指導力のなさ、プレッジの低さ、8 年の約束期間の間、低い野心レベルで固定しようとする意図を嘆き、これは「人間の権利を省みない (a reckless disregard of human rights)」行為だと非難した。

ガンビアは LDCs および AOSIS の立場で発言し、次のことを求めた：QELROs を提示していないものも含めた附属書 I 国は、野心を引き上げ、法的拘束力のある一つの数値で示された無条件の QELROs を、議定書の附属書 B の改定案に含める；5 年の第 2 約束期間；第 1 約束期間からの余剰 AAUs の大幅削減。同代表は

次のことを強調した：メカニズムへの参加を希望する全ての附属書 I 国は、第 2 約束期間の附属書 B への QELROs の明記が求められる；京都議定書の締約国でない締約国は AWG-LCA の下で野心的な約束を行うべき。

サウジアラビアはアラブグループの立場で発言し、ドーハでは 2013 年 1 月 1 日から始まる第 2 約束期間で合意に達することが重要だと強調した。同代表は、開発途上国が緩和行動をとることを条件に自国の緩和行動をとろうとする先進国の動きに懸念を表明し、ALBA 諸国とともに、CDM へのアクセスは第 2 約束期間の批准を条件とすべきだと述べた。

京都議定書は先進国の排出量増加に取り組む唯一の法的制度であると強調したドミニカは ALBA の立場で発言し、京都議定書の議論が ADP の議論にすり替えられているとして懸念を表明した。

イランは、アルジェリア、アルゼンチン、ボリビア、中国、キューバ、コンゴ民主共和国、ドミニカ、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、インド、イラン、イラク、クウェート、マレーシア、マリ、ニカラグア、パキスタン、フィリピン、サウジアラビア、スリランカ、スーダン、ベネズエラの立場も代表して発言し、ドーハ会合の成功には次のことが必要だと述べた：野心的で法的拘束力のある第 2 約束期間、この中で、附属書 I 国は野心のギャップを埋めるため公平かつ科学に基づく貢献を行う；BAP の下での野心的な合意成果、これは京都議定書締約国でない諸国においても比較可能な緩和の野心、資金面での野心を確保し、BAP の下での他の未解決問題に対応する；ADP の作業の更なる明確化。

コンゴ民主共和国は熱帯雨林諸国連合の立場で発言し、REDD+は野心のギャップを埋めるために大きな貢献をできるとし、ただし結果ベースの行動への資金援助が確保できることを条件とすると述べた。

ニカラグアは SICA の立場で発言し、バンコク会議の進展の遅さに懸念を表明し、自主的なプレッジで科学が求めているレベルの緩和を達成できるかどうか疑問視した。同代表は、SICA 諸国は自国の資源を使って自主的に緩和活動を行っているとして述べた。

AWG-KP 議長 Diouf は、締約国に対し、バンコクとドーハの間では既に机上に上っている提案に焦点を当てるよう勧め、午後 6 時 46 分、非公式プレナリーを閉会した。

条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会

AWG-LCA 議長 Aysar Tayeb (サウジアラビア)は、非公式 AWG-LCA プレナリーを開会し、このグループのバンコクでの課題を指摘し、実質審議を続け、必要な可能性がある他の決定書を探求し、ドーハで最終決定される AWG-LCA の成果に向け基本の文章を作成することが含まれると述べた。同議長は、次の文書が作成されていると指摘した：BAP マンデートからの問題の概要を示し、バリ以降の進展状況を明記するマトリックス表；多様な項目における議論の成熟度の違いを示した問題に関する非公式ノート。

オーストラリアはアンブレラ・グループの立場で発言し、WG-LCA をドーハで終了させるのに今以上の決定書は必要ないと述べた。同代表は、未解決な問題の全てで意見の一致が得られるわけではないと指摘し、意見の一致が可能な分野を特定するよう求め、バンコク会合の結論としてはどういう成果または成果文書が考えられるのかと問うた。

アルジェリアは G-77/中国の立場で発言し、次のことが必要だと強調した：緩和と適応のバランス；野心を強化できるだけの資金、ここでは開発途上国に資金負担を移すことのない、公共の長期資金に焦点を当てる。

EU は、AWG-LCA がドーハで終了する際は、個別の問題での進展を図れる最も適切な組織（単数または複数）を決定し、これらを ADP に移すことは避けるよう主唱した。同代表は、AWG-LCA 終了に関する決定で ADP の進展を遅らせることがあってはならないと述べた。

スワジランドはアフリカグループの立場で発言し、プレッジの経済全体の排出削減目標への転換で先進国が進展を見せるよう求め、LDCs の立場で発言したガンビアと共に、中期資金供与に明確な予想がされていないとして懸念を表明した。エクアドルは ALBA の立場で発言し、先進国の緩和が BAP からの重要な保留問題だと強調した。同代表は、CBDR とそれぞれの能力の原則がこのグループの作業に指針を提供する主要要素であると指摘し、このグループによる決定書草案文章の検討を求めた。南アフリカは BASIC の立場で発言し、衡平性、IPRs、ユニラテラルな貿易措置などの未解決問題に焦点を当てた。エジプトはアラブグループの立場で発言し、次のことを求めた：条約の原則の確認；BAP の効果的な実施；AWG-LCA で終了しなかった作業の今後の進め方の検討。

コンゴ民主共和国は、アルジェリア、アルゼンチン、ボリビア、中国、キューバ、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、インド、イラク、クウェート、マレーシア、ニカラグア、フィリピン、サウジアラビア、スリランカ、スーダン、タイ、ベネズエラの立場も代表して発言し、ドーハで AWG-LCA を終了できるのは、BAP マンデートの全ての要素について合意成果をまとめられた後でなければならないと述べた。同代表は、次のものなど保留事項を指摘した：歴史的責任、持続可能な開発への公平なアクセス、IPRs など「内容要素（contextual elements）」と呼ばれるものが何かについて共通の理解を進める；第 2 約束期間の緩和野心引き上げ；議定書の締約国でない国による相応な努力を確保する；コスタリカは熱帯雨林諸国連合の立場で発言し、市場メカニズムで合意に達する必要がある、REDD+への投資を増加する必要があると強調した。

ニカラグアは SICA の立場で発言し、BAP の全ての柱について合意成果を得ることが、AWG-LCA 終了の前提条件であると述べ、特に長期資金および共有ビジョンに関する保留問題を指摘した。

コンタクトグループ（議題項目 3、4、5） AWG-LCA 議長の Tayeb がこのコンタクトグループの議長を務め、多様な問題に関する進行役がこれを補佐した。締約国は、ボンでの議論を受け、更なる実施に関し COP 17 から委任を受けた問題について、スピノフグループでの審議を継続した、この中には次のものが含まれた：共有ビジョン；先進国の緩和；開発途上国の緩和；レビュー；REDD+；セクター別アプローチ；市場を含める多様な手法。

技術、適応、資金、キャパシティ・ビルディング、対応措置、経済移行国（EITs）は、AWG-LCA コンタクトグループで検討された。AWG-LCA の現状報告コンタクトグループ会合は 9 月 3 日月曜日に開催され、全ての項目での進展状況が報告された。AWG-LCA 閉会プレナリーは 9 月 5 日水曜日に開催された。バンコクでの作業は、AWG-LCA 議長が作成した 34 頁の非公式概要ノートにまとめられた。

共有ビジョン：この問題は Zou Ji（中国）が進行役を務めるスピノフグループで検討された。AWG-LCA

議長は、Tayeb は、AWG-LCA 現状報告コンタクトグループに対し、世界の目標およびピーク時間枠について、その内容を最初に議論すべきか、それとも数値を議論すべきかで意見が分かれたと報告した。同議長は、AWG-LCA が終了した後、この問題をどの組織が扱うについてはまだ議論されていないと述べた。

緩和：先進国の緩和：この問題は Andrej Kranjc（スロベニア）が進行役を務めるスピノフグループで検討された。締約国は、パリ以降の決定を反映させた非公式ノートおよびマトリックス表について検討した。多数の先進締約国が、プレッジの明確化や国際的評価およびレビューなどの分野で進展があったと強調したが、多数の開発途上国締約国は、特に次の点で失望したと強調した：具体的な成果の欠如；既存の先進国のプレッジにおける野心レベルの低さ；努力の比較可能性におけるギャップ。ノルウェーは、全ての締約国に共通の算定規則を提案し、オーストラリアと EU は支持したが、ブラジル、中国、インド、ケニアは反対した。

進行役の Kranjc は、AWG-LCA 現状報告コンタクトグループへの報告の中で、実質的な問題および今後の進め方では有用な意見交換があったと強調し、締約国は目標の明確化および進展状況の計測手法について、更なる議論をする必要があることで合意したと付け加えた。

開発途上国の緩和：この問題は、Gary Theseira（マレーシア）が進行役を務めるスピノフグループで検討された。締約国は、2つの議事進行ツールについて検討した：COP 13 以降開発途上国締約国が NAMAs について行ってきた作業の「鳥瞰図（bird's eye view）」を示すマトリックス表；枠組み要素、締約国が連絡した NAMAs の要素、NAMAs の作成および実施支援に関する要素を記載する非公式ノート。

米国、ニュージーランド、ノルウェー、カナダ、EU、オーストラリア、スイス、および AOSIS の立場で発言したマーシャル諸島は、このグループのマンデートは開発途上国締約国による緩和プレッジの明確化を続けることであり、これは信頼と信用を築き、今後の進め方について実質的な解決策を特定する上で重要であると強調した。これら諸国は、まだプレッジを提出していない締約国に対し、提出するよう勧め、既に提出された行動の体系的な取りまとめを求めた。

中国、ブラジル、南アフリカは、開発途上国への支援の MRV 問題では更なる作業が必要だと強調した。EU はこれに反対し、この問題は別なところで検討されているとし、作業の重複を警告した。中国は、関連する NAMA 情報はレジストリにまとめられていると指摘した。マリは、COP 18 向けの NAMAs の作成および実施に関し、地域ワークショップおよびハンドブックを通じた支援を求めた。

進行役の Theseira は、AWG-LCA 現状報告コンタクトグループへの報告において、このスピノフグループではドーハの成果の一部になりうる要素を記載したノートを検討したと強調し、締約国が特定した要素には次のものが含まれると述べた：NAMAs および支援の提供強化を再度求める；NAMAs の多様性を理解するための更なる議論；支援の MRV に関するガイドライン作成；NAMAs 作成および実施に関する各国の能力向上のための提案。

REDD+：この問題は、Yaw Osafo（ガーナ）が進行役を務めるスピノフグループで検討された。進行役の Osafo は AWG-LCA 現状報告コンタクトグループへの報告において、このグループの議論は REDD+に関する会合期間内ワークショップに基づくものであり、特に次のことに焦点を当てたと述べた：ガイドとなる原

則；資金の規模拡大および推進を可能にする上で必要な条件；更なる審議が必要な問題；REDD+の全面的な実施に向けた資金供与のインセンティブとして、ドーハから発信する必要があるシグナル。同進行役は、必要な制度アレンジについて活発な意見交換があったと報告し、この中には REDD+理事会、レジストリ、保険メカニズムまたは貯留量メカニズム、レビューと規制組織の設置が含まれると述べた。同進行役は、締約国の検討のため最新の非公式ノートが作成されると述べた。

セクター別アプローチ：この問題は、George Wamukoya（ケニア）が進行役を務めるスピノフグループで検討された。進行役の Wamukoya は、AWG-LCA 現状報告コンタクトグループへの報告において、締約国は一般枠組みに関する 4 つのオプションについて意見交換を行ったが、意見の相違は残ったと指摘した。バンカー燃料に関し、同進行役は、同グループは 5 つのオプションについて議論し、さらなる絞り込みを続けたと報告した。

多様な手法：この問題は、Alexa Kleysteuber（チリ）が進行役を務めるスピノフグループで検討された。進行役の Kleysteuber は、AWG-LCA 現状報告コンタクトグループに対し、同グループでは議論が必要な要素のマップを示した非公式ノートに基づき議論したと報告した。多様な手法の枠組みに関し、同進行役は、締約国がその目的や役割に関する意見交換を行ったと述べた。新しい市場メカニズムに関し、同進行役は、規則や手続きに関し意義のある意見交換が行われたと強調した。

対応措置：AWG-LCA 議長の Tayeb は、AWG-LCA 現状報告コンタクトグループに対し、ドーハ向けに決定書の文章を作成すべきかどうか、ユニラテラルな措置についてはどの会議の場で検討すべきか、異なる意見が表明されたと報告した。

適応：Tayeb 議長が議長を務めたこのコンタクトグループの議論で、締約国は、「適応に関する強化された行動」についての非公式ノートを検討し、ボン会合で提起された枠組み要素および疑問点に注目した、この中には次のものが含まれる：適応に対する支援；国別適応計画；条約の仲介者としての役割強化；耐久性を高めるための経済多角化。COP 13 から SB 36 までの適応に関する決定および行動を示したマトリックス表が提出された。

G-77/中国の立場で発言したアルゼンチン、LDCs の立場で発言したバングラデシュ、その他は、適応実施方法を強化しさらに高める必要があると指摘した。ボリビアは多数の国を代表して発言し、適応行動の実施に対しインセンティブを提供する方法に関し、関連する条約機関および他のものと共に、適応委員会が常任委員会と協力して提案を作成するようなプロセスを設ける、「適応に関する強化された行動」を一貫した形で実施していく方法に関するワークショップを SB 38 と併行して開催するよう提案した。

ナウルは AOSIS の立場で発言し、災害リスク管理と気候変動への適応の共同実施を求め、国家レベルの制度を強化する必要があると強調した。

ノルウェーは、適応に関して行われるであろう作業を支援し、支える関連決定書を指摘した。米国は、適応委員会などの関連メカニズムが設置されたことを述べるとともに、このメカニズムがどう運用されるかに関し懸念を指摘した。同代表は、実施方法の問題は資金グループで検討されていると指摘した。

議長の Tayeb は、AWG-LCA 現状報告プレナリーへの報告の中で、締約国は更なる作業が必要な問題の特

定しており、この中には次のものが含まれると指摘した：適応実施の手段；2013-2015年の資金供与；資金とのリンク；非LDCs国の国別適応計画；条約の仲介者としての役割。同議長は、AWG-LCAがこれらの問題についてさらに議論すべきかどうか、追加の決定書が必要かどうかでは意見が分かれたままであったと述べた。

資金：Tayeb議長によるコンタクトグループの議論では、枠組みの要素や2012-2020年の期間における資金供与；その他の機関及び金融機関との連携；MRV；早期開始資金；GCF；及び長期資金について焦点をあてつつ、“緩和、適応、及び技術協力に関する行動を支援するための資金源及び投資の提供に関する強化された行動”についての非公式ノートを検討した。また、COP13以降に採択された決定書や行動について説明するマトリックステーブルについても紹介された。

決定書草案の必要性については多様な意見が出された。AWG-LCAで既に重要な成果を出しており、資金の議論が続けられるその他の取り決めについても設けられたとし、先進国はカンクン及びダーバンの決定書について強調した。いくつかの先進国が、AWG-LCAは中期資金について議論する場としてふさわしくないと述べた。ドーハでの資金に関する決定書を求めて、開発途上国は、中期的な資金のギャップについての懸念を示し、また資金支援のMRVと供与の透明性強化について検討する必要があると指摘した。

その後のコンタクトグループのセッションでは、2013-2020年における気候資金の継続のための各種選択肢や早期開始資金、MRV、及びGCFとCOPとの取り決めについて説明する、AWG-LCA議長による改訂版ノートが議論された。

GCFとCOPとの取り決めについては、GEFが良いモデルになるかどうかという点；GCFとCOPとの適切なダイアログの確保；及びGCF向けの取り決めに整備するための常任委員会に対する指針などが議論された。オーストラリアは、ここで本件について議論するのは妥当ではないと述べた。バルバドスは、ある程度の確実性を与えるため、GCFホスト、COPとGCFの取り決め、及び初期資金に関する決定書を出すべきだと述べた。2013-2020年における気候資金の継続性については、一部の開発途上国が改めて先進国による保証の明言を求めた。米国は、自国は資金拠出を拡充していると述べ、2012年以後の資金の継続性について再保証することと数値目標を担うことを区別した。コロンビアは、その取組みについて賞賛しながらも、それが1,000億米ドルの数値目標が実現されるための十分な再保証にはならないと述べた。

Tayeb議長は、AWG-LCA 現状報告コンタクトグループについて、特に、AWG-LCAの下で追加的な決定書が必要かどうかという問題や、今後の資金問題に関する検討の方法や場所をどうするかという問題について意見の相違が残っていると報告した。

技術：Tayeb議長のコンタクトグループでは、“技術開発及び移転に関する強化された行動”と題された非公式ノートが検討され、枠組みの要素；CTCN及び技術執行委員会(TEC)の機能；及び資金メカニズム及びその他のテーマをもつ組織との連携などが議論された。また、議長により、BAP採択以降の技術に関する決定についてのマトリックステーブルが紹介された。その後の議論では、特に以下のことについて意見が表明された；TECとCTCNとの関係；新たな組織の機能及び権限；ダーバンで決定した項目以外についての議論の必要性；ドーハで必要とされる決定書のスコープ；及びUNFCCCの下でIPR問題を対処すべきかどうか。

AWG-LCA現状報告コンタクトグループへの報告の中で、Tayeb議長は、CTCNと技術執行委員会(TEC)との関係；両組織に追加可能な機能；及び IPRs等が保留事項として特定されたと述べた。これらの問題について、さらに検討する必要があるということで合意が得られたものの、その方法と場所については意見が分かれていると伝えた。

キャパシティ・ビルディング：本件はAWG-LCAコンタクトグループで議論された。AWG-LCA現状報告コンタクトグループの報告の中で、Tayeb議長は、懸案事項を取り上げる方法と場の問題やAWG-LCAが追加的な指針を提供すべきかどうかという問題について意見が分かれていると述べた。

レビュー：本件はGertraud Wollansky（オーストリア）が進行役を務めたスピノフグループで取り上げられた。Wollansky進行役は、現状報告コンタクトグループに対して、レビューのスコープについては、決定書 1/CP.16 パラ 138（レビュー）を土台にする方法と、開発途上国に提供される実施の手段を含めて、条約の下での約束の実施の評価も含めたスコープをさらに規定する方法という現在2つの選択肢が検討対象となっていることを伝えた。インプットに関する専門家の検討については、ドーハで発足するレビュー専門家グループ、またはSBSTA及びSBI合同コンタクトグループで実施するという2つの選択肢が議論になっていると強調した。

EIT及びCOPで認識された特殊事情をかかえる国々：Tayeb議長は、AWG-LCA副議長の下で行われている協議がまだ継続中であると報告した。

AWG-LCA 現状報告コンタクトグループ：これまでの進捗状況に関して参加者の意見発表が行われた。スイスは、EIGの立場から、コンタクトグループの“優先課題と性質を変更しないよう” 締約国に釘をさすとともに、スピノフグループでの議論に注力するよう求め、議論のテーマはAWG-LCAの下で合意済みの成果を補完するものでなければならないと述べた。さらに、87ヶ国からの緩和の誓約や適応、技術及び資金についての新たな重点課題など、AWG-LCAでの成果を強調した。

オーストラリアは、アンブレラ・グループの立場から、資金、技術、キャパシティ・ビルディングのための“恒久的な本部”を設置したことは、決して小さな成果ではないとし、新たに設置されたメカニズムの下でもこの作業が続けられるのだと強調した。

フィリピンは、AWG-LCAの作業は完了してはいないとし、BAPの実施に関して進展した部分と進展していない部分について検討するよう要請した。また、開発途上国が条約の下での義務を履行するために、実施するための手段を提供することが重要だと指摘した。

EUは、プレッジの明確化やREDD+資金及びバンカー燃料問題の進展を求めつつ、実施のギャップの規模を“より良く技術的に理解”する必要があると強調した。

コロンビアは、BAPは“長期的な視野（a long-term horizon）”を築いており、明確な期限を有するものではないと述べ、AWG-LCA後のシナリオへの移行を模索するよう提案した。

ケニアは、アフリカグループの立場から、技術的な問題を前進させるためのプロセスを求め、ドーハでは、“非常に包括的な”決定が求められると述べた。

インドは、排出量のピーク期のタイムフレームや長期資金及び貿易関連のIPR問題などを含め、ドーハで決着させられない可能性のある技術的な問題や政治的な問題を特定し、同作業の前進をめざすことを提案した。また、AWG-LCAの“成功裏の完了”がダーバン決定書の重要な部分であると指摘した。

南アフリカは、比較可能性、資金、技術及び適応といった主要な要素について明確になっていないと指摘し、カンクン及びダーバンで設置された組織は、条約の下での約束を議論する場として適切ではないとし、これらの問題についてドーハで論理的な決着をつけるべく、実質的な審議に入るよう求めた。

シンガポールは、最新情報はAWG-LCAの現状について“酔いが覚める現実 (sobering reality)”を与えるとし、“意見の相違が明瞭な形になったが (crystallized our divergences) ”、意見の収斂に向けて大きな進展がなされていないと述べた。また、ドーハではAWG-LCA完了のための決定書が必要だと指摘した。一方、米国は、AWG-LCA完了のための決定書は必要ではなく、これを延長する場合には正式な決定が必要になると述べた。

サウジアラビアは、意見が分かれている領域で締約国の意見を収束させる必要があるとし、問題解決に向けて革新的な手段を見つけなければ将来的に“何度も戻る (keep coming back)”ことになる述べた。

AWG-LCAのTayeb議長は、議題項目の終了が議論の終了を意味するものでも作業が継続できないという意味になるものでもなく、全員がAWG-LCAの作業完了を願っているのだと結んだ。

AWG-LCAインセッション・ワークショップ: REDD+に関連した成果ベースの行動の完全実施に向けた、資金的なオプションに関するワークショップが8月30日 (木) に開催され、資金供給のためのモダリティーと手続きの議論が行われた。ワークショップの詳細については、<http://www.iisd.ca/vol12/enb12549e.html>を参照。

8月31日 (金) には、様々なアプローチのフレームワークや新市場メカニズムに関して2つのワークショップが開催された。詳細情報は、<http://www.iisd.ca/vol12/enb12550e.html>

9月2日 (日) には、先進国である締約国による経済全体の排出削減数値目標に関するワークショップならびに開発途上国である締約国のNAMAの多様性や基礎的条件及びこれらの行動を実施するために必要な支援の理解に関するワークショップの2つが開催された。詳細については、

<http://www.iisd.ca/vol12/enb12552e.html>

閉会プレナリー: 水曜午後に開催された閉会プレナリーでは、AWG-LCA のTayeb議長が、実施済みのプロセスについて想起し、議長の説明によれば「バンコクで取り上げられた問題点を網羅した」という“非公式概要ノート”を紹介した。この全34頁の文書にはAWG-LCAの議題や問題解決のための対応策など様々なトピックに関するやりとりを反映しているが、決定書の文言を含め、内容やフォーラムや今後の方針は合意を得ているものではないと述べた。また、このノートは、これまでの進捗や残りの課題などについて考察しやすくするために、締約国の意見、質問、またはオプション案などを参照して作成されたものであると述べた。

アルジェリアは、G-77/中国の立場から、特にダーバンで定められた新たな義務の観点から、2012-2020年の資金ギャップや、長期資金；COPとGCFとの取り決め；及び資金支援のMRV問題に対応するよう求めた。

ガンビアは、LDCの立場から、長期国際排出削減目標に関する決定書；レビュープロセスの下での長期国際目標の妥当性の評価；共通算定ルールの採択；NAMAの準備及び実施のためのハンドブック作成を含めた、開発途上国のプレッジづくりの支援；GCFに言及した長期資金に関する決定書；支援のMRV；及び2020年までの中期資金について要求した。

スワジランドは、アフリカグループの立場から、資金、技術移転及びキャパシティ・ビルディングを含めた実施手段に関する決定書を求め、2013-2020年の資金ギャップに対する懸念を示した。さらに、緩和に関する先進国による共通算定ルールを求め、締約国はダーバン・パッケージを部分的に“選り好み”することはできないと強調した。

ナウルは、AOSISの立場から、課題の大きさに相応するよう、特に世界の排出量のピーク期の特定については、もっと大きな緊急感を求めた。また、2013-15年のレビューのスコープ及びモダリティーについては、目標を受け入れるための政治的妥協の一部として合意されていることを締約国に再認識させた。さらに、共通の算定枠組みを通じて、プレッジと数値目標を比較可能にし、明確性と予測可能性を提供するための中期的資金目標を採択するよう求めた。

ベネズエラは、ALBA諸国の立場から、温室効果ガスの国際的な削減目標及び世界の排出ピークの時期；カンクンで発足した組織を通じた資金及び技術移転を伴った開発途上国の実施手段；及び環境十全性を促進するための明確なルールと方法論に関するシステムに対する取組みを求めた。また、合意された成果は実質的な決定書の形で残し、合意が得られない分野については手続き的な決定書の形でまとめるよう求めた。

スイスは、EIGの立場から、COP 18でAWG-LCAが完了しても資金や適応の問題に関する作業が終了する訳ではないと述べるとともに、議長の前公式ノートはバンコクでの作業の進展を反映していないと嘆いた。

サウジアラビアは、アラブグループの立場から、ダーバン・パッケージの完全かつ公平な実施を要請し、BAPに則った合意成果に到達したことを受けてAWG-LCAを成功裏に完了させるよう求めた。

パプアニューギニアは、熱帯雨林連合の立場から、REDD+の成果ベースの支払いのための資金拠出に向けて先進国は動いていないとの懸念を示した。

キプロスは、EUの立場から、非公式概要ノートでは、ダーバンで委任された問題とその他の問題が区別されていないのが残念だと述べ、AWG-LCAが完了しても空白を生むことはなく、これらの問題は2012-2020年のレジームの主要部分であると強調した。

オーストラリアは、アンブレラ・グループの立場から、ダーバンで委任を受けたタスクの大半で有益な進展があったとの見方を示し、コンタクトグループで検討すべき追加的な問題については合意が形成されておらず、議長の前公式概要

ノートでも過去1週間の意見のやりとりが反映されていないと指摘した。また、AWG-LCAは、ダーバンから委任された2、3の問題を重点的に扱うべきだと指摘した。

ニカラグアは、SICAの立場から、AWG-LCAでの進展がないことに失望感と苛立ちを示し、これも作業を前進させるための決定書が無いためだとして、今からドーハまでの間に決定書の草案を作成し、未決問題や保留事項の方向性についても明確にするよう求めた。

ボリビアは、アルジェリア、アルゼンチン、ボリビア、中国、キューバ、コンゴ民主共和国、ドミニカ、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、インド、イラン、イラク、クウェート、マレーシア、マリ、ニカラグア、パキスタン、フィリピン、サウジアラビア、スリランカ、スーダン及びベネズエラを代表し、BAPのほぼ全ての要素に関する決定書草案を提案したことについて述べ、AWG-LCAを完了させるためにBAPの全ての要素で野心的かつ衡平な成果に達する必要があると強調した。また、成功裏に完結した問題と未解決となっている問題とをリスト化するよう求めた。

ドミニカ共和国は、チリ、コロンビア、コスタリカ及びペルーを代表し、バリ以降、AWG-LCAで講じられた大きなステップについて強調した。また、気候プロセスは終着点というよりも成果を挙げた里程によって特徴づけられるものであると述べ、AWG-LCAの完了はすべての問題についての議論の終了を意味するものではないと述べた。

米国は、プロセスに対する懸念を声にした。ダーバン及びボンの合意により、特にREDD+、共有ビジョン及び市場メカニズムについての作業に専念することが決まったとし、その他の問題について議論することで合意が成された場合には、参加国はそれらを調査することは可能だが、そうした事実はバンコクでは無かったと述べた。また、文書の中のバランスが欠如している点は“disturbing”とし、開発途上国向けの算定や他のUNFCCC機関で実施された資金に関する作業などについて自国の政府代表が発したコメントが十分に反映されていないことについて嘆いた。また、議長の非公式ノートはドーハに向けて有益なフレームワークを示していないとし、対応措置に関する新しい章を含めた34頁の“対案”を示した。

シンガポールは、ドーハで結果を出すために、意見が収斂できる部分とできない部分をできるだけ正確に把握すべきだと述べ、議長の概要ノートに対しては、バランスが欠けており、シンガポールの貿易に関する提案も誤った形で提起されているとして懸念を表明した。

アラブ首長国連邦 (UAE) は、AWG-LCAが“十分に役割を果たし”多くの進展をなしたと述べた。

インドネシアは、議長の非公式ノートに歓迎の意を示しつつも、適応や実施手段などについて特に進展がないことに対して懸念を示し、各締約国がドーハで検討するテキスト案をできるだけ早期に提出するよう求めた。

インドは、AWG-LCAはドーハでその使命を終了しなければならず、それはダーバン・パッケージのバランスの中で中心的な要素であると強調した。また、大きな政治的な未決問題はADPに、技術的な問題はUNFCCCの新組織に付託すべきだと述べた。

中国は、ダーバン決議はAWG-LCAを終結させるものではなく、むしろ成功裏の成果に到達するまで作業を継続すべきだと強調した。

ドーハではAWG-LCAに関して充実した章を完結させられるよう各国に要請し、Tayeb議長によって午後8時47分、閉会となった。

今次会合に関する分析

、今年8月には2007年の従来の記録を塗り替えて北極海の氷の融解が進んでいるとする、意気消沈し考え込ませるニュースが流れる中、バンコクでの非公式気候会議が開催された。世界の先頭に立つ科学者達は、北極海の氷は4年以内に消滅する恐れがあることを肯定している。一方、都市や沿岸部をハリケーンが襲い、穀物や農村部を干ばつが見舞い、破壊的な野火が猛威を振るうなど、しばしば気候変動が原因だとされる極端な気象現象が経験されている。

バンコクでは、代表団は新たな気候変動対策に関する何の合意にも至らなかったが、年末のドーハ会議で成功裏の成果及びバランスのとれた政策パッケージを採択できるように期待させる幾つかの進展があった。UNFCCC事務局長が開幕時の記者会見で述べたように、(今次会合は)非公式会議でもあり、“腕まくりをして実務にあたる会議”だった。非公式バンコク会議は資金不足から開催が危ぶまれたものの、①確固たる第2約束期間を実現させるためのドーハ議定書改正、②AWG-LCAの成功裏の完了、③2015年までに新たな法的レジームに関する交渉を決着し2020年から開始できるように道筋をつくりADPの最初の作業を固める等、ある政府代表がいきみじくも述べたように、結局は盛り沢山なメニューが入れられた。

ここでは、これらの3つの要素からバンコク会議を検証し、どの程度ドーハの成功に寄与する内容となったのか議論したい。

「何かに取り組んでいるとき、弁解はなく、結果あるのみ」ーケネス・ブランチャード

京都議定書の交渉トラックに関する議論は、第2約束期間の議論が中心となった。確固たる第2約束期間は、第1約束期間と第2約束期間の“スムーズ”または“シームレスな移行”や法律・技術・運用面の継続性などを含めた幾つかの要素を構想している。法的継続性を担保するため、QELROsや第2約束期間の中で提出された先進国からの約束は、第2約束期間が開始となる2013年1月1日時点で法的拘束力をもたなければならない。ドーハでの京都議定書に対する改正の採択はこの点に対処することはできるが、そうした改正の批准は多くの国々にとって長期にわたる国内プロセスである。カンクンやダーバンで改正案の採択によって物事を進めていく機会を逃した今、必然的に起こりうる批准ギャップを回避するには、締約国は多くの創意工夫と法的な発想力を発揮しなければならない。

開発途上国、特にAOSIS諸国は、発効や個々の締約国の批准を待つ間、2013年1月1日から京都議定書改正を一時的に適用するという暫定適用を支持している。こうしたケースの前例はあり、具体例としては、WTOの前身であるGATTが1948年から1995年まで暫定適用をされていたことで有名である。とはいえ、一部の国の立法上の制約により、これは全締約国に有効な選択肢ではない。例えば、暫定適用は、“緊急時か公益”に該当しない限り行政府が条約を暫定的に適用することを憲法で認めないオーストラリアのような国には障害となる。ドーハでは第2約束期間の法的確実性を規定する問題をいかに進めていくか合意をさがす必要がある。

第2約束期間に解決しなければならないもう一つの問題は、京都議定書の柔軟性メカニズムを利用する場合の適格性である。この点については、第2約束期間に署名した国であって、現在暫定的に議定書改正を適

用しているか、受諾文書を寄託した国だけが柔軟性メカニズムへのアクセスを有すべきだとする案をAOSISが提起しているが、意見は未だに分かれている。また、京都議定書の締約国ではない国や、締約国ではあるが第2約束期間に参加する意思のない国などが、これらのメカニズムを利用する適格性があるかどうかという問題についても、締約国はドーハで決着をつけないといけない。

また、約束期間を5年とするか、8年とするかという問題でも代表団は合意に達していない。8年案の支持派は、5年の約束期間が採択される場合に2018年にまた空白期間に対応しなければならないことに対して、いかなる新レジームでも2020年に実施される場合に少々重複期間が存在することになる事実と言及しながら、“空白よりも重複の方がラクだ”と思っている。一方、5年案の支持派は、約束期間が長くなるほど野心の低レベルでロックインしてしまう可能性があると思っている。約束のレビューを実施するか、野心はいつでも引き上げられるという修正つきで対応するという案もある。

バンコクでは、代表団はこれらの問題について一定の進展はあり、京都議定書修正を採択するドーハ決定書の可能な修正案についてのAWG-KP副議長ノンペーパーという形になった。代表団がドーハでやるべき仕事は多く残されているが、このノンペーパーは少なくとも交渉テーブルに載せる今後の選択肢を示すという点で大きな役割を果たすのだ。

すべて最後にはうまくいく…うまくいなくても、そのときが最後ではないーインドの箴言

AWG-LCAに関して、AWG-LCAの下でさらなる作業が必要かどうかに関するいくつかの問題では“まったく異なる (worlds apart)”国々であるが、代表団はバリ行動計画の様々な要素を解決しようと取り組んだ。ダーバン決定書1/CP.17では、“作業を継続しバリ行動計画に沿った合意成果に到達するため、AWG-LCAの交渉権限を1年間延長し、そこでAWG-LCAを完了させる”ということで代表団は合意がなされた。あるオブザーバーの見方によると、その文言自体が“意図的に曖昧で、さまざまな解釈ができるようになっている。”ダーバンでは、共有ビジョン；先進国の緩和；開発途上国の緩和；REDD+；セクター別アプローチ；市場を含む様々なアプローチ；及びレビューといった具体的な問題をドーハに持ち込むことが定められた。ボンでは、それらの問題に関するスピンオフグループを立ち上げることに合意し、バンコクではいくつかのワークショップと併せて非公式な議論が続けられた。

とはいえ、スピンオフグループで検討されていないバリ行動計画に基づく問題をAWG-LCA完了までに取る必要があるかどうかという問題では意見の相違が残っている。先進国は、バリ行動計画で決定した多くの問題は十分に対応済みであり、さらなる検討は、その目的のためにカンクン及びダーバンで設立された組織を含めた、他の機関に付託されたと考えている。この観点からすると、関連した問題群がドーハで解決しない場合、常設の補助機関かCOPが問題解決にあたるのが可能である。しかし開発途上国は、2012-2020年の期間の資金などの諸問題が十分に取上げられたとすることには断固として意見が異なる。その結果、バンコクでは、こうした問題が対処されない場合、AWG-LCAが果たしてドーハで完了するのかという憶測を呼んだ。ある開発途上国の政府代表は“AWG-LCAの延長について合意した訳ではない。AWG-LCAの終了について同意しただけだ”と述べ、“我々にとって決定的に重要課題だと見なすこれらの問題について成功し

た結果を得る必要があるのだ”とした。これらの全く正反対の意見によって、AWG-LCAを終了させるにせよ、延長させるにせよ、決定書—及びそのコンセンサス—が必要になるのではないかとの憶測が一部の諸国で出ている。ひとつ確実なのは、ダーバン以後AWG-LCAによって成し遂げられた作業を記載した何らかの形式のテキストをドーハで提起する必要があるのではないかという点だ。

バンコク会議の最終日、AWG-LCA議長から、これまでの進展と今なお残る課題について締約国が考察する手引きとすることを目的とした非公式概要ノートが提出された。多くの開発途上国は、この編集物に満足感を示したが、先進国の多くは“これを交渉の土台と見なすことはない”との考えを示した。閉会の言葉として、いくつかの締約国は“ダーバンで議論するよう定められた要素と、さらに検討が必要と一部の国だけが信じるその他の問題とを区別していない”としてノートへの不満を示した。ベテラン交渉官はこのように説明する：“締約国が相互の信頼を築けるか、そして今後AWG-LCAの主要な懸案事項をどこでどのように議論するかということに本当に合意できるのかという点に、ドーハの成功は大いにかかっている。”

自分の考えを包み隠さないで：ビジョンを現実化せよ—ボブ・マーリー

ADPに関しては、6月に殆どの時間を費やしてADPの議題と役員の選出について合意がなされたのを受けて、バンコクでは、ボンで合意されたワークストリームに関して初めての意見交換ができた。合意されたADPの議題において、ワークストリームは、決定書 1/CP.17パラ2-6 (2020年以降のレジーム) 及びパラ7-8 (2020年以前の期間における緩和の野心の強化)に関する諸問題を取り上げた。バンコクでは、ADPの議論はラウンドテーブルで行われ、2020年以降のレジームに対して締約国がどんなビジョンを思い描き、2020年以前の期間の野心に関する作業をどのように進めるか、さらにドーハ及びその後に向けた作業をどのように計画するかを“明らかにする (shed light)” 場を締約国に与えた。ある政府代表曰く“二人の副パイロットの指揮の下、ADPの飛行機が離陸したが、目前に乱気流があつてシートベルトを外すには時期尚早ではあるが、今はとにかく空を飛んでいる。旅が始まったのだ。”

ボンでは、どのように諸原則でもってADPの作業を導くかという方法と“全てに適用可能”という言葉が意味するものについて様々な意見が表明された。異なったグループ分けされる開発途上国グループが、ADPは条約の下での枠組みであるから、共通するが差異ある責任や衡平性の諸原則を、現状通りの解釈で、適用し続けるべきだと主張した。また、“適用の普遍性”は“適用の画一性”とすべきではなく、全員参加の場合は各国の事情の違いについて配慮しなければならないと述べた。一方、現在の社会経済情勢についてますます言及する先進国は、“各国の能力や信頼が成長するにつれて野心の強化を促進するため、時間の経過とともに進化できるような”柔軟で動的な制度を求めた。

緩和を重点的に議論すべきか、その他のバリの支柱についても同等に検討すべきか、という問題は両方のワークストリームの中で依然として論議のあるところであった。多くの先進国は緩和、特に2020年以前の時期の野心レベルの引上げに焦点を絞るべきだと主張したが、開発途上国は、適応、資金及び技術についても検討すべきだと主張した。見解の違いについては、手練れた交渉官がこう説明している。ADPが本当の進展をもたらし、将来の気候レジームに向けたギャップの橋渡しをするというよりも、“AWG-LCAの未決問題の

新たなごみ捨て場になるのではないかと多くの参加者が危惧している。“バンコクでは今後の方策に関する意見も分かれ、この組織での議論がドーハで中心的な役割を果たすべきであり、その他のAWGでの進展とバランスを図るべきだとの意見が出る一方、AWG-KPとAWG-LCAの下での作業について、“あまりにも早い段階で文書に関する交渉を開始すると、ドーハ向けの本当の配達物が汚染されてしまう”との意見も出された。

さらに、いくつかの先進国は、具体的な里程標が示された作業計画について合意がなされ、閣僚陣がADPラウンドテーブルに参加すれば、ドーハとそれ以後の作業をより良く前進させられるだろうと見ているが、他の2つのAWGが“ハッピー・エンド”を迎えられるようにすることが最優先課題だとの意見もあった。

砂漠が美しいのは、そこに時として泉が隠されているからだーアントワヌ・サンテグジュペリ

週の終わりには、程度の差こそあれ、3つの交渉トラック全てにおいて若干の進展がみられたことを多くの参加者が認めていた。次に重要な会合となるのは10月の終わりに向けて韓国で開催されるプレCOP会合である。“3つのグループをドーハで団結させなければならない”と参加者の一人が言う。多くの開発途上国は、他の2つのAWGの結論に満足するまではADPの中で作業を前進させることはできないと信じている。この状況では、3つのAWG間の関係やトレードオフをはっきりさせるという意味でバンコク会議が目的を果たしたと考える者は多い。最後に、バンコク会議を開催する必要性を疑問視する向きもあったが、UNFCCC事務局長は閉会時の記者会見で楽観的であり、「バンコク会議はドーハでの“着陸ゾーン”を整備したのだ」と語っていた。ドーハは決して楽な会議にはならないだろ。“ここバンコクでは、我々は軍隊を一行に並べ、全員が各自の配置についているが、まだ銃は撃たれていない状況という感じを受ける”と彼女自身も最前線で陣取っているところのある政府代表は言った。本当の戦いは、12月の砂漠にやってくる。

今後の会合日程

第69回CDM理事会：クリーン開発メカニズム(CDM)理事会は、CDMの運用に関する問題を検討するため、第69回理事会を開催する。 日程：2012年9月9-13日 場所：ドイツ、ボン 連絡先：UNFCCC事務局 TEL：+49-228-815-1000 FAX：+49-228-815-1999 Eメール：secretariat@unfccc.int
www：http://unfccc.int/meetings/unfccc_calendar/items/2655.php

アフリカ環境大臣会議第14回例会：アフリカ環境大臣会議第14回例会（AMCEN-14）は、アフリカ諸国の閣僚がUNCSD（Rio+20）の主要成果を議論し、他の新たに登場した問題を話し合う場を提供する。さらに、この会議は各国閣僚がUNFCCCのCOP 18に向けた戦略を練る機会となる。 日程：2012年9月10-14日 場所：タンザニア、アルーシャ 連絡先：Angele Luh Sy TEL：+254-20-762-4292
Eメール：Angele.Luh@unep.org www：http://www.unep.org/roa/amcen/

低炭素エネルギーシステムへの移行：どの経路がすべてのためのエネルギーアクセスとなるのか?：このワークショップは、Low Carbon Energy for Development Networkの企画、英国サセックス大学の主催で行わ



Earth Negotiations Bulletin
Bangkok Climate Change Conference - August 2012
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg17i/>

一般財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

れる。UNCSDの成果を検討し、低炭素開発がエネルギーアクセスや貧困撲滅、人間開発、経済成長の問題に同時に対処するための方法を検討する。ワークショップの目的は、“すべてのための持続可能なエネルギー”という国連目標を実現させるために解決する必要がある優先課題を明確にし、かつ討議すること。 日程：2012年9月10-11日 場所:イギリス、ブライトン 連絡先：Dr. Rob Byrne TEL:+44-1273-873-217

Eメール：r.p.byrne@sussex.ac.uk www：

http://www.ukcds.org.uk/event-Transitions_to_low_carbon_energy_systems_which_pathways_to_energy_access_for_all_-1819.html

気候・水・政策に関する国際会議：気候科学者や水資源管理者、その他の分野の専門家が集まり、4つのカテゴリーに分けて水資源に対する気候変動の影響について議論する。4つのカテゴリーは、短期～季節的なレベルの水の利用可能性と洪水への気候変動の影響；10年及び10年以下のレベルの水の安全保障と洪水被害への気候変動の影響；業務計画や意思決定のための確率論的な気候及び水の情報の伝達；気候変動への適応のための国際協力づくりと政策協調。日程:2012年9月11-13日 場所:韓国、釜山 連絡先:Jin-Ho Yoo

Eメール:jhyoo@apcc21.net www: <http://www.apcc21.org/eng/acts/int/ann/japcc020701.jsp>

高 CO₂濃度世界での海洋に関する第 3 回シンポジウム：このシンポジウムは、海洋学研究に関する科学委員会 (SCOR)、ユネスコの政府間海洋学委員会 (IOC)、地球圏・生物圏国際プログラムの主催で開催される。このシンポジウムは、300 名以上の優れた世界的科学者が集まり、海水の酸性化が海洋生物や生態系、生物地学化学的循環に与える影響を議論することを目指す。また、海水の酸性化による社会経済的な影響結果も議論の対象とし、これには政策や管理の影響も含める。 日程：2012 年 9 月 24-27 日 場所：米国カリフォルニア州、モントレレー Eメール：secretariat@scor-int.org www： <http://www.highco2-iii.org/>

第 30 回共同実施監督委員会会合：共同実施 (JI) 監督委員会は 9 月に会合を行う。 日程：2012 年 9 月 26-28 日 場所：ドイツ、ボン 連絡先：UNFCCC 事務局 TEL：+49-228-815-1000 FAX：+49-228-815-1999 Eメール：secretariat@unfccc.int www： http://unfccc.int/meetings/unfccc_calendar/items/2655.php

第 22 回 LEG 会合：後発開発途上国の専門家グループ会合が 2012 年 9 月下旬に開催される。 日程：2012 年 9 月 26-29 日 場所：ツバル、フナフティ 連絡先：UNFCCC 事務局 TEL：+49-228-815-1000 FAX：+49-228-815-1999 Eメール：secretariat@unfccc.int

www： http://unfccc.int/meetings/unfccc_calendar/items/2655.php

気候変動と開発政策に関する UNU-WIDER 会議：国連大学 (UNU) -世界開発経済研究所 (WIDER) の「気候変動と開発政策」会議は、気候と開発という目標をいかに両立するかという方法に関する多様な視点について考察することを目指す。この会議では、低炭素開発 (緩和) と気候に耐性のある戦略 (適応) の両方に焦点を当てながら、研究が開発政策に対してどれだけ情報提供が可能であるかを評価し、既存の知識のギャップを明らかにする。 日程：2012 年 9 月 28-29 日 場所：フィンランド、ヘルシンキ 連絡先：Anne Ruohonen Eメール：anne@wider.unu.edu

www： http://www.wider.unu.edu/events/2012-conferences/Climate-change-2012/en_GB/28-09-2012/

環太平洋 LDC 諸国のための LEG ワークショップ：環太平洋後発開発途上国 (LDC) 向けの LEG ワークショ



Earth Negotiations Bulletin
Bangkok Climate Change Conference - August 2012
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg17i/>

一般財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

ップがツバルで開催される。 日程:2012年9月28-10月3日 場所:ツバル、フナフティ 連絡先:UNFCCC
事務局 TEL: +49-228-815-1000 FAX: +49-228-815-1999 Eメール: secretariat@unfccc.int
www: http://unfccc.int/meetings/unfccc_calendar/items/2655.php

長期資金に関する第2回ワークショップ: 長期資金に関する作業計画は、2013年以降の気候変動資金の動員を拡充するために現在行われている取組に貢献するものである。 日程:2012年10月1-3日 場所:南アフリカ、ケープタウン 連絡先: UNFCCC事務局 TEL:+49-228-815-1000 FAX:+49-228-815-1999
Eメール:secretariat@unfccc.int

www:http://unfccc.int/cooperation_support/financial_mechanism/long-term_finance/items/6814txt.php

10月CDM会合: CDM評価チーム第8回ワークショップは2012年10月1-2日、CDM小規模作業部会第39回会合は10月9-12日、第5回CDMラウンドテーブルは10月12日、CDM方法論パネル第58回会合は10月15-19日、CDM信任パネル第62回会合は10月22-25日にそれぞれ開催される。 場所:ドイツ、ボン 連絡先:UNFCCC事務局 TEL:+49-228-815-1000 FAX:+49-228-815-1999 Eメール:secretariat@unfccc.int
www: http://unfccc.int/meetings/unfccc_calendar/items/2655.php

プレCOP18閣僚級会合: UNFCCC第18回締約国会議(COP18)に先立ち、閣僚級準備会合が開催される。 日程:2012年10月21-23日 場所:韓国、ソウル 連絡先:UNFCCC事務局 TEL:+49-228-815-1000
FAX:+49-228-815-1999 Eメール: secretariat@unfccc.int www: <http://unfccc.int>

アフリカ持続可能なエネルギーの資金サマーアカデミー: 持続可能なエネルギーの資金アカデミー(フランクフルトスクールとUNEP気候と持続可能なエネルギー資金の調整センターの新しい枠組みの中で開催)は、ケニアのナイロビにおいてアフリカでの再生可能エネルギーについて重点的に取り上げ、再生可能エネルギーとエネルギー高効率化の資金に関する包括的な枠組みを提供する。 日程:2012年10月21-26日 場所:ケニア、ナイロビ 連絡先: Summer Academy Team TEL: +49-069-154008-692 FAX: +49-069-154008-4692 Eメール: summ:eracademy@fs.de
www:

http://www.frankfurt-school.de/content/en/consulting/ias/summer_and_winter_academies/sustainable_energy_finance_nairobi.html

第5回アジア防災閣僚級会議: 第5回アジア防災閣僚級会議(AMCDRR)が、各地域や国際的な開発パートナーの後援の下、インドネシア災害管理庁(BNPB)と国連防災戦略(UNISDR)の共催で開催される。AMCDRRは、“防災(DRR)のための地域の能力強化”をテーマにして招集される。 日程:2012年10月22-25日 場所:インドネシア、ジョグジャカルタ TEL:+62-21-4452-1802 FAX:+62-21-3860-745
Eメール:secretariat@5thamcdrr-indonesia.net www:<http://5thamcdrr-indonesia.net/>

行動のための支援:航空と気候変動: 本セミナーは、国際民間航空機関(ICAO)によって開催され、各国政府やその他の利害関係者に、国際航空と気候変動に関する政策や行動を策定・実施するために必要な支援に関して、意見や情報の交換を行う機会を提供する。さらにセミナーは、気候政策・行動の立案・実施においてICAOや関連する利害関係者が支援可能なシナジーや現行の措置やメカニズムについて検討する。検討テ



Earth Negotiations Bulletin
Bangkok Climate Change Conference - August 2012
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg17i/>

一般財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

ーマ：キャパシティ・ビルディング；代替燃料；排出削減行動のための資金提供；技術移転；及び技術支援（ICAOウェブ版ツール及びデータベース）。 日程：2012年10月23-24日 場所：カナダ、ケベック州モントリオール 連絡先：ICAO事務局環境部航空交通局

TEL:+1-514-954-8219、内線8243 Eメール:acli@icao.int

www : <http://www.icao.int/meetings/acli/Pages/default.aspx>

第8回アフリカ開発フォーラム：第8回アフリカ開発フォーラム（ADF）は、「アフリカの開発のための自然資源の統治と活用」をテーマに開催される。ADFは、次の6つの分野に焦点を当てる：知識基盤、人的能力と制度の能力；政策、法律問題、規制問題；経済問題；ガバナンス、人権、社会問題；参加と自然資源の所有権；環境上、物質上の管理と気候変動。 日程：2012年10月23-25日 場所：エチオピア、アジスアベバ 連絡先：Isatou Gaye TEL：+251-11-544-5098 FAX：+251-11-551-0365 Eメール：igaye@uneca.org

www : http://new.uneca.org/adfviii/adf_news.aspx

UN-REDD第9回プログラム政策評議会：UN-REDD第9回プログラム政策評議会の事前会合は10月25日に開催される。10月21-23日には森林炭素パートナーシップ・ファシリティ（FCPF）の参加者会合が同じ場所で開催され、両会合の参加者向けには任意の現場訪問も10月24日に実施される。 日程：2012年10月26-27日 場所：コンゴ共和国、ブラザビル 連絡先：Rosa Andolfato、UN-REDD Programme 事務局 TEL：+41-22 917-8946 Eメール:rosa.andolfato@un-redd.org

www: <http://www.un-redd.org/PolicyBoard/tabid/102628/Default.aspx>

ナイジェリア代替エネルギーExpo：ナイジェリア代替エネルギーExpoは、世界各地の再生可能エネルギー及び電力の専門家、政府および市民社会からの代表ならびに200社以上の出展企業を一堂に集結する。この催しの目的は、すべての利害関係者が、ネットワークを作り、知識や技能を移転するためのプラットフォームの構築、気候変動についての意識向上や一般への教育；さらに再生可能エネルギーと気候変動への耐性の最前線にある、地域と国際的なイニシアティブや技術を展示紹介するものである。 日程：2012年10月29-31日 場所：ナイジェリア、オグン州、アベオクタ、クト文化センター 連絡先：Conference Organizers TEL：+234-9-480-6271 Eメール:info@nigeriaalternativeenergyexpo.org

www: <http://www.nigeriaalternativeenergyexpo.org/>

CIF パートナーシップ・フォーラム及び関連会合：気候投資ファンド（CIF）と欧州復興開発銀行（EBRD）の共催により2012年11月6-7日、CIF パートナーシップ・フォーラム2012及び関連会合が開催される。フォーラムでは、これまで気候変動と開発はCIFの面からのみで議論されが、気候変動と開発の両者の関連を関係者がグローバルに理解を深める機会を提供する。このフォーラムに先行して、すべてのCIFプログラムに対するパイロット・カンントリー会合〔気候技術基金、森林投資プログラム、気候耐性のパイロット・プログラム、及び低所得国における再生可能エネルギー拡充プログラム〕（10月30日-11月1日）や民間セクター・フォーラム（11月5日）が開催される。 日程：2012年10月30日-11月7日 場所：トルコ、イスタンブール 連絡先：CIF 業務ユニット Eメール：cifevents@worldbank.org

www : http://www.climateinvestmentfunds.org/cif/partnership_forum_2012_home



Earth Negotiations Bulletin
Bangkok Climate Change Conference - August 2012
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg17i/>

一般財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

「世界エネルギー展望 2012 年」公表：国際エネルギー機関(IEA)はその主要刊行物である「世界エネルギー展望(WEO)」2012年版の刊行をする。WEO-2012には、世界のエネルギー市場の動向に関する分析と洞察、エネルギー安全保障、環境保護、経済発展に及ぼす影響などが記載される。さらに、2035年までのエネルギー生産と需要、投資、国別・燃料別・部門別の貿易と排出量の最新予測についても記載される。また、WEO-2012は、特定のエネルギー戦略問題も調査し、今後到来する「ガスの黄金時代」に関する「黄金則」；エネルギー効率向上の価値に関する詳細調査；水資源とエネルギーの関連の重要性増大；エネルギー動向に対する気候のフィードバック；すべてのための持続可能なエネルギー国際年について取り上げる。 日程：2012年11月12日 場所：フランス、パリ 連絡先：Pawel Olejarnik、IEA TEL：+33-1-40-57-67-57 Eメール：pawel.olejarnik@iea.org www：<http://www.worldenergyoutlook.org/publications/weo-2012/>

第70回CDM理事会：UNFCCC COP 18/CMP 8に先立って第70回CDM理事会が開催される。 日程：2012年11月19-23日 場所：カタール、ドーハ 連絡先：UNFCCC事務局 TEL：+49-228-815-1000 FAX：+49-228-815-1999 Eメール：secretariat@unfccc.int
www：http://unfccc.int/meetings/unfccc_calendar/items/2655.php

ボゴタ・サミット：都市と気候変動：ボゴタ市長主催、中南米開発銀行、フランス大使館、フランス開発庁(AFD)、AVINA財団、地域開発金融公社(FINDETER)、El Tiempoニュースグループ、UN-HABITAT等の後援で行われる、このサミットは、専門家や金融機関、国際機関や中南米地域および市町村の指導者らが集まり、中南米の都市が気候変動を緩和・適応し、それらの影響に耐性をもつ低炭素都市に移行することをめざして具体的なアクションについて討議する。会議では、住宅密集度、持続可能な建設、エネルギー効率、水供給、リスク管理及び移動の管理などを主要課題として、一連のテーマ別討論会やワークショップが開催される。 日程：2012年11月19-21日 場所：コロンビア、ボゴタ 連絡先：Eleonora Betancur、International Affairs、Office of the Mayor Eメール：ebetancur@alcaldiabogota.gov.co
www：<http://www.ciudadesycambioclimatico.org/>

CDM DNA フォーラム第14回会合：CDM指定国家機関(DNA)フォーラムが11月下旬に開催される。 日程：2012年11月24-25日 場所：カタール、ドーハ 連絡先：UNFCCC事務局 TEL：+49-228-815-1000 FAX：+49-228-815-1999 Eメール：secretariat@unfccc.int
www：http://unfccc.int/meetings/unfccc_calendar/items/2655.php

UNFCCC COP 18：国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の第18回締約国会議(COP 18)と第8回京都議定書締約国会合(CMP 8)は、カタールのドーハで開催される。他の関連会議も同時期に開催される。 日程：2012年11月26日-12月7日 場所：カタール、ドーハ 連絡先：UNFCCC事務局 TEL：+49-228-815-1000 FAX：+49-228-815-1999 Eメール：secretariat@unfccc.int
www：http://unfccc.int/meetings/doha_nov_2012/meeting/6815.php

用語集

ADP	強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会
AAU	割当量単位
ALBA	米州ボリバル同盟
AOSIS	小島嶼国連合
AWG-KP	京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関する特別作業部会
AWG-LCA	条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会
BAP	バリ行動計画
BASIC	ブラジル、南アフリカ、インド、中国
CBDR	共通だが差異ある責任
CDM	クリーン開発メカニズム
COP	気候変動枠組条約締約国会議
CMP	京都議定書締約国会議
CTCN	気候技術センター・ネットワーク
GCF	緑の気候基金
EIG	環境十全性グループ
EITs	市場経済移行国
HFCs	ハイドロフルオロカーボン類
IPRs	知的財産権
LDCs	後発開発途上国
MRV	計測、報告、検証
NAMAs	国別適切緩和行動
QELROs	数量化された排出抑制および削減目標
REDD+	開発途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減、森林の保全と持続可能な管理の役割、途上国での森林炭素貯留量強化
SBI	実施に関する補助機関
SBSTA	科学上及び技術上の助言に関する補助機関
SICA	中米統合機構
TEC	技術執行委員会
UNFCCC	国連気候変動枠組条約



Earth Negotiations Bulletin
Bangkok Climate Change Conference - August 2012
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg17i/>

一般財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Asheline Appleton, Leila Mead, Delia Paul, Eugenia Recio, Mihaela Secieru and Antto Vihma, Ph.D. The Digital Editor is Francis Dejon. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the European Commission (DG-ENV), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), and the Government of Australia. General Support for the Bulletin during 2012 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, the Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022, USA. The ENB Team at the Bangkok Climate Change Conference - August 2012 can be contacted by e-mail at <asheline@iisd.org>.